

埼玉県男女共同参画基本計画
(令和4年度～令和8年度)

ごあいさつ



本県では、男女共同参画社会の実現に向けて、平成12年に全国に先駆け「埼玉県男女共同参画推進条例」を制定しました。この条例に基づき、「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定し、施策を総合的かつ計画的に進めてきました。

この間、固定的な性別役割分担意識に同感しない人の割合は上昇傾向にあるものの、その解消にはいたっておらず、女性の政策決定への参画や家庭や地域における男性の参画が十分に進まないなど、いまだ多くの課題が残されています。

本県は今、時代の大きな転換点に差し掛かっています。本県の人口はまもなく減少に転じ、全国で最も速いスピードで後期高齢者が増加すると見込まれています。

社会情勢の変化に柔軟に対応するため、多様な視点を取り入れた活力ある埼玉づくりが不可欠となっています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大が、女性の生活に大きな影響を与えています。ドメスティック・バイオレンスや性暴力の増加・深刻化が懸念され、雇用・所得への影響などが浮き彫りになっています。

こうした中、性別に関わらず、誰もが自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現が、今ほど求められている時代はありません。

このたび、これまでの成果や課題、社会情勢の変化を踏まえ、「埼玉県男女共同参画基本計画(男女共同参画社会の実現～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～)」を策定しました。策定に当たっては、新たに4つの目指す姿を提示し、男女共同参画社会への道筋を分かりやすいものとししました。この計画に基づき、男女共同参画に向けた取組を一層加速させてまいります。

男女共同参画社会の実現には、県や市町村の取組はもとより、県民の皆様一人一人が、男女共同参画を自分自身の問題として捉え、「ワンチーム埼玉」で取り組んでいく必要があります。県民の皆様には、更なる御理解と御協力をお願い申し上げます。

計画策定に当たりましては、埼玉県男女共同参画審議会において、幅広い観点から熱心に御議論いただきました。また、県民の皆様からも多くの貴重な御意見をお寄せいただきました。御協力いただきました方々に心から御礼申し上げます。

令和4年3月

埼玉県知事 大野 元裕

目 次

第1章 計画の策定に当たって 1

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の期間	2
4	男女共同参画をめぐる本県の状況	2
5	日本の男女共同参画状況の国際比較	10

第2章 計画の基本的な考え方 12

1	計画の目標	12
2	計画を推進するための基本的な視点	12
3	条例の基本理念と計画の基本目標	14
4	計画の体系	15
5	計画の推進指標	17

第3章 計画の内容 19

目指す姿	I	あらゆる分野における男女共同参画	19
基本目標	I-1	政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大	19
基本目標	I-2	家庭と地域活動への男性の参画拡大	25
目指す姿	II	経済社会における女性活躍の拡大	31
基本目標	II-1	働く場における女性活躍の推進	31
基本目標	II-2	男女ともに働きやすい職場環境づくり	36
目指す姿	III	誰もが安全・安心に暮らせる社会	41
基本目標	III-1	女性に対するあらゆる暴力の根絶	41
基本目標	III-2	生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重	51
基本目標	III-3	生涯を通じた男女の健康支援	58
基本目標	III-4	男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	65
目指す姿	IV	男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う	69
基本目標	IV-1	固定的性別役割分担意識や偏見の解消	69
基本目標	IV-2	男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実	75

第4章 計画の推進体制 79

用語の解説（文中に＊を付した語句の解説） 81

- グラフの集計は、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表記してあります。このため、各回答率（％）を足し上げても100%とならない場合があります。

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

本県では、全国に先駆けて平成12年（2000年）3月に埼玉県男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、条例に基づく初の基本計画として、平成14年（2002年）2月に「埼玉県男女共同参画推進プラン2010」を策定しました。

現行の「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成29年度（2017年度）～令和3年度（2021年度））は、平成27年（2015年）8月に成立した、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律*（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく都道府県推進計画としても位置付け、「男女共同参画社会の実現―男女が共に個性と能力を発揮でき、人権が尊重された埼玉―」を目標として、男女共同参画に係る施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

本県の人口はまもなく減少に転じ、全国で最も速いスピードで後期高齢者の増加が見込まれています。こうした中で、誰もが自分らしく活躍できる、活力ある持続可能な社会づくりが大きな課題となっており、男女共同参画の視点の重要性が高まっています。また、令和2年（2020年）からの新型コロナウイルス感染症の拡大は未曾有の危機をもたらしており、特に女性がその大きな影響を受けています。配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の増加や深刻化が懸念され、雇用・所得への影響などが浮き彫りになりました。男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させていく必要があります。

県では現行計画の計画期間の満了に当たり、これまでの成果や課題を踏まえるとともに、社会情勢の変化に対応するため、今後の目指す姿と取り組むべき施策を明らかにする、新たな「埼玉県男女共同参画基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置付け

- （1）男女共同参画社会基本法第14条及び条例第12条に基づき、知事が策定する県の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- （2）女性活躍推進法第6条第1項に規定する県の女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画です。
なお、計画の「目指す姿Ⅱ」に係る部分について、女性活躍推進法第6条第1項に基づく「都道府県推進計画」として、位置付けます。
- （3）男女共同参画をめぐる国連の動向や国の第5次男女共同参画基本計画を踏まえるとともに、本県の総合計画である埼玉県5か年計画*との整合を図り、県の部門別計画として策定する計画です。
- （4）県民からの意見や男女共同参画審議会からの答申を受け、県民、事業者、民間団体、市町村などと連携して施策の推進に取り組むための計画です。

3 計画の期間

令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間

4 男女共同参画をめぐる本県の状況

（1）人口減少・少子高齢化の進行

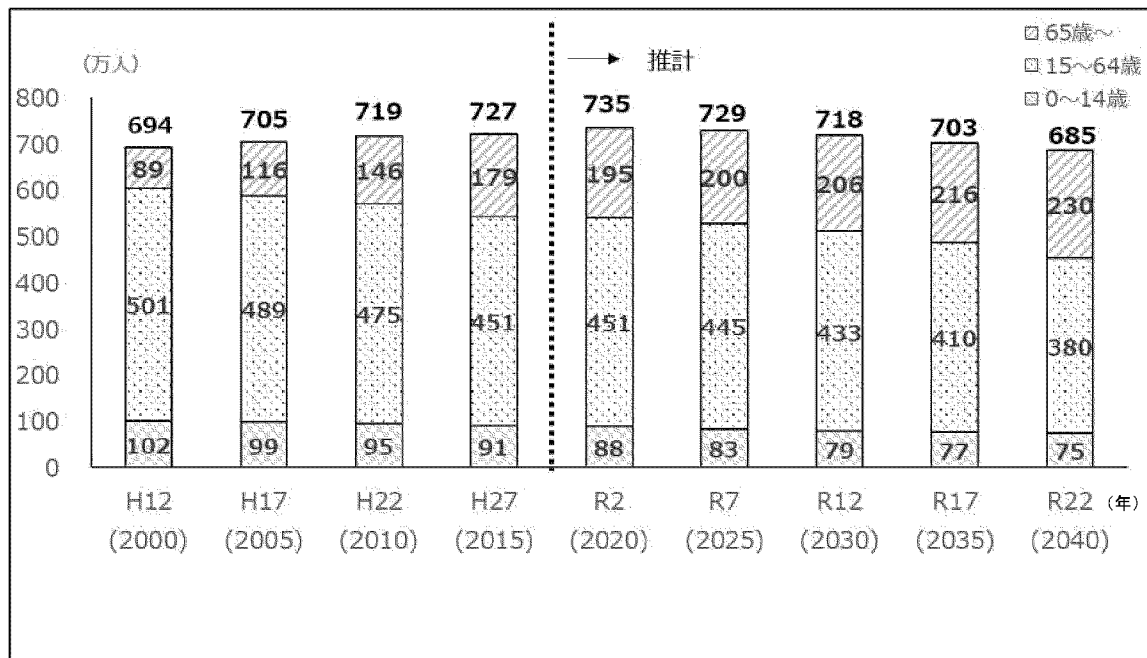
本県の人口は、国勢調査が開始された大正9年（1920年）から令和2年（2020年）まで一貫して増加してきました。近年の人口変動の状況は、平成24年（2012年）に死亡数が出生数を上回る自然減に転じていますが、転入数が転出数を上回る社会増の影響で人口は緩やかな増加を続けています。

今後、自然減が社会増を上回ることによって、人口減少に転じ、令和12年（2030年）には約720万人となり、そして令和22年（2040年）には700万人を下回ると予想されています。

本県の65歳以上の高齢者は、令和12年（2030年）には約206万人、令和22年（2040年）には約230万人まで増加し、県民の3人に1人が高齢者となる見込みです。

一方で、15歳から64歳までの生産年齢人口は、平成12年（2000年）の約501万人をピークに減少が続き、令和12年（2030年）には約433万人、令和22年（2040年）には約380万人まで減少する見通しです。

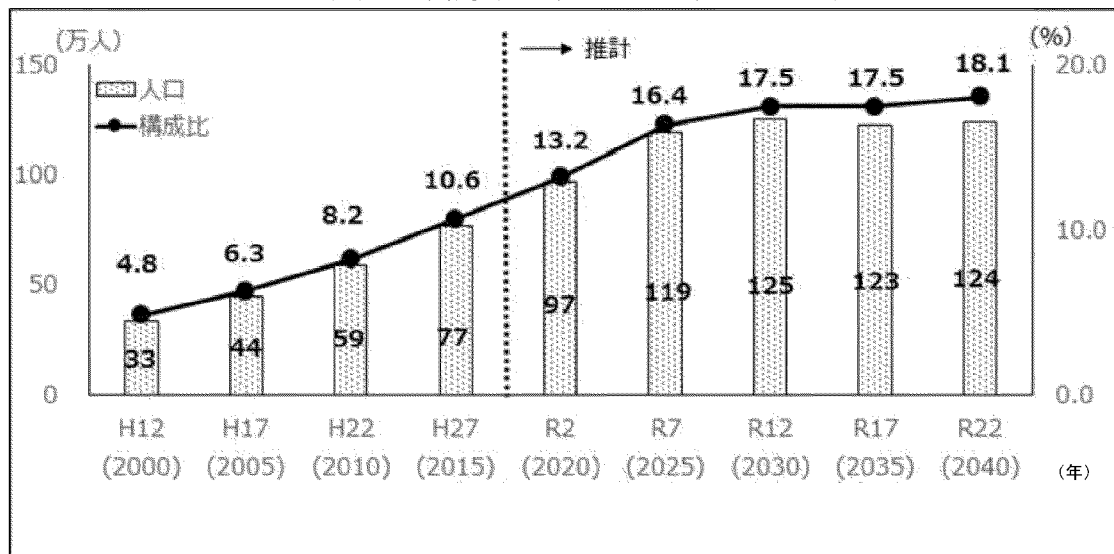
本県の将来人口の見通し（年齢3区分別）



資料：平成27年までは「国勢調査」（総務省）、令和2年以降は埼玉県推計
（国勢調査の人口総数には、年齢「不詳」を含むため、年齢3区分別人口の合計とは一致しない。
なお、端数処理の関係で年齢3区分別の合計と人口総数が一致しない場合もある。）

また、本県の75歳以上の後期高齢者は、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、いわゆる団塊世代の高齢化に伴い、平成27年（2015年）から令和12年（2030年）までの15年間で約1.6倍の約128万人に増加すると見込まれています。この間の後期高齢者の増加率は全国で最も高く、社会に与える影響の大きさなどを考えると、異次元の高齢化とも呼べる状況を迎えています。

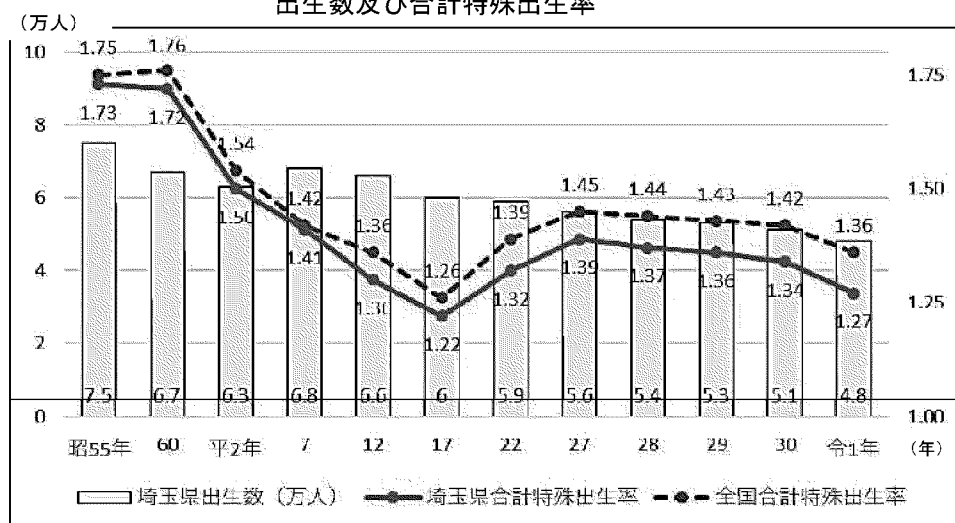
本県の後期高齢者（75歳以上）人口の推移



資料：平成27年までは「国勢調査」（総務省）、令和2年以降は埼玉県推計
構成比は、人口総数から年齢「不詳」を除いて算出。

本県における出生数は減少傾向にあり、令和元年（2019年）は約4万8千人となっています。合計特殊出生率は1.27で、全国で5番目に低くなっています。

出生数及び合計特殊出生率

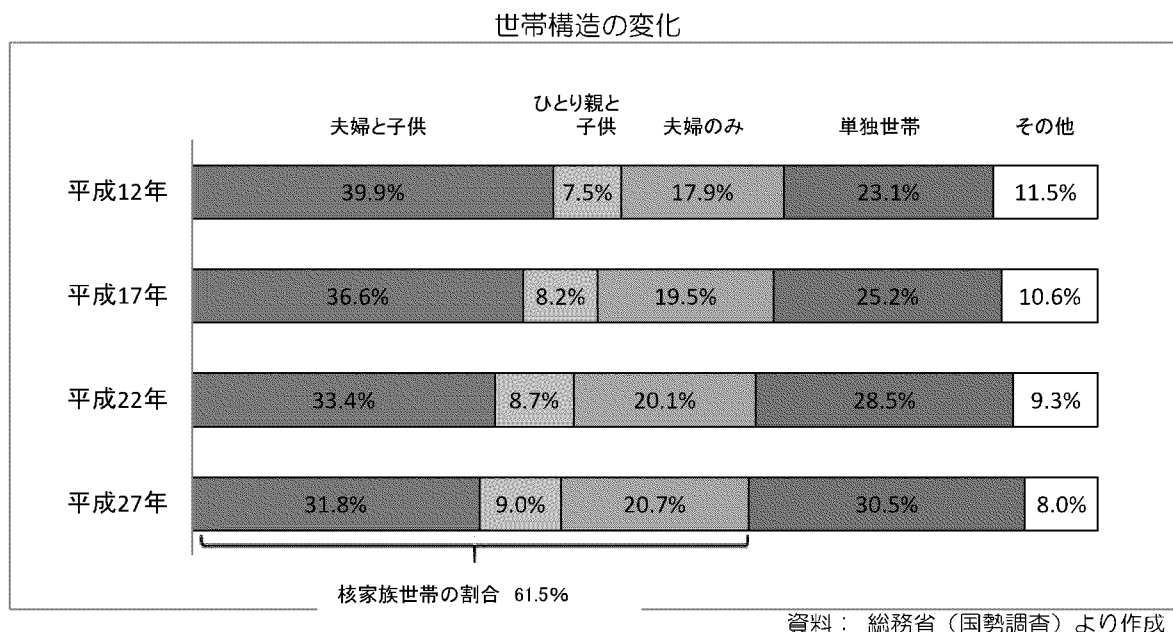


資料：平成27年までは総務省「国勢調査」、平成28年からは厚生労働省「人口動態統計」より作成

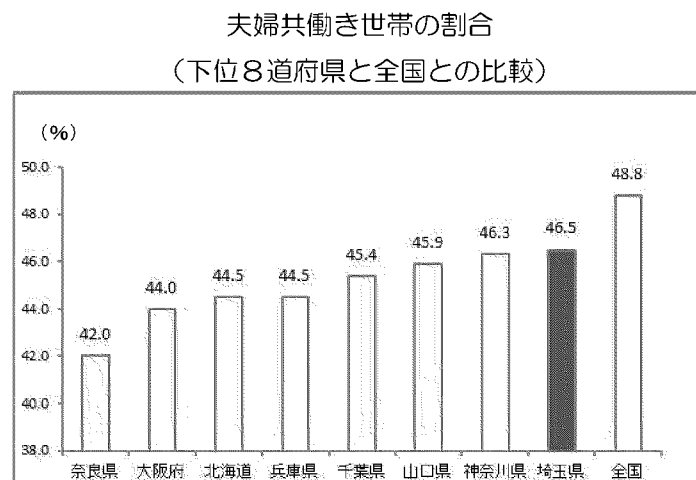
（２）世帯構造の状況

平成12年（2000年）から平成27年（2015年）の変化を見ると、「夫婦と子供」世帯の割合が減少傾向である一方、「夫婦のみ」、「単独」世帯の割合が上昇しています。「ひとり親」世帯の割合も上昇傾向にあります。

核家族世帯の割合は、61.5%と全国平均（55.9%）より、5.6ポイント高く、奈良県に次いで全国2位となっています。



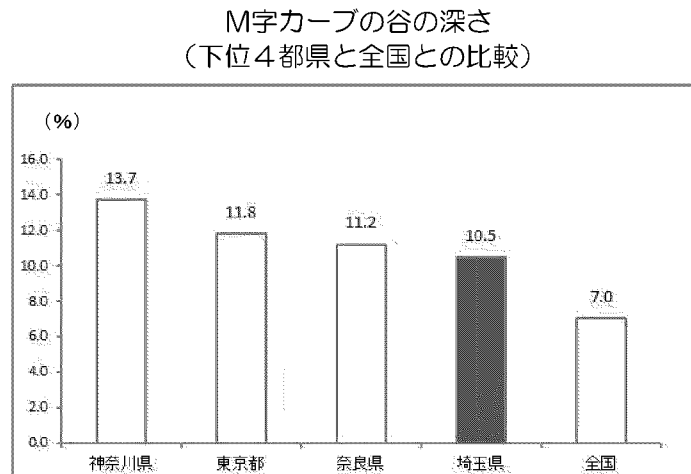
夫婦と子供からなる世帯のうち、夫と妻が有業の世帯の割合は、全国平均は48.8%のところ、本県の状況は46.5%であり、全国で8番目に低くなっています。



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

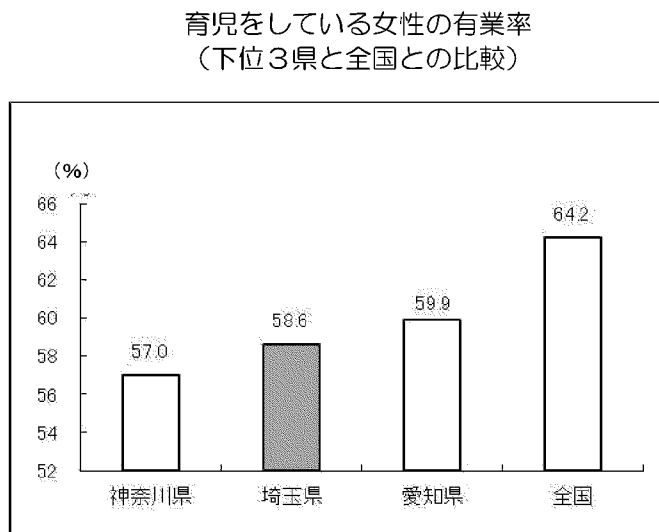
（３）就業の状況

女性の就業率が出産、子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブ*の谷の深さ（M字型カーブの左右のピークの値と底の値との差）は、10.5ポイントで、全国で4番目に深く、全国（7.0ポイント）より深くなっています。



資料：総務省「平成27年国勢調査」

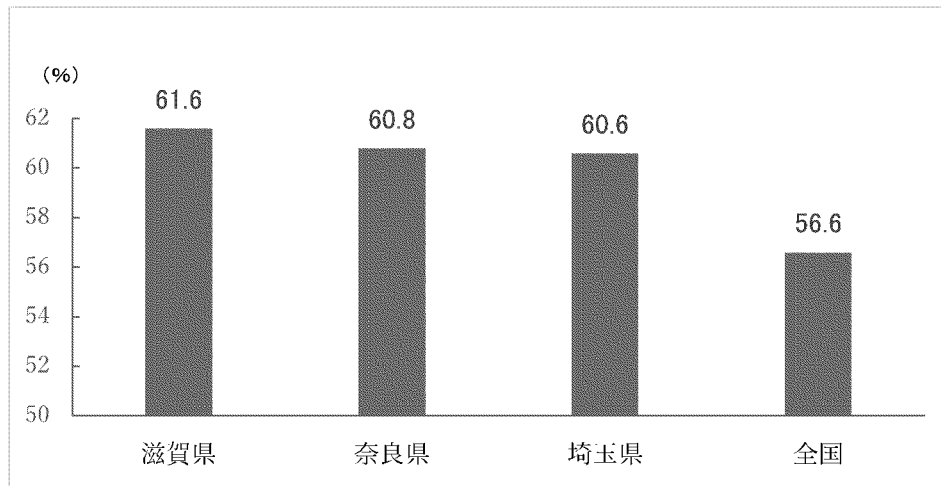
育児をしている女性の有業率を見ると、本県は58.6%であり、全国で2番目に低く、全国（64.2%）に比べ、5.6ポイント低くなっています。



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

埼玉県女性の雇用者の非正規雇用率は、60.6%と全国で3番目に高く、全国（56.6%）に比べ、4ポイント高くなっています。

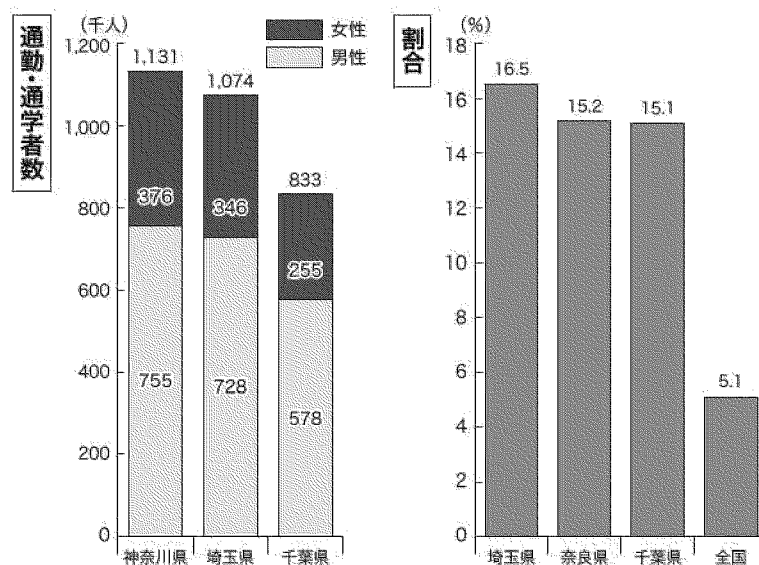
女性の非正規雇用者の割合
(上位3県と全国との比較)



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

他都県への15歳以上の通勤・通学者数は、1,074千人で全国で2番目に多く、都道府県別人口に占めるその割合は16.5%と全国1位になっています。

他都県への通勤・通学者数とその割合



資料：総務省「平成27年国勢調査」より作成

（４）政策決定過程への参画

審議会等委員に占める女性の割合は、３９．３％（令和３年（２０２１年）４月１日現在）で全国１７位となっています。なお、全国の割合は、３７．５％となっています。

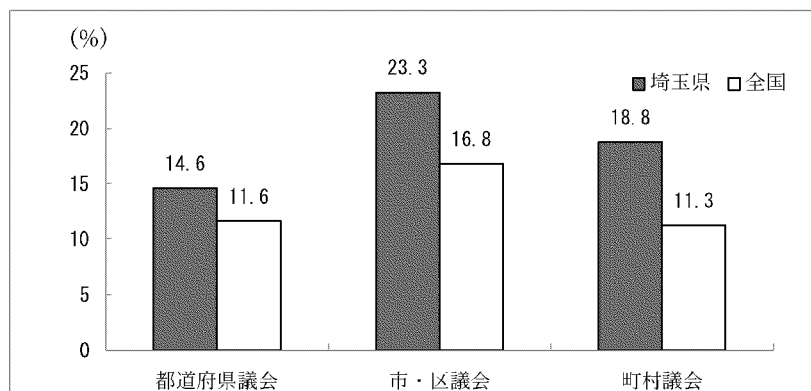
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等委員への女性の登用率は、３８．３％で全国７位となっています。

県議会における女性議員の割合は、１４．６％（８９人中１３人）で全国６位となっています（令和３年（２０２１年）８月１日現在）。

市区議会における女性議員の割合は、２３．３％（９５４人中２２２人）で全国２位、町村議会における女性議員の割合は、１８．８％（２９８人中５６人）で全国３位となっています（令和２年（２０２０年）１２月３１日現在）。

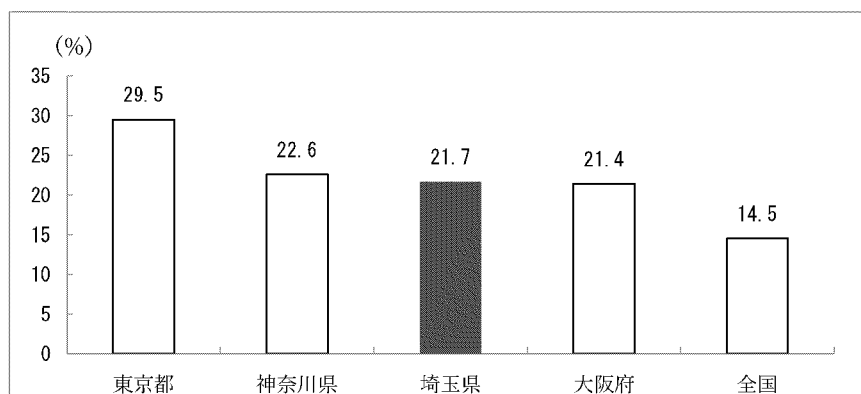
県及び市区町村議員の女性の割合は、２１．７％で、全国３位となっています。なお、全国の割合は１４．５％となっています。

女性議員の割合
（全国との比較）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和３年度）より作成

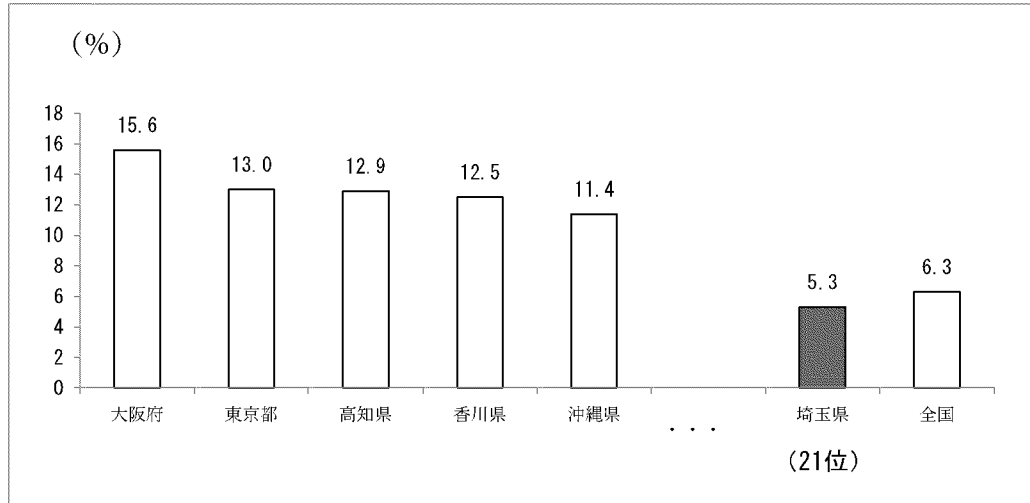
都道府県別女性議員の割合（上位４都府県・全国との比較）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和３年度）より作成

自治会長に占める女性の割合は、5.3%（令和3年（2021年）4月1日現在）で、全国21位となっています。なお、全国割合は6.3%となっています。

自治会長に占める女性の割合（上位5都府県・全国との比較）



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」（令和3年度）より作成

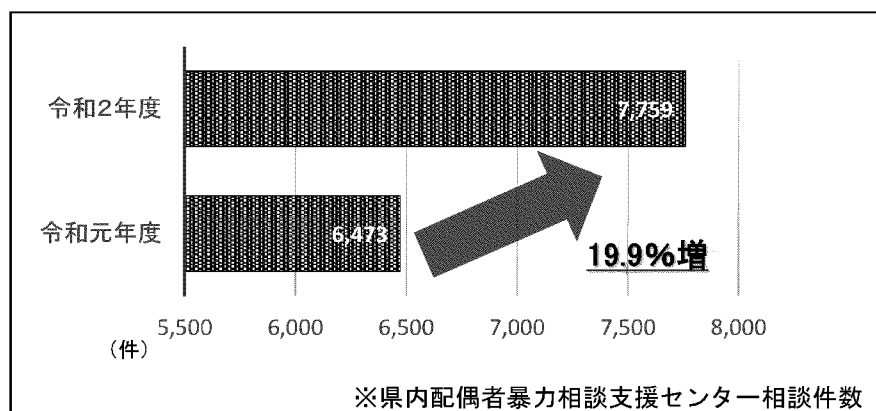
（5）新型コロナウイルス感染症拡大の影響への対応

令和2年（2020年）の年明けからの新型コロナウイルス感染症拡大の影響は老若男女に幅広く及んでいます。特に女性に対して、就業面から生活面について様々な形で深刻な影響を及ぼしています。

「令和3年版男女共同参画白書」（内閣府男女共同参画局）では、コロナ禍で男女共同参画の課題が顕在化したとしています。就業面では、外出自粛や休業等により、女性就業者の多いサービス業、とりわけ飲食・宿泊業等が打撃を受け、非正規雇用労働者を中心に深刻な影響を受けました。生活面では、生活不安やストレス、在宅時間の増加などにより、配偶者等からの暴力（DV）の相談件数が増加し、女性に対する暴力の増加や深刻化が懸念されています。さらには、女性の子育てや介護等の負担増加といった、既に存在していた固定的性別役割分担意識*に基づく構造的な問題が加わり、男女間の格差が拡大していく可能性をはらんでいるとしています。

男女共同参画社会の形成に向けた様々な課題が、コロナ禍で浮き彫りになったと言え、感染症が収束したポストコロナの時代も見据え、本県においても対応が強く求められます。

コロナ禍における配偶者暴力相談支援センター相談状況（県）



資料：県男女共同参画課調べ

（６）デジタル社会への対応

我が国では、ＩｏＴ*、ロボット、人工知能（ＡＩ*）、ビッグデータ*といった新たな技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるＳociety 5. 0*が、平成28年（2016年）に策定された第5期科学技術基本計画において目指すべき社会の姿として初めて提唱されました。その前提となるデジタル化について社会実装が途上となっていました。新型コロナウイルス感染症の拡大により、私たちのデジタル化への意識が一変しました。仕事ではオンラインの活用が急速に拡大し、男女ともに新しい働き方の可能性が広がっていくことが期待されています。テレワーク*、在宅ワークの普及は柔軟な働き方の推進や男性の家事・育児等への参画を促す好機ともなっています。また、デジタル社会到来の中で、女性が経済的に自立するとともに、快適かつ安全な生活を送るためには、必要なデジタル知識と技能を向上させるなど、デジタルデバイド*を防ぐことが求められています。

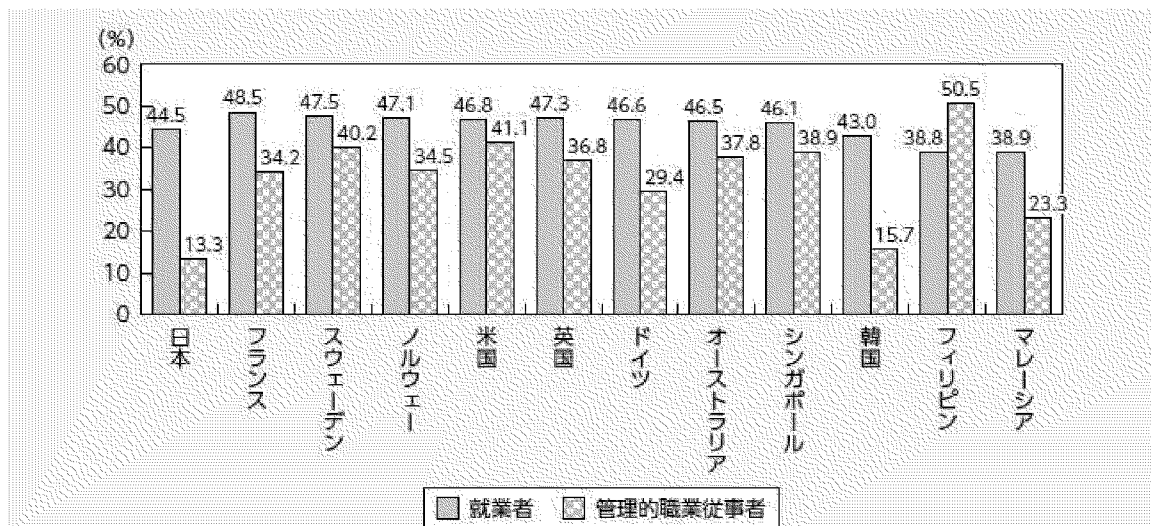
本県においても、デジタル技術の浸透を図り、新しい働き方や暮らし方の定着・加速に向けた支援を進めるとともに、これまでアナログではできなかった新しいサービスや価値が生み出される、県民・事業者・行政それぞれのデジタル化を前提とした社会全体の「デジタルトランスフォーメーション（DX*）」の実現を目指しています。

5 日本の男女共同参画状況の国際比較

(1) 就業者、管理的職業従事者の状況

就業者に占める女性の割合に比べ、管理的職業従事者に占める女性の割合は、国際的にみても低い状況となっています。

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合（国際比較）



(備考)

1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和2年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
2. 日本、米国、韓国は令和2（2020）年、オーストラリアは平成30（2018）年、その他の国は令和元（2019）年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

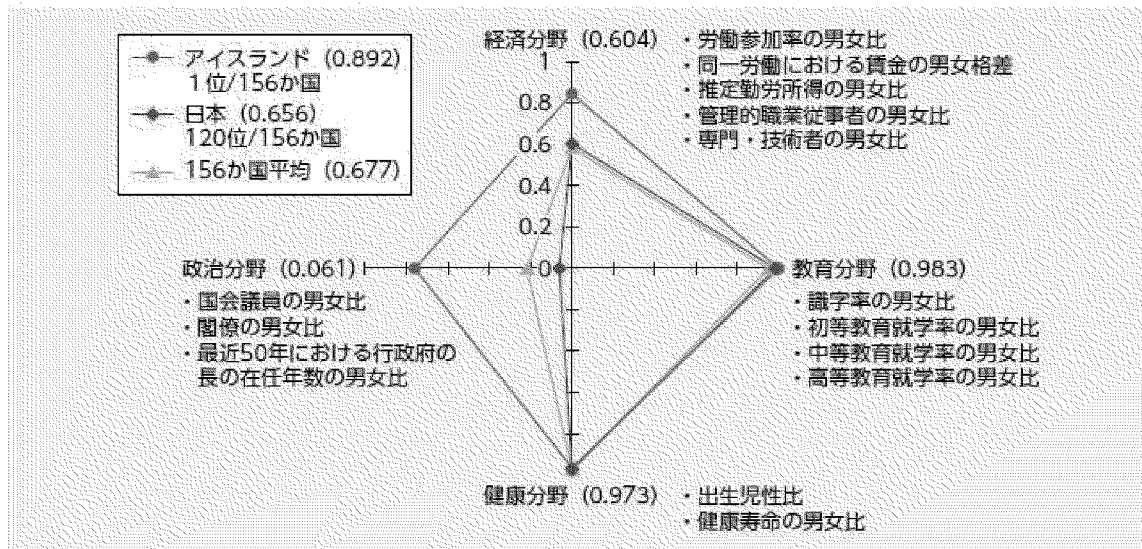
資料：令和3年版男女共同参画白書（内閣府）

(2) ジェンダー・ギャップ指数（GGI）

ジェンダー・ギャップ指数（GGI：Gender Gap Index）は、スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が独自に算定したもので、4分野のデータ（※）から構成され、男女格差を測る指数です。

令和3年（2021年）の日本の順位は156か国中120位となっており、政治・経済分野での格差が大きく、総合順位が依然として低い状況にあります。

各分野におけるジェンダー・ギャップ指数



(備考) 世界経済フォーラム「グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書 2021」より作成。分野別の順位：経済（117 位）、教育（92 位）、健康（65 位）、政治（147 位）
0 が完全不平等、1 が完全平等

(※) 次の4分野からなり、0 が完全不平等、1 が完全平等を示す。

【経済分野】・労働参加率の男女比 ・同一労働における賃金の男女格差
・推定勤労所得の男女比 ・管理的職業従事者の男女比
・専門・技術者の男女比

【教育分野】・識字率の男女比 ・初等、中等、高等教育の就学率の男女比

【健康分野】・出生児性比 ・健康寿命の男女比

【政治分野】・国会議員（下院）の男女比 ・閣僚の男女比

・最近 50 年における行政府の長の在任年数の男女比

資料：令和 3 年版男女共同参画白書（内閣府）

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の目標

男女共同参画社会の実現
～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

2 計画を推進するための基本的な視点

計画の目標である男女共同参画社会の実現に向けて、計画を推進するための4つの基本的な視点を設定します。

(1) あらゆる分野で男女の人権を尊重する

配偶者等からの暴力(DV)や、性犯罪・性暴力、セクシュアル・ハラスメント*などの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会の形成を阻害する重要な課題となっています。

この背景には、人々の意識や行動、習慣などにある、社会的・文化的に形成された性別(ジェンダー*)による固定的性別役割分担意識や、女性に対する差別や偏見などがあります。女性に対する暴力が根絶され、尊厳をもって一人一人が生きることができるよう、あらゆる分野で男女の人権を尊重していきます。

(2) 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

性別にかかわらず、自らの意思に基づき、その個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野へ参画することは、多様性に富んだ活力ある社会をつくる上で不可欠となっています。

男女共同参画・女性活躍を分野横断的な価値として推進し、少子高齢化が急速に進む人口減少社会においても、多様な一人一人の能力が発揮されることを通じ、持続可能な社会の実現へつなげていきます。

(3) 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く

本県には、女性の労働力率*が出産・子育て期に大きく低下する、いわゆるM字カーブの底が深いという特徴があり、就業の継続や復職がしやすい環境の整備が求められます。一方、男性においても働き方を見直し、家庭生活や地域活動への参画により仕事以外の活動の場や役割を持つことは、生涯にわたる豊かな人生につながります。

男女が相互に協力し、社会的支援を受けながら、より良いパートナーシップを築き、家庭や仕事、地域において調和の取れた生活の実現を図っていきます。

（４）SDGｓの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

持続可能な開発目標（SDGｓ）とは、平成27年（2015年）の国連サミットにおいて加盟国（193か国）の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた、誰一人取り残すことのない持続可能な世界を令和12年（2030年）までに実現するための国際目標です。

本県でもSDGｓを部局横断的に全庁が一丸となって施策を展開するとともに、県民や企業など民間主体も巻き込みワンチームで「埼玉版SDGｓ」を推進しています。

同アジェンダでは、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたっています。ゴール5として「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」を掲げるとともに「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」としています。

本県の男女共同参画の推進に当たっても、条例の基本理念である「国際的協力」に沿って、国際的な連携や協力の下に、SDGｓ・ゴール5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約*や国連の動向を踏まえながら、男女共同参画に係る施策を推進していきます。

3 条例の基本理念と計画の基本目標

条例の6つの基本理念に基づき、計画の目標である「男女共同参画社会の実現」に向け、「4つの目指す姿」と「10の基本目標」を設定しました。

計画を推進するための4つの基本的な視点も合わせ、次のとおり整理しました。

条例の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度や慣行についての配慮
- 3 政策や方針の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と社会生活における活動の両立
- 5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利*の尊重
- 6 国際的協力

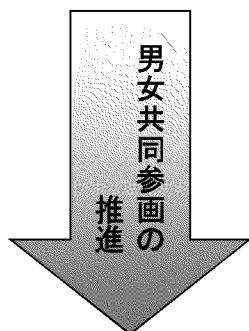
目指す姿

- I あらゆる分野における男女共同参画
- II 経済社会における女性活躍の拡大
- III 誰もが安全・安心に暮らせる社会
- IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

計画の基本目標

- I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大
- I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大
- II-1 働く場における女性活躍の推進
- II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり
- III-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重
- III-3 生涯を通じた男女の健康支援
- III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進
- IV-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消
- IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

計画を推進するための基本的な視点



- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる
- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
- 4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

計画の目標

男女共同参画社会の実現

～人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ～

男女共同参画社会の実現

人権が尊重され、誰もが活躍できる埼玉へ

計画の基本的な視点

- 1 あらゆる分野で男女の人権を尊重する
- 2 男女共同参画・女性活躍を推進し、多様性に富んだ活力ある社会をつくる

目指す姿

I あらゆる分野における男女共同参画

II 経済社会における女性活躍の拡大

III 誰もが安全・安心に暮らせる社会

IV 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標

I-1 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

I-2 家庭と地域活動への男性の参画拡大

II-1 働く場における女性活躍の推進

II-2 男女ともに働きやすい職場環境づくり

III-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

III-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

III-3 生涯を通じた男女の健康支援

III-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

IV-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消

IV-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

- 3 男女が共に家庭・仕事・地域において調和のとれた生活を築く
4 SDGsの実現をはじめ国際社会の取組の推進に貢献する

施策の基本的な方向

- (1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大
(3) 積極的格差是正措置の具体化の促進
(4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

- (1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進
(2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進
(3) 子育ての社会的支援
(4) 介護の社会的支援

- (1) 女性の就業・復職・起業支援
(2) 女性の就業継続・キャリア形成支援
(3) 女性活躍に関する情報発信

- (1) 多様な働き方の推進
(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止
(3) 様々な就業形態における就業環境の整備

- (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進
(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進
(4) 子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
(6) ストーカー行為などへの対策の推進
(7) 人身取引対策の推進
(8) 売買春への対策の推進

- (1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援
(2) 高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援
(3) 障害者、外国人、LGBTQなどの特別な配慮を必要とする人への支援
(4) 男女共同参画に関する国際理解・国際交流・国際協力の推進

- (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進
(2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援
(3) 健康をおびやかす問題についての対策の推進
(4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進
(5) 医療分野における女性の参画拡大
(6) スポーツ分野における男女共同参画の促進

- (1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大
(2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進
(3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

- (1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進
(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援
(3) 男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進
(4) メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ
(5) 男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成
(6) 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

- (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進
(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進
(3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

【目指す姿Ⅰ】 あらゆる分野における男女共同参画

基本目標Ⅰ－１ 政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
1	審議会などの委員に占める女性の割合	県民生活部	39.2% (令和2年度)	42.0% (令和8年度)	県の各種審議会など(法律又は条例により設置されている附属機関及び法律により設置されている委員会・委員)における女性委員の割合。女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であることから、この指標を選定。	国の「第5次男女共同参画基本計画」において、令和7年までに女性委員の割合を40%以上60%以下にすることを目標としていることを踏まえ、目標値を設定。
2	委員に占める女性の比率が40～60%の審議会などの割合	県民生活部	56.1% (令和2年度)	75.0% (令和8年度)	県の各種審議会などにおける女性委員の比率が40～60%の審議会などの割合。女性の政策・方針決定への参画度を示す指標であり、また、より適正な女性の割合を示していることから、この指標を選定。	県の審議会などの委員は男女の人数をできる限り均衡させることが望ましく、40%以上60%以下となる審議会等を全体の4分の3に増やすことを目指して、目標値を設定。

基本目標Ⅰ－２ 家庭と地域活動への男性の参画拡大

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
3	男性県職員の育児休業取得率	総務部	38.5% (令和2年度)	50.0% (令和7年度)	妻が出産した男性県職員のうち、育児休業を取得した男性県職員の割合。女性に比べ、男性の育児休業の取得率は官民ともに低いことから、まずは、率先垂範で、男性県職員の育児休業取得を進める必要があることから、この指標を選定。	埼玉県特定事業主行動計画策定時における実績値(令和元年度25.9%)を踏まえ、国の第5次男女共同参画基本計画(令和7年度までに30%)を上回る目標値を設定。
4	地域社会活動に参加している県民の割合	県民生活部	34.2% (令和2年度)	41.5% (令和8年度)	県政世論調査で「過去1年間に地域社会活動(自治会、PTAなどによる地域活動及びNPO、ボランティアなど)に参加したことがある」と回答した県民の割合。地域コミュニティ活動が活性化し、活力ある地域づくりが進んでいることを示す数値であることから、この指標を選定。	過去最高値(平成26年度 41.5%)まで回復させることを目指し、目標値を設定。
5	保育所等待機児童数	福祉部	388人 (令和3年4月1日)	0人 (令和9年4月1日)	保育の必要性の認定を受け、保育所等の利用の申込みがされているが、利用できていない人数(特定の保育所等への希望や育児休業延長の意思の確認ができた者などを除く)。利用申込みをした人が全て利用できるようにすることを旨とし、この指標を選定。	計画期間中は常に待機児童がいない状態を目指し、目標値を設定。

【目指す姿Ⅱ】 経済社会における女性活躍の拡大

基本目標Ⅱ－１ 働く場における女性活躍の推進

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
6	女性(30～39歳、40～49歳)の就業率	産業労働部	30～39歳 71.6% 40～49歳 76.3% (令和2年)	30～39歳 75.1% 40～49歳 79.2% (令和8年)	女性(30～39歳、40～49歳)に占める就業者の割合。子育て期から子育て後に復職するまでの女性の就業状況を示す数値であることから、この指標を選定。 ※ 現状値及び目標値は、総務省統計局「労働力調査」の調査票情報を独自集計し推計値を算出。労働力調査は、都道府県別の標本設計がされていないことから、推計値の誤差が大きくなる可能性があり、幅を持って捉える必要がある。	令和元年の全国平均(30～39歳: 75.1%、40～49歳: 79.2%)の水準まで引き上げることを目指し、目標値を設定。

基本目標Ⅱ－２ 男女ともに働きやすい職場環境づくり

NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
7	多様な働き方実践企業の認定数	産業労働部	延べ3,356社 (令和2年度)	延べ4,250社 (令和6年度)	仕事と家庭の両立を支援するため、テレワークや短時間勤務など、多様な働き方を実践している企業等を県が認定した数。「育児や介護と仕事を両立している従業員がいる、男性従業員の育児休業等の取得実績がある、働き方改革を進めている」などが認定項目となっており、男女が共に働きやすい職場環境づくりを推進している企業数値であることから、この指標を選定。	「第2期埼玉県まち・ひと・しごと創生総合戦略」において、令和6年度までに延べ4,250社にすることを目標としていることを踏まえ、目標値を設定。

【目指す姿 Ⅲ】 誰もが安全・安心に暮らせる社会

基本目標Ⅲ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
8	配偶者暴力相談支援センター設置市町村数	県民生活部	20市 (令和2年度)	30市 (令和8年度)	「配偶者暴力相談支援センター」を設置している市町村数。 被害者の支援に必要な体制であることから、この指標を選定。	人口10万人以上の市に重点的に働きかけることを目指し、目標値を設定。
9	女性の安全・安心ネットワーク参加団体数	県民生活部	31団体 (令和2年度)	100団体 (令和6年度)	県内の行政・企業・大学等が相互に連携・協力して女性を狙った性犯罪等の撲滅を目指す官学民によるネットワークへの参加団体数。 女性を狙った性犯罪防止を目的としていることから、この指標を選定。	協定事業者、県内大学等を対象に働きかけをすることにより、ネットワークの100団体参加を目指し、目標値を設定。
基本目標Ⅲ-2 生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
10	人権啓発事業の参加者数	県民生活部	180,000人 (令和4年度～令和8年度の累計)		人権尊重社会をめざす県民運動の各種事業や市町村・企業向け講師派遣研修会などへの参加者数の累計。 より多くの人の人権意識を高めるためには、人権について知る・学ぶ機会となる人権啓発事業への参加者数を増加させることが重要であることから、この指標を選定。	人権啓発事業の参加者数について、過去5年間(平成28年度～令和2年度)の最高値(27,214人)を上回る30,000人から、令和4年度以降毎年2,000人ずつ増加させることを目指し、目標値を設定。
基本目標Ⅲ-3 生涯を通じた男女の健康支援						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
11	健康寿命	保健医療部	男性17.73年 女性20.58年 (令和元年)	男性18.50年 女性21.28年 (令和8年)	65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間(要介護2以上になるまでの期間)。 健康長寿は寿命を延ばすとともに、健康で自立した生活ができるようにすることが目的であること、継続的に客観的評価が可能な数値であることから、この指標を選定。	各年の変動を踏まえ、長期的な視点から過去10年間(平成22年～令和元年)の実績値の伸び(年平均男0.11年 女0.10年)を踏まえ、目標値を設定。
基本目標Ⅲ-4 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
12	自主防災組織の組織率	危機管理防災部	91.4% (令和元年度)	96.0% (令和8年度)	全世帯数に対する「自主防災組織が組織されている地域の世帯数」の割合。 地域の防災力向上の要となる自主防災組織の設立や活動の際に、女性の視点を盛り込むよう促しており、組織率の増加は男女共同参画の視点に立った防災対策の推進にも資するものであるため、この指標を選定。	令和元年度における組織率の全国上位10県の平均値(96.2%)に相当する組織率を目指し、目標値を設定。

【目指す姿 Ⅳ】 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

基本目標Ⅳ-1 固定的性別役割分担意識や偏見の解消						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
13	固定的な性別役割分担に同感しない人(全体)の割合	県民生活部	62.8% (令和2年度)	70.0% (令和7年度)	「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な考え方に同感しない人の割合。 固定的性別役割分担意識の解消を目的としていることから、この指標を選定。	施策推進による伸びを見込み、7割以上を目指し、目標値を設定。
基本目標Ⅳ-2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実						
NO	推進指標	関係部局	現状値	目標値	指標の定義・説明	目標値の根拠
14	新しい「人権感覚育成プログラム」を活用できる教員を育成した学校の割合	教育局	49.3% (令和2年度)	100% (令和5年度)	小・中・高等学校教員のうち、新しい「人権感覚育成プログラム(平成30年度版)」を活用できる教員を育成する人権感覚育成指導者研修等に参加し、授業等で実践できる教員が2人以上となった学校の割合。 学校における人権教育の指導方法の充実を図り、児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、この指標を選定。	新しい「人権感覚育成プログラム(平成30年度版)」を活用した参加体験型の学習を実践することが児童生徒の「豊かな人権感覚」の育成につながることから、小・中・高等学校において各学校2人以上の指導者を育成することを目指し、目標値を設定。

第3章 計画の内容

目指す姿Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画

(目指す姿)

- 政策・方針決定過程に女性の参画拡大が図られ、男女共同参画が進んでいます。急速な少子高齢化や人口の減少が進む中で、多様な視点が確保され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、誰もが暮らしやすい社会の実現につながっています。
- 家事・子育て・介護・地域活動において、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）*にとらわれず、男性の参画も進んでいます。男性が子育てや介護等の多様な経験を得ることが、職場における働き方やマネジメントのあり方を見直す契機ともなっています。
- 人生100年時代の中、男女がともに社会の支援を受けながら、家庭生活と職業生活・地域活動とのバランスのとれたライフスタイルの実現が図られ、豊かな人生を送っています。

基本目標Ⅰ-1

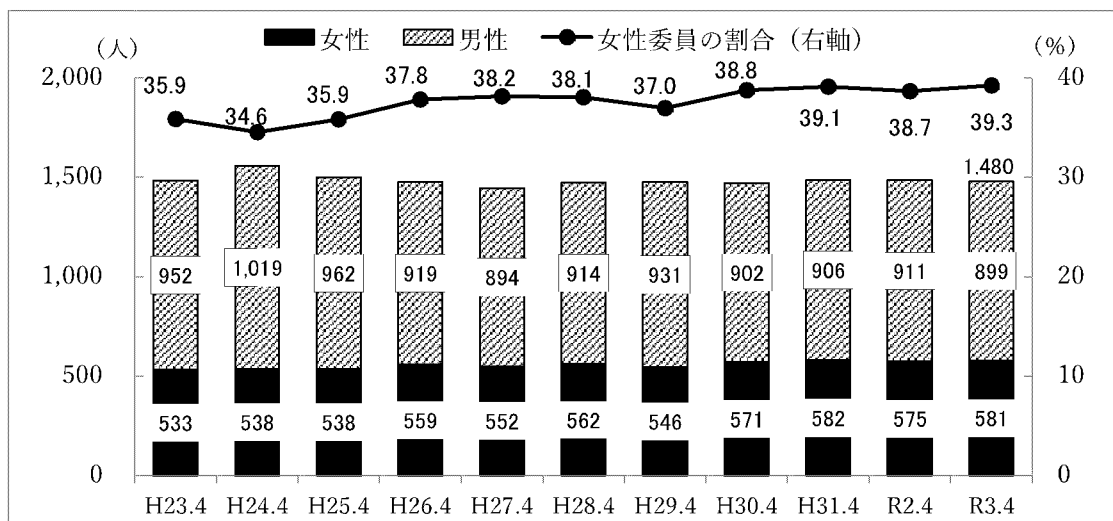
政策や方針の立案及び決定への女性の参画拡大

(現状と課題)

県や市町村における女性管理職や審議会などの女性委員の割合や、民間企業管理職などにおける女性の割合は、女性の参画拡大に向けた取組により、緩やかではあるものの上昇傾向にあります。

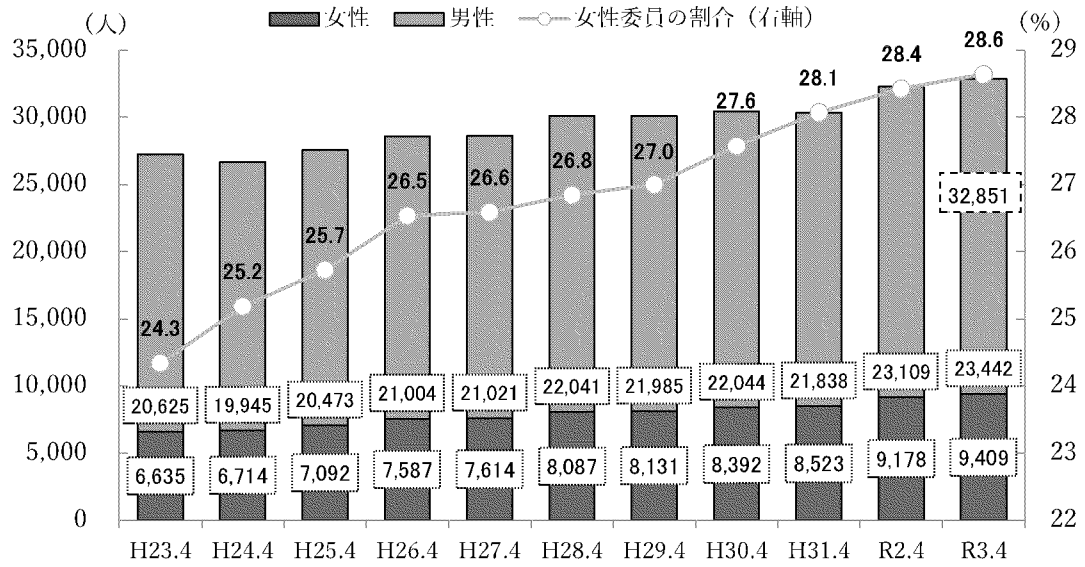
しかしながら、政策や方針の立案及び決定への女性の参画は十分とは言えない状況にあります。あらゆる分野における女性の参画を拡大していくために、県が率先して女性活躍を進めるとともに、市町村、事業所、各種団体などにおける取組を促進していく必要があります。

県の審議会などにおける女性の委員数と割合の推移



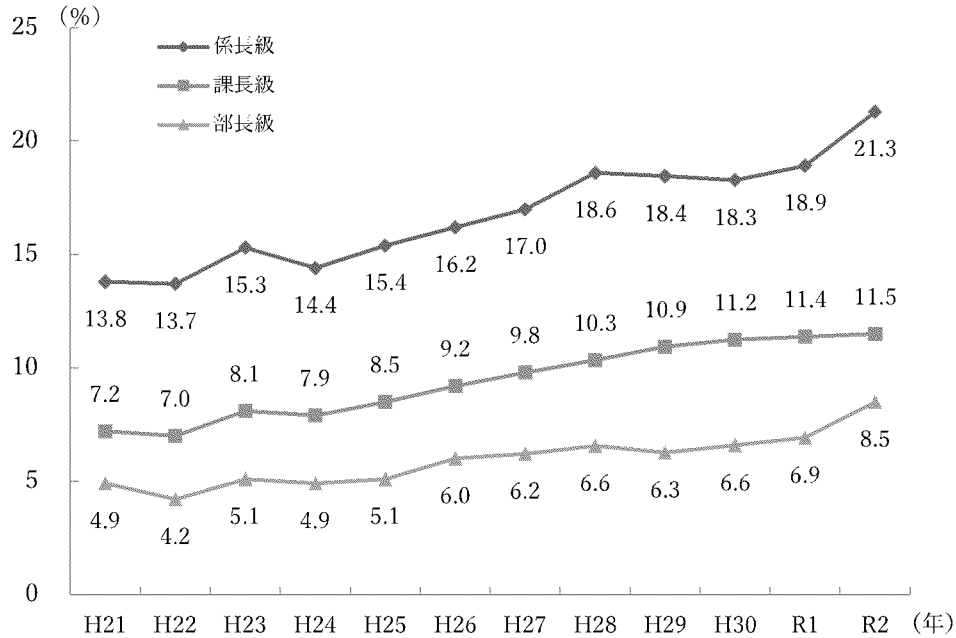
資料：県男女共同参画課調べ（各年4月1日現在）

県内市町村審議会などにおける女性の委員数と割合の推移



資料：県男女共同参画課調べ（各年4月1日現在）

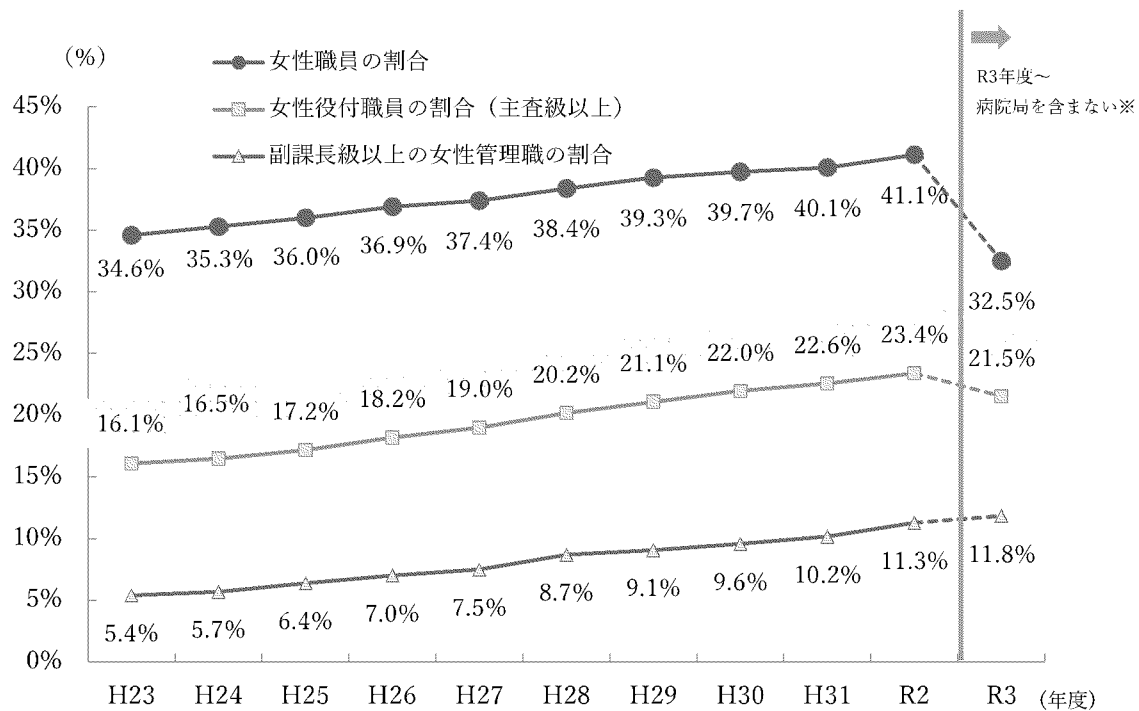
民間企業の階級別役職者に占める女性の割合の推移（全国）



資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

（注）令和2年から、役職者は、10人以上の常用労働者を雇用する企業を集計対象とするよう変更しているが、令和元年以前の企業規模区分（100人以上の常用労働者を雇用する企業）と比較可能となるよう、同様の企業規模区分の数値により算出。

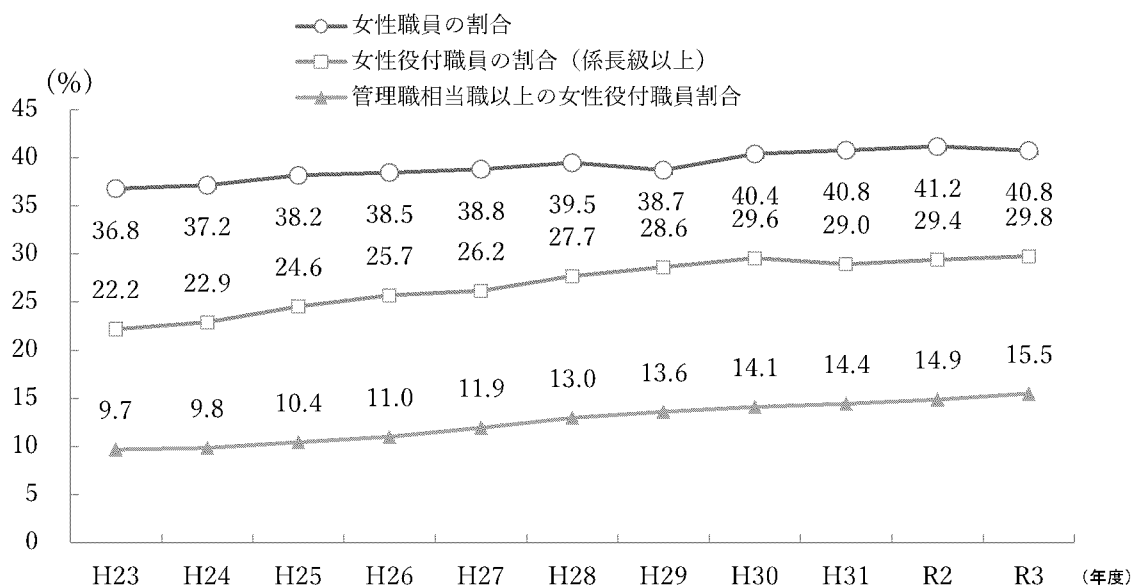
埼玉県女性職員・女性役付職員の割合の推移



※病院局の地方独立行政法人化に伴い、R3年度は病院局を含まない

資料：県人事課調べ（教育局・警察を除く）

市町村における女性の職員・役付職員の割合の推移



資料：県男女共同参画課調べ

施策の基本的な方向

(1) 県における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

県審議会などの委員への女性登用の促進、女性の行政職員・教職員・警察職員などの職域拡大や管理職への登用について、県における取組を進めます。

推進項目

- ① 県審議会などの委員への女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
 - ウ 女性の学識経験者の登用促進
- ② 県が設置する要綱に基づく協議会などの委員への女性の登用促進（全庁）
 - ア 目標値や公募枠設定による女性の登用促進
 - イ 推薦団体への協力要請
 - ウ 女性の学識経験者の登用促進
- ③ 埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン*に基づく、女性県職員の活躍の推進（総務部）
 - ア 女性管理職の更なる増加に向けた登用を推進
県職員の管理職における女性の割合を令和7年度末までに概ね20%程度とする登用推進
 - イ 女性職員のキャリア形成に向けた不安解消や意欲向上の支援
 - ウ 女性職員の採用に向けた取組の実施
- ④ 埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン*に基づく、教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員の活躍の推進（教育局）
 - ア 教育局職員、県立学校教職員、市町村立小・中・特別支援学校教職員を合わせた、教育委員会全体の管理職における女性の割合を令和7年度末までに概ね20%程度とする登用推進
 - イ 管理職としての意識・能力の向上のための研修の実施
- ⑤ 埼玉県警察女性職員の活躍推進及び職員のための子育てサポート推進プログラム*に基づく、女性県警職員の活躍の推進（警察本部）
 - ア 女性職員の積極的な採用
 - イ 幹部登用を指向した人材の育成
- ⑥ デジタル技術を活用した働き方改革の推進（企画財政部）

施策の基本的な方向

(2) 市町村、事業所・各種団体における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

市町村における女性の職域拡大・管理職への登用や、市町村審議会委員などへの女性の登用が進むよう支援を行います。

あらゆる機会を通じて、女性の登用などについて事業所や各種団体（経済団体、労働団体、地域団体、福祉団体など）へ協力を要請し、社会的気運の醸成を図ります。

その際、積極的格差是正措置*に関する情報提供などにより、実効性のある取組が行われるよう協力を要請します。

推進項目

- ① 研修や情報提供などによる市町村の取組への支援（県民生活部、関係部局）
 - ア 県内市町村状況調査などによる状況把握と結果の提供
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）*などでの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での女性の活動促進
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での市町村男女共同参画担当職員研修の実施や市町村職員研修への講師派遣
- ② 市町村審議会委員などへの女性の登用促進支援（県民生活部）
- ③ 事業所における女性の管理職や役職などへの登用促進についての啓発（県民生活部、産業労働部、関係部局）
 - ア 多様な働き方実践企業*の認定、男女共同参画を進める事業所表彰の実施
 - イ 積極的格差是正措置の普及啓発
- ④ 女性の登用についての各種団体に対する協力要請（県民生活部、全庁）
- ⑤ 自治会、PTA、NPOなど地域における政策・方針決定過程への女性の参画促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

(3) 積極的格差是正措置の具体化の促進

条例に規定している積極的格差是正措置の普及啓発に努め、女性登用の促進を図ります。

推進項目

- ① 積極的格差是正措置の普及啓発（県民生活部、関係部局）（再掲）

施策の基本的な方向

(4) 女性の人材発掘・育成・活躍の促進

女性の人材の発掘・育成を図り、女性の活躍を促進します。

推進項目

- ① 女性の人材の発掘と情報提供の充実（県民生活部、農林部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での女性の人材に関する幅広い情報の収集・提供
 - イ 女性が認定農業者*となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザー*の認定を推進
- ② 女性の人材の育成と活用（県民生活部、全庁）
 - ア 地域リーダーの育成と活用
 - イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）での講座・研修事業による人材育成及び人材情報の提供
 - ウ 男女共同参画推進のためのキーパーソンネットワーク化の支援

基本目標 I-2

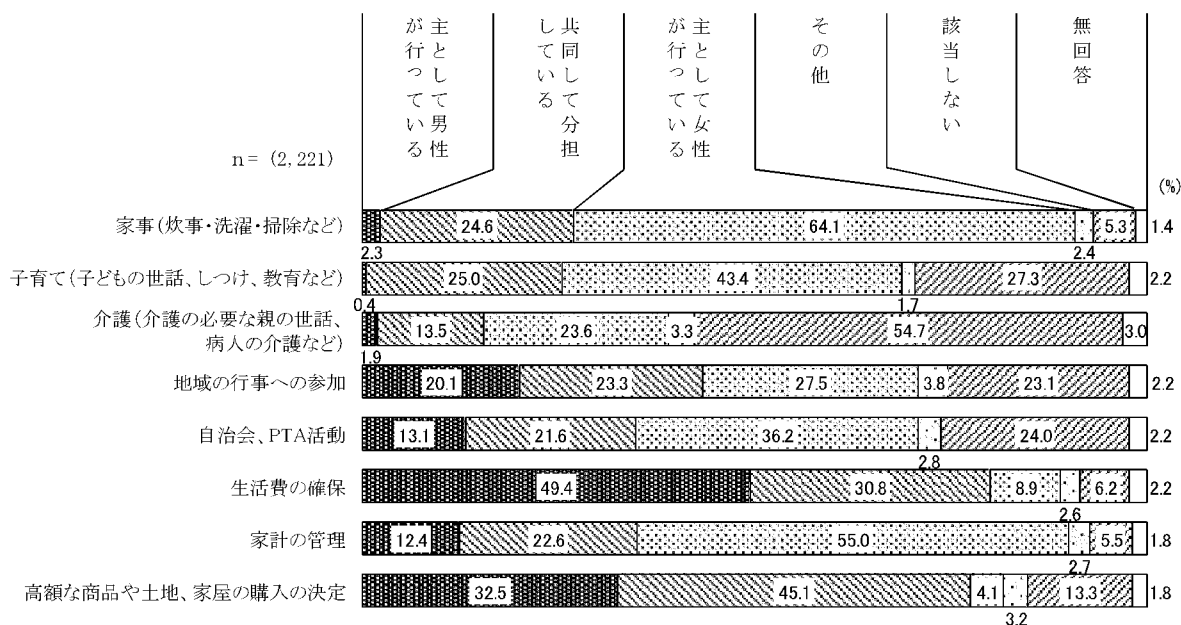
家庭と地域活動への男性の参画拡大

（現状と課題）

長時間労働や転勤等を当然視する、いわゆる「男性中心型労働慣行」や、固定的性別役割分担意識を背景に、家事・子育て・介護や地域活動などの多くを、女性が担っている実態があります。特に、本県の場合、女性の年齢階級別労働力率が出産・子育て期に大きく低下する傾向があります。

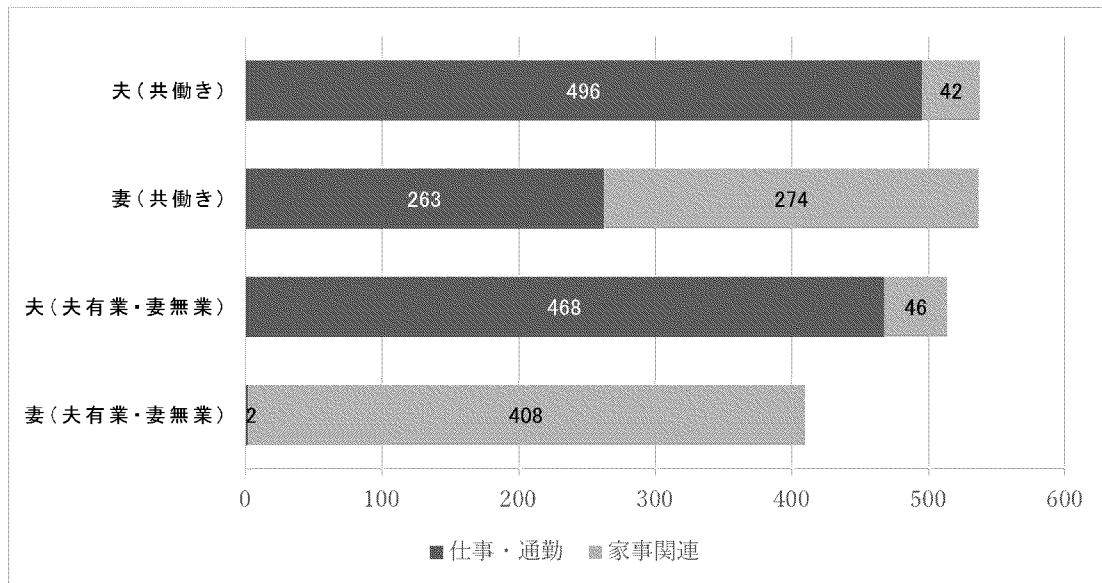
女性が就業を継続したり、復職する上でも、男性が生涯にわたり豊かな人生を送る上でも、家庭と地域活動への男性の参画拡大を進めていく必要があります。

家庭生活での役割分担（県）



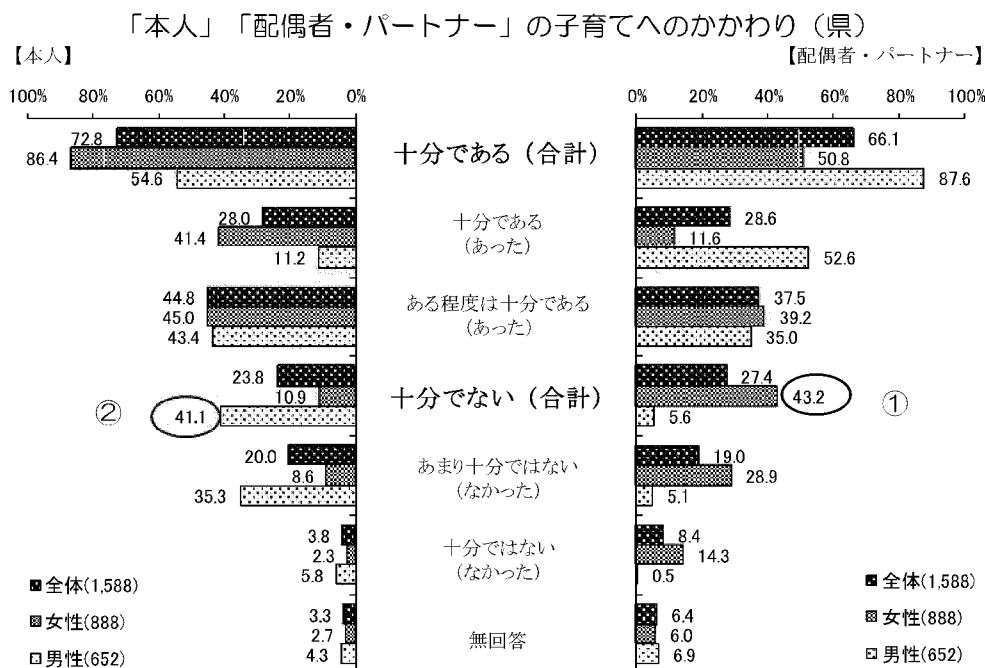
資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

妻の就業状態別 夫と妻の仕事時間と家事関連時間（県）
〔総平均時間（分）／週全体〕



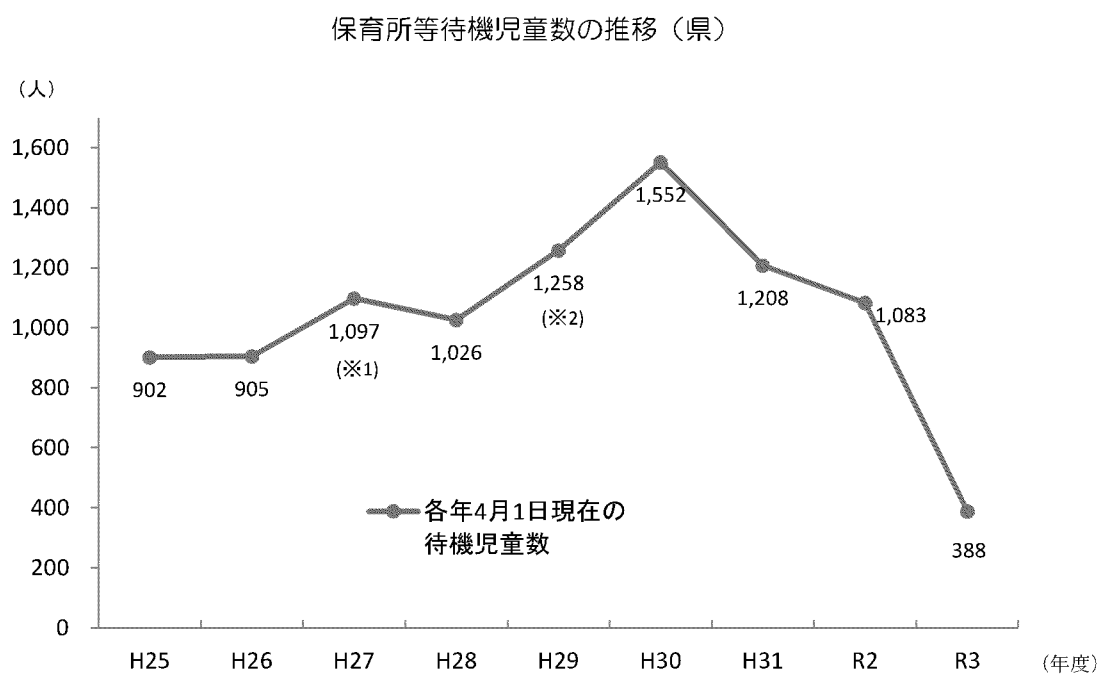
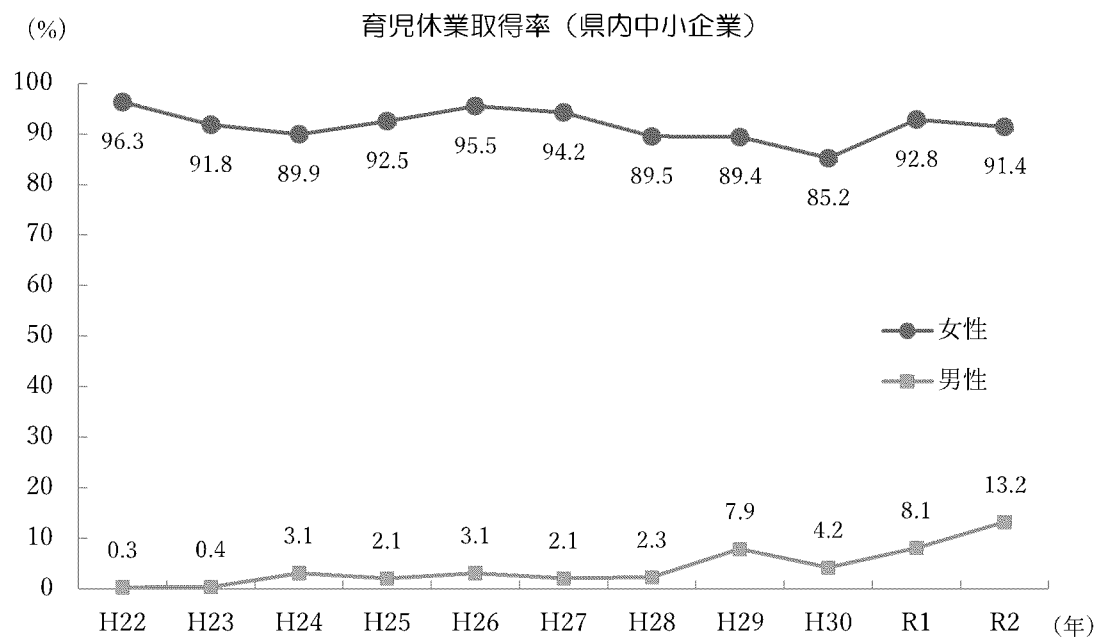
※「家事関連」は「家事」、「介護・看護」、「育児」及び「買い物」の合計時間

資料：総務省「平成28年社会生活基本調査」より作成



- ①女性「配偶者・パートナー」の子育てへのかかわりについて、4割台半ばが十分でないとしている。
②男性「本人」は4割強が子育てへのかかわりが十分でないとしている。

資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



(※1)・(※2)：平成27・29年4月に待機児童の定義を変更

資料：県少子政策課調べ

施策の基本的な方向

(1) 男性の家庭・子育て・介護・地域活動への参画の促進

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）の解消を図り、男性が積極的に家庭生活や地域活動へ参画できるよう、広報や啓発活動などを推進します。

男性の働き方を見直し、ワーク・ライフ・バランス*を推進します。

学校・保育所の保護者会（PTA等）や自治会・町内会などの地域の特定の活動が性別により役割が固定化しないよう、地域活動における男女共同参画を推進します。

推進項目

- ① 男性が家庭・子育て・介護・地域活動に参画しやすい環境づくりの推進
（県民生活部、保健医療部、福祉部、教育局）
 - ア 男性を対象とした男女共同参画のための情報発信
 - イ 男性向けセミナーの開催
 - ウ 男性の生活・自活能力向上のための支援
 - エ 男性の子育て参加の促進
 - オ 男性の地域活動参加への意識啓発の推進
 - カ 男性に対する相談体制の充実
- ② 男性の働き方を見直しの推進（産業労働部）
 - ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方を見直しに取り組む企業の支援
- ③ 女性活躍推進法・次世代育成支援対策推進法*による特定事業主行動計画の推進
（総務部、教育局、警察本部）
 - ア 男性職員の子育てに関する休暇や育児休業の取得促進
 - イ 「子育てのための休暇取得プログラム」の作成
- ④ 地域活動における男女共同参画の推進（県民生活部、福祉部、関係部局）
 - ア 男女共同参画の視点に立った地域活動の推進
 - イ NPO活動・ボランティア活動などへの参加促進のための環境整備
 - ウ 地域活動参画への機会づくり、講座や研修の提供、ネットワーク化などの活動の活性化

施策の基本的な方向

(2) 家庭と仕事・地域活動の両立の促進

女性も男性も家庭と仕事・地域活動の両立を図ることの重要性について意識啓発を行い、家庭・働く場・地域において互いに支え合う気運を醸成するとともに、両立に向けた環境整備を進めます。

推進項目

- ① 家庭と仕事・地域活動の両立についての学習機会の提供
(県民生活部、産業労働部、教育局)
ア 男女共同参画推進センター(With You さいたま)などを活用した講座や研修の受講機会の提供
- ② 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり
(産業労働部)
ア 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
イ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発
ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援
- ③ 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進
(福祉部、保健医療部、産業労働部)
ア 多様な働き方実践企業の認定(再掲)
イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進
- ④ 男女共同参画を進める事業所の表彰(県民生活部)(再掲)
- ⑤ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供(産業労働部)
- ⑥ 交通網の整備などによる通勤時間の短縮の促進
(企画財政部、県土整備部、関係部局)

施策の基本的な方向

(3) 子育ての社会的支援

男女が仕事や地域活動を安心して行うために、待機児童の解消を目指した保育所の整備、放課後児童クラブ*の充実など、子育てにおける社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 保育所等の整備促進(福祉部、保健医療部、産業労働部)
ア 保育所、認定こども園、小規模保育事業、企業内保育所、病院内保育所等の整備促進
- ② 延長保育や一時預かり、病児保育、送迎保育などの多様な保育サービスの提供支援(福祉部)

- ③ 幼稚園における子育て支援の充実（総務部）
- ④ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室*の充実（福祉部、教育局）
- ⑤ 地域における子育て支援の充実（福祉部）
- ⑥ 保育士など子育てを支援する人材の育成・確保・定着（福祉部、教育局）
 - ア 職場環境の充実、保育の専門性の向上などを目的とした研修の実施
 - イ 潜在保育士の積極的な活用、復職の支援などを目的とした個別相談や就職説明会の実施
- ⑦ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援
 - （県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進
 - イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催
- ⑧ 情報提供や相談体制の充実（福祉部、保健医療部、教育局）
 - ア 地域子育て支援拠点の設置促進
 - イ 子育て世代包括支援センター*の充実
 - ウ 児童相談所の相談体制の充実
 - エ 市町村が実施する利用者支援事業*の促進
 - オ 子供たちとその保護者のための不登校支援サイト*の運営
- ⑨ 子育てしやすい住宅の普及促進（都市整備部）
- ⑩ パパ・ママ応援ショップなど社会全体で子育てを応援するムーブメントの醸成（福祉部）

施策の基本的な方向

（４）介護の社会的支援

高齢者とその家族が安心して豊かに生活できるよう、介護サービスの充実や介護サービスを担う人材の育成など介護の社会的支援を充実します。

推進項目

- ① 介護保険制度の充実（福祉部、産業労働部）
 - ア 介護保険サービス提供事業者の指導強化
 - イ 介護保険サービスを担う人材の育成
- ② 在宅福祉サービス・施設サービスの充実（福祉部）

目指す姿Ⅱ 経済社会における女性活躍の拡大

(目指す姿)

- 就業は生活の経済的基盤であるとともに、自己実現につながるものです。性別にかかわらず働きたい人すべてが、仕事と子育て、介護、社会活動などを含む生活との二者選択を迫られることのない環境が整っています。働き続け、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながらその能力を十分に発揮しています。また、子育てや介護等で離職した場合も、必要な支援を受けながら希望の職種への復職が図られています。
- 長時間労働や転勤等を当然視する働き方に対する見直しが進むとともに、個々の事情やライフステージに応じ、多様で柔軟な働き方ができる環境が整備されています。
- 職場における性別を理由とする差別的取扱いや、セクシュアル・ハラスメントなどのハラスメントの根絶、男女間の格差の是正や意欲と能力に応じた均等な待遇が図られ、女性活躍の拡大が図られています。

基本目標 Ⅱ－１

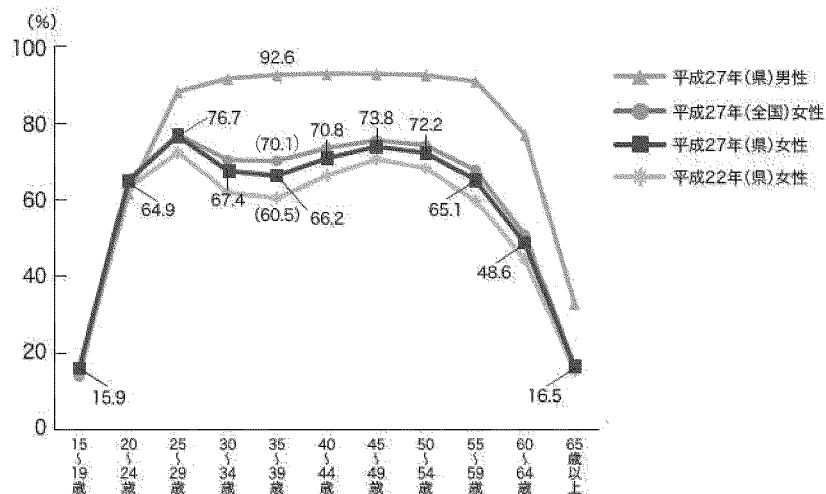
働く場における女性活躍の推進

(現状と課題)

依然として、仕事と家庭の両立が難しいことを理由に、多くの女性が出産や子育てを機に離職しており、就業を希望しながら、就業していない女性も30～40歳代を中心に多くなっています。女性が出産や子育てにより仕事と両立することが困難になる職場環境や家庭の状況、またいったん離職したことでキャリアが中断され希望の職種への復職が難しいことなどが課題となっています。

働く場における女性活躍を推進するために、就業を希望する女性がその能力を存分に生かして活躍できるようにしていく必要があります。

年代別の女性の就業率（全国・県）



本県の女性（30～39歳）の就業率は、上昇傾向にはあるものの、本県の男性や全国の数値を比較して依然、低い状況にある。

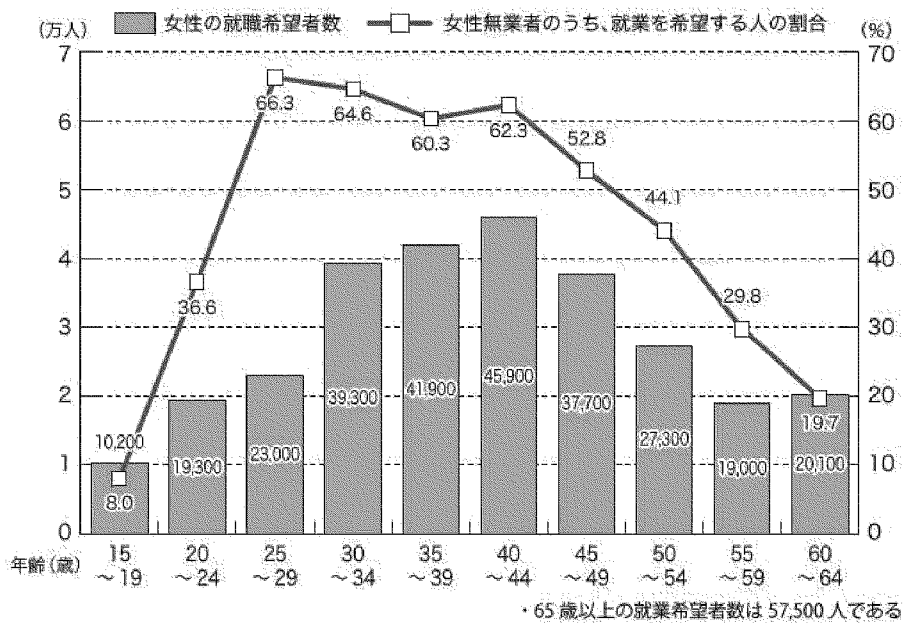
資料：総務省「平成27年国勢調査」より作成

女性の働き方の理想と現実（結婚経験のある女性・県）

- ・「結婚や出産にかかわらず仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方（43.9%）
- ・「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方（18.3%）
- ・「子育ての時期だけ一時辞め、その後はフルタイムで仕事を続ける」を希望する方で、パートタイム再就職の方（32.2%）
- ・「子育ての時期だけ一時辞め、その後はパートタイムで仕事を続ける」を希望する方で、希望どおりの方（45.5%）

資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」より作成

女性無業者のうち就業を希望する人数（県）



本県の就業していない女性156万人のうち、就業を希望する女性は30～40歳代を中心に、34万1千人（21.8%）いる。その割合は、全国で4番目に高い。

資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

施策の基本的な方向

(1) 女性の就業・復職・起業支援

女性キャリアセンター*、創業・ベンチャー支援センター埼玉*を中心に、様々な状況にある女性一人一人のニーズに応じたきめ細かなワンストップ支援を行い、より多くの就業・復職・起業につなげていきます。

農林業における政策・方針決定過程への女性の参画を促進するとともに、女性が男性の対等なパートナーとして経営等に参画できるよう取り組みます。

推進項目

- ① 女性の就業・復職支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催
 - イ 子育て等を理由に離職した女性に対する復職支援
 - ウ 埼玉しごとセンター*女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催
 - エ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における就業支援窓口の紹介や情報提供
- ② 女性のキャリアアップ支援（産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施
- ③ 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得、習得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学や女性向けセミナーにおける職業訓練の紹介による受講促進
- ④ 女性の起業支援（産業労働部）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
 - オ 女性起業家のロールモデルの情報提供
- ⑤ 商工業などの自営業に携わる女性への支援（産業労働部）
 - ア 商工会・商工会議所の女性部活動への支援
- ⑥ 農林業における女性の参画の促進（農林部）
 - ア 農業協同組合などの正組合員・役員・農業委員などへの参画を促進するための意識啓発

- イ 家族経営協定*の締結の促進
- ウ 女性が認定農業者となるよう促進するとともに、さいたま農村女性アドバイザーの認定を推進（再掲）
- エ 積極的に経営参画する女性農業者の支援

⑦ 企業における女性の活躍に向けた積極的な取組の推進

（総務部、県民生活部、産業労働部、県土整備部、関係部局）

- ア 女性の就業及び定着に向けた取組支援
- イ 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（再掲）
- ウ 女性に対する企業内教育や職業訓練の促進
- エ 女性活躍推進法に基づく女性の職業生活における活躍の推進
- オ 男女共同参画を進める事業所の表彰（再掲）
- カ 女性の活躍推進に積極的かつ主体的に取り組む県内企業などについて、建設工事請負等競争入札参加資格審査*における格付けの優遇及び建設工事における総合評価落札方式*の入札での加点評価の実施

施策の基本的な方向

（２）女性の就業継続・キャリア形成支援

女性が子育てや介護等を理由に就業が途切れることのないよう、企業における仕事と家庭の両立支援を進めます。

就業継続に向け、キャリア形成支援により、女性の職業能力の向上を図ります。

就業相談から仕事と家庭の両立やキャリア形成まで、一人一人の状況に応じたワンストップの支援を行います。

推進項目

- ① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進（福祉部、保健医療部、産業労働部）（再掲）
 - ア 多様な働き方実践企業の認定
 - イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
 - ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
 - エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
 - オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
 - カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進
- ② 女性のキャリアアップ支援（産業労働部）（再掲）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおけるセミナーなどの開催
 - イ 企業の経営者・人事担当者に対する働きかけ
 - ウ 埼玉県メンター共有制度の実施

施策の基本的な方向

(3) 女性活躍に関する情報発信

女性の活躍の場を更に拡大するため、企業や経済団体等と連携をするとともに、女性の「働く」を応援するワンストップサイト*の運営などにより、女性活躍に関する情報を発信します。

推進項目

- ① 女性活躍に取り組む企業の実践例の情報提供（産業労働部）（再掲）
- ② 女性の活躍を応援するセミナー・イベントの開催（産業労働部）
- ③ 女性の「働く」を応援するワンストップサイトの運営（産業労働部）

基本目標 II-2

男女ともに働きやすい職場環境づくり

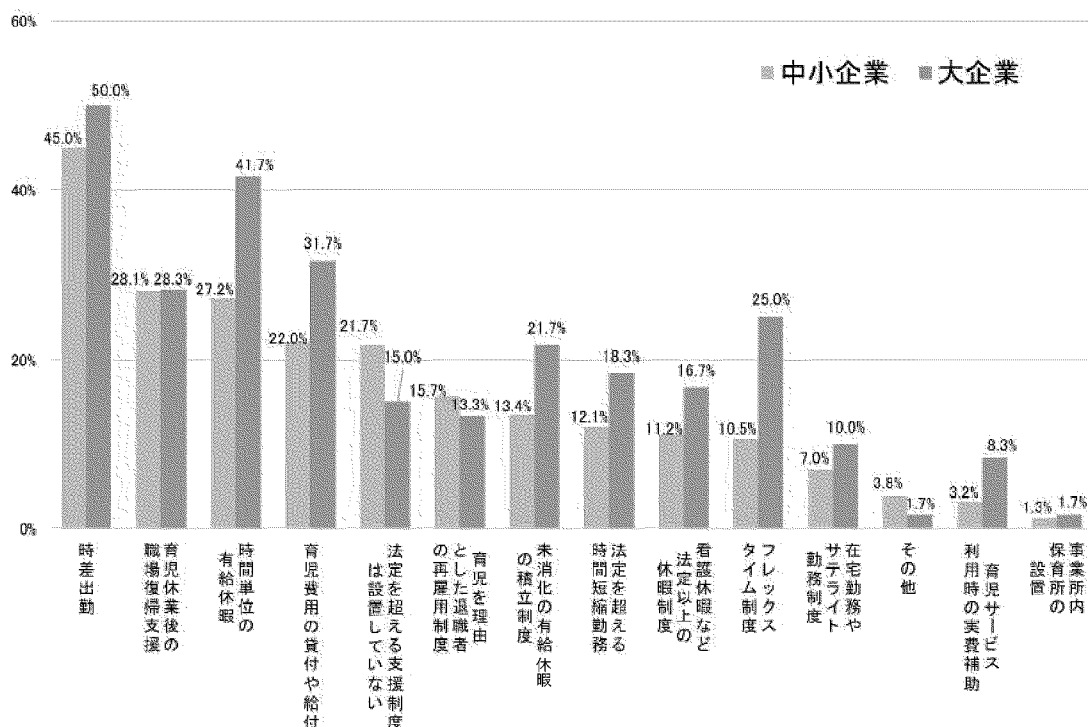
(現状と課題)

家事・子育て・介護等の多くを女性が担っている現状があります。性別にかかわらず、仕事か家庭か二者選択を迫られることなく働き続けることができるよう、多様で柔軟な働き方を普及していく必要があります。また、新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となったテレワークの導入やオンラインの活用の更なる拡大が期待されています。

賃金、昇進、人事配置などの面で、男女の格差は今なお残っています。多くの女性がパートタイマー、派遣社員、契約社員などの雇用形態で働いています。

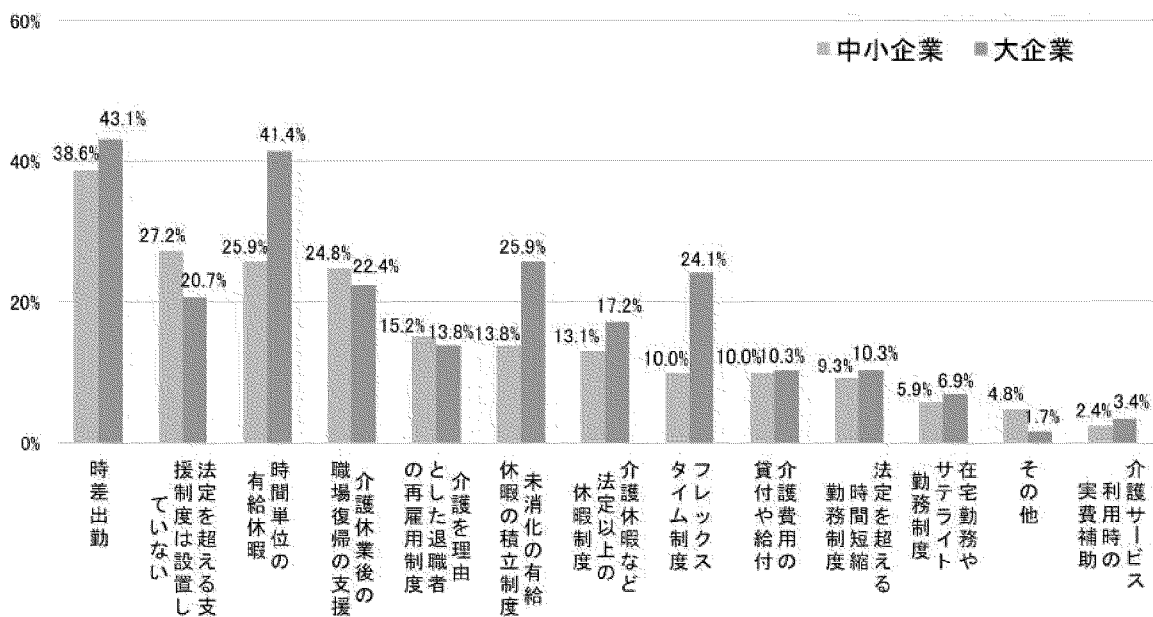
性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益扱い、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント等の根絶及び男女間の賃金格差の解消に努め、意欲と能力に応じた均等な待遇を実現していくことが求められています。

仕事と育児の両立支援制度の整備状況（県）



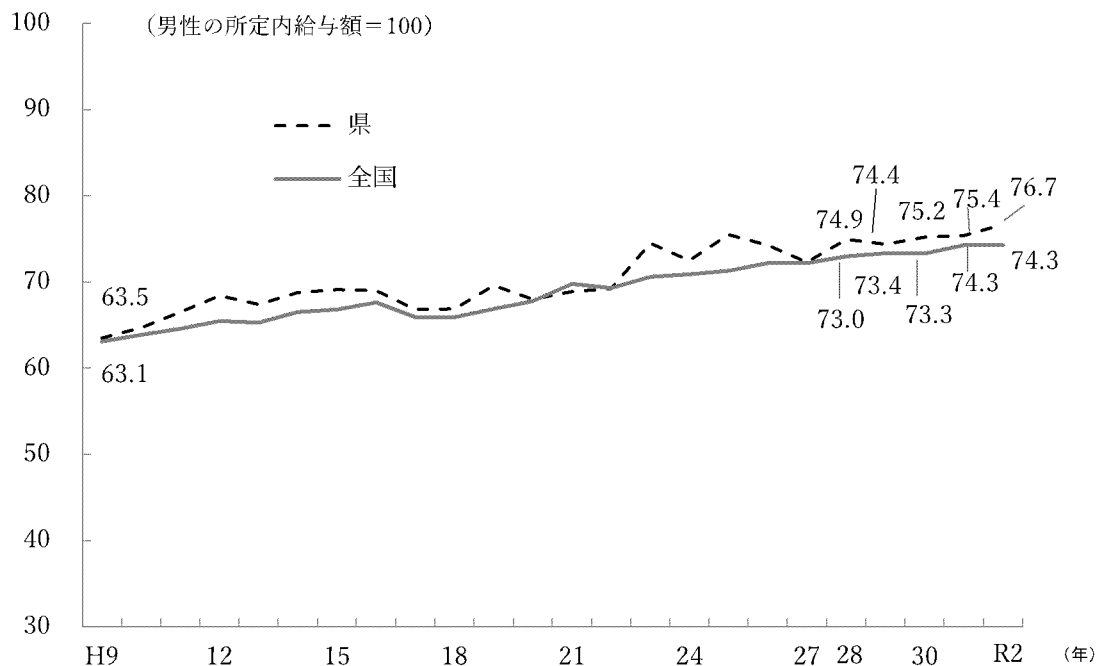
資料：県多様な働き方推進課「令和2年度埼玉県就労実態調査」

仕事と介護の両立支援制度の整備状況（県）



資料：県多様な働き方推進課「令和2年度埼玉県就労実態調査」

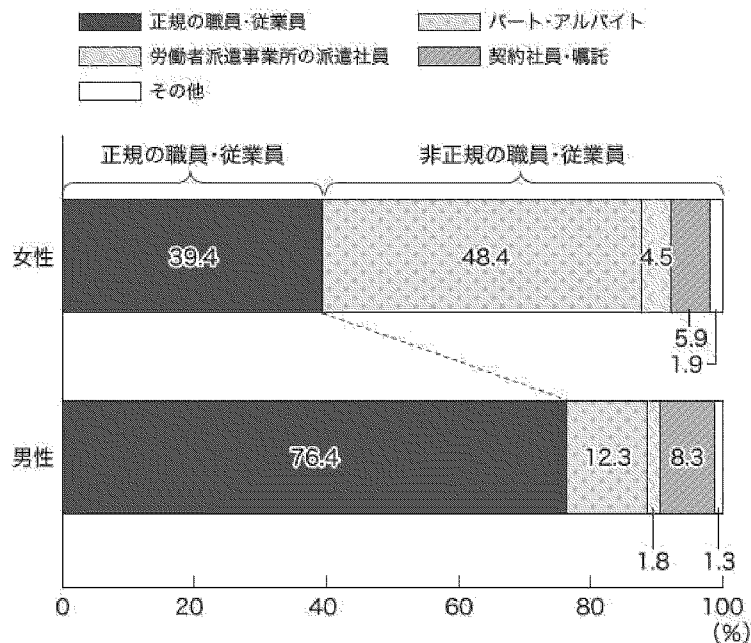
男女の賃金格差の推移（全国・県）



※数字は H9・H28～R2 の数値

資料：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」より作成

女性の雇用者に占める非正規雇用者の割合（県）



資料：総務省「平成29年就業構造基本調査」より作成

施策の基本的な方向

（１）多様な働き方の推進

企業におけるテレワークなどの多様な働き方への取組を支援し、性別にとらわれず、誰もが働き続けられる職場環境づくりを進めます。

推進項目

① 企業における仕事と家庭の両立支援の整備促進

（福祉部、保健医療部、産業労働部）（再掲）

- ア 多様な働き方実践企業の認定
- イ 育児休業・介護休業制度などの普及定着
- ウ 短時間勤務・フレックスタイムなど仕事と家庭の両立を支援する制度の導入促進
- エ 次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策の推進
- オ 医療・福祉分野における就業継続・復職支援
- カ 企業内保育所・病院内保育所の整備促進

② 男性の働き方の見直しの推進（産業労働部）（再掲）

- ア 所定外労働の削減、男性の育児休業取得などの働き方の見直しに取り組む企業の支援

- ③ 働き方の見直しによる男女ともに仕事と家庭を両立できる環境づくり
 (産業労働部) (再掲)
- ア 働き方の見直しを行っている企業の実践例の情報提供と経営者及び管理職等の意識啓発
 - イ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発
 - ウ テレワークの導入・定着を進める企業の支援
- ④ 介護や病気治療と仕事との両立支援など、働きやすい職場環境づくりの推進
 (産業労働部)

施策の基本的な方向

(2) 男女の均等な雇用機会と待遇の確保の促進及び各種ハラスメントの防止

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(以下「男女雇用機会均等法」という。)の普及に努め、募集・採用から配置、昇進、退職に至るまでの雇用機会や待遇における性別による差別や、男女間の賃金格差の解消に向け、各種の取組を促進するとともに、間接差別*の禁止に向けた啓発を行います。

セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメントの防止に向けた取組を促進します。

推進項目

- ① 労働基準法及び男女雇用機会均等法の周知(産業労働部)
 - ア 総合職や一般職といったコース等で区分した雇用管理を行うに当たっての留意事項の周知
 - イ 間接差別の禁止についての啓発
- ② 労働に関する法や制度の周知・相談体制の充実(産業労働部、関係部局)
 - ア 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止についての周知
 - イ セクシュアル・ハラスメント、妊娠・出産・育児休業等のハラスメント及びパワー・ハラスメント*に関する雇用管理上の措置義務の周知
 - ウ 労働基準法や男女雇用機会均等法、育児・介護休業法など労働関係法令の周知
 - エ 労働相談を通じた職場トラブルの解決支援

施策の基本的な方向

(3) 様々な就業形態における就業環境の整備

性別にかかわらず、その価値観やライフスタイルなどに応じて多様な働き方をより安心して選択できる環境を整備していくために、パートタイム労働や派遣労働の処遇・労働条件の改善や、在宅就業の健全な発展に向けた支援を行います。

また、様々な就業の場における支援を行います。

推進項目

- ① 多様な就業形態における就業環境の改善（産業労働部）
 - ア 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律*及び事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針*の周知
 - イ 派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針*の周知
 - ウ テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン*の周知
 - エ 在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン*の周知
 - オ 家内労働法*の周知
- ② パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）
 - ア 不本意非正規雇用*者の正規雇用化の支援
 - イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）*の周知
- ③ NPO活動の促進（県民生活部）
 - ア NPO法人の税務・会計・運営相談の実施
 - イ NPO法人や市民活動団体などの情報提供
 - ウ 特定非営利活動促進基金*を活用した助成や企業と連携したNPO活動への支援
- ④ 女性の起業支援（産業労働部）（再掲）
 - ア 創業・ベンチャー支援センター埼玉における起業相談、セミナーの開催
 - イ 起業支援制度や優良事例の情報提供
 - ウ 融資による開業資金の支援
 - エ 女性起業家・経営者などの交流・連携の促進
 - オ 女性起業家のロールモデルの情報提供
- ⑤ 農業経営体における雇用環境改善の支援と就職希望者とのマッチング支援
(農林部)

目指す姿Ⅲ 誰もが安全・安心に暮らせる社会

(目指す姿)

- 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、その予防と被害からの回復のための取組が進んでいます。誰もが暴力の被害者、加害者、傍観者とならないために幼児期からの教育をはじめとした暴力を容認しない社会環境の整備など、暴力の根絶に向けた基盤が整備されています。
- 貧困など、生活上の様々な困難を抱える方々に対し、セーフティネットの機能としての多様な支援が届いています。性別や年齢、国籍の違いや、障害の有無にかかわらず、様々な属性を持つ個人を認め合い、活躍できる共生社会の実現が図られています。
- 男女がライフステージに応じ、的確な保健・医療を受ける環境が整っています。妊娠、出産等に対して、正確な知識や情報を入手し、自己決定を行うことができるよう、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の考え方に基づく取組が進んでいます。
- 防災・災害復興における意思決定過程や現場への女性の参画拡大が図られ、男女共同参画の視点から防災対策が推進されています。

基本目標 Ⅲ－１

女性に対するあらゆる暴力の根絶

(現状と課題)

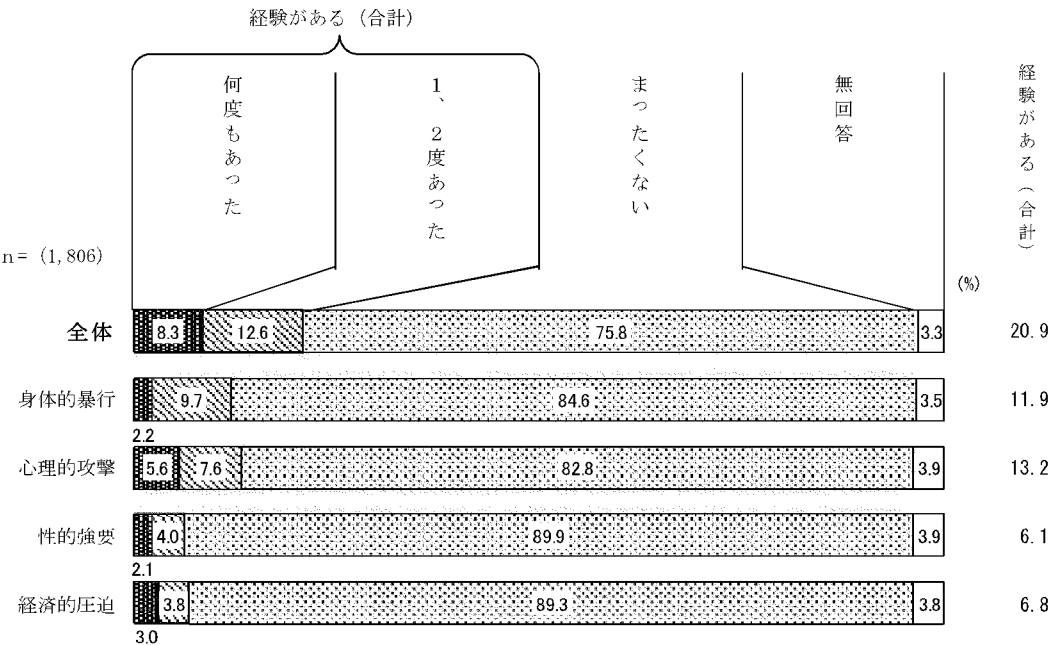
女性に対する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題となっており、女性に対する暴力を許さない社会意識を醸成する必要があります。

暴力の背景には、固定的性別役割分担意識、経済力の格差など、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見などが存在しており、暴力の根絶には、社会における男女間の格差是正や意識改革を行っていく必要があります。被害者が子供、高齢者、障害者、外国人等の場合にはその背景となる事情に十分配慮していく必要があります。また、上司・部下、教員・生徒等の立場を利用した支配が暴力の背景にある場合は、加害者との関係から潜在化しやすい傾向にあります。被害者支援に当たっては、暴力の形態や被害者の属性等に応じ、きめ細かく対応する視点が不可欠となっています。

こうしたことを踏まえ、女性に対する暴力の予防と被害からの回復のための幅広い取組を進める必要があります。

配偶者等からの暴力被害経験（県）

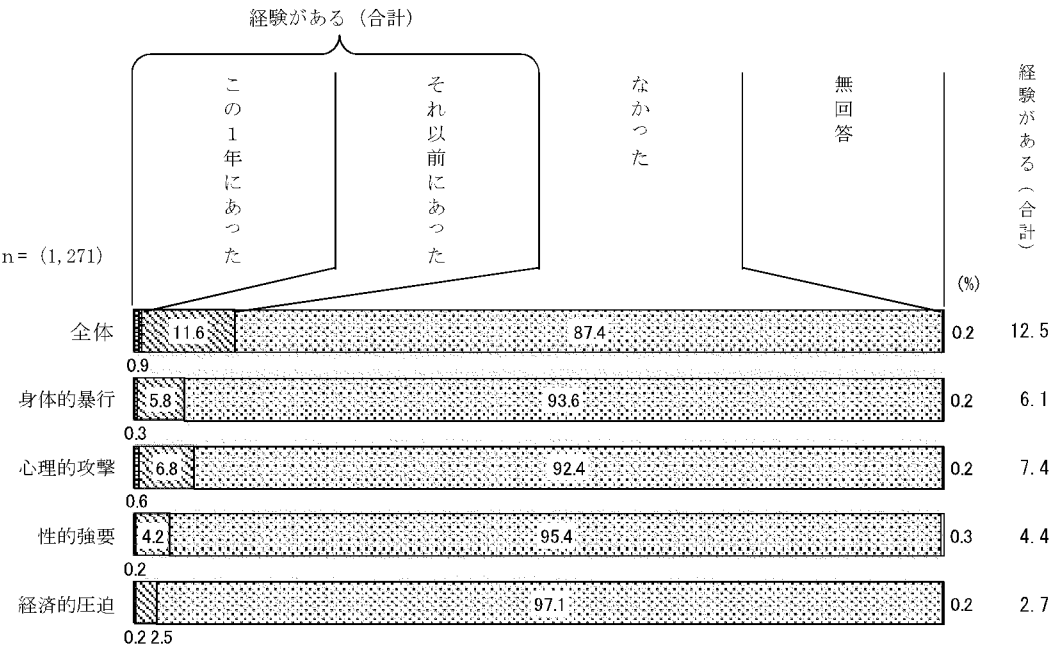
【配偶者等からの暴力（※）】



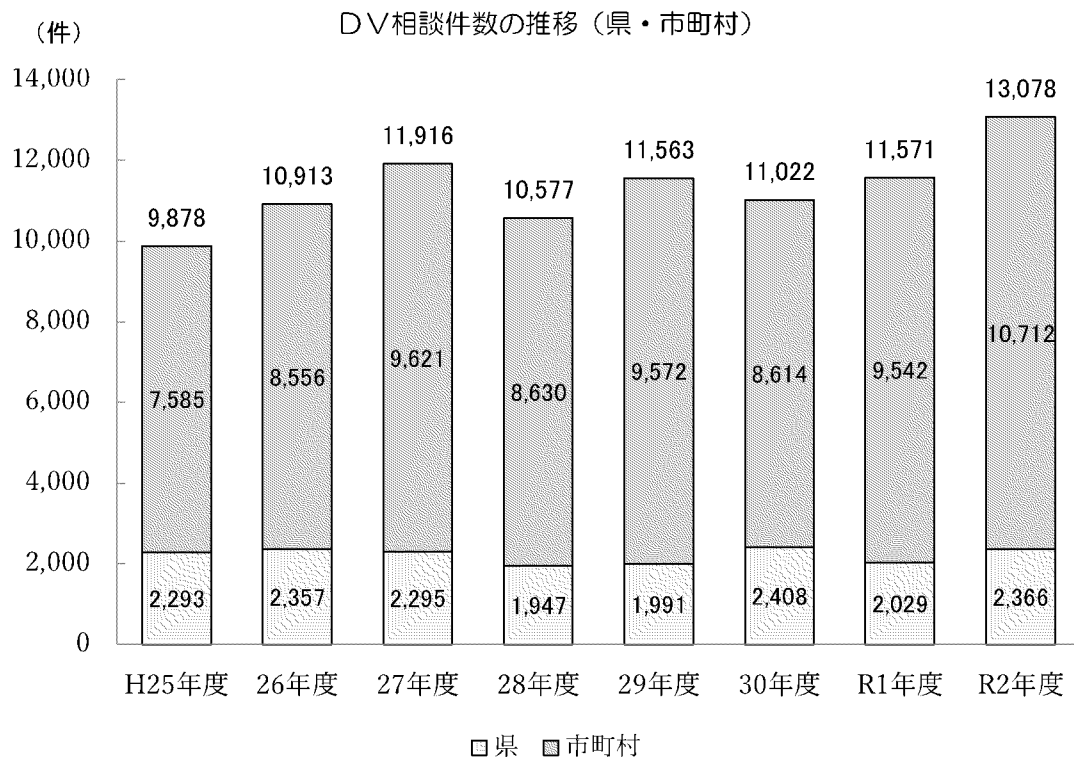
（※）「配偶者」には、婚姻届を出していない事実婚や別居中の夫婦、元配偶者（離別・死別した相手、事実婚を解消した相手）も含む。

資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

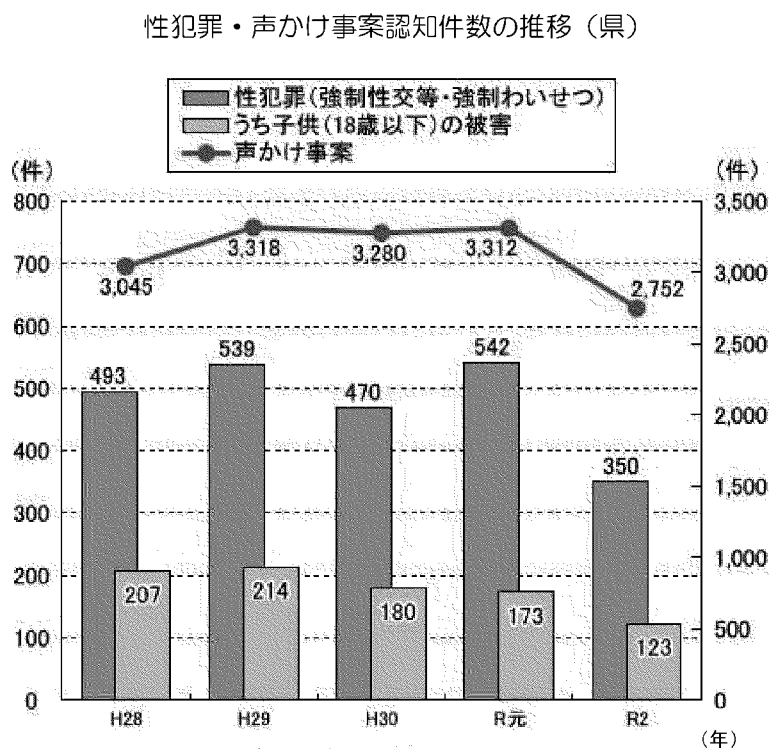
【交際相手からの暴力の被害経験】



資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」



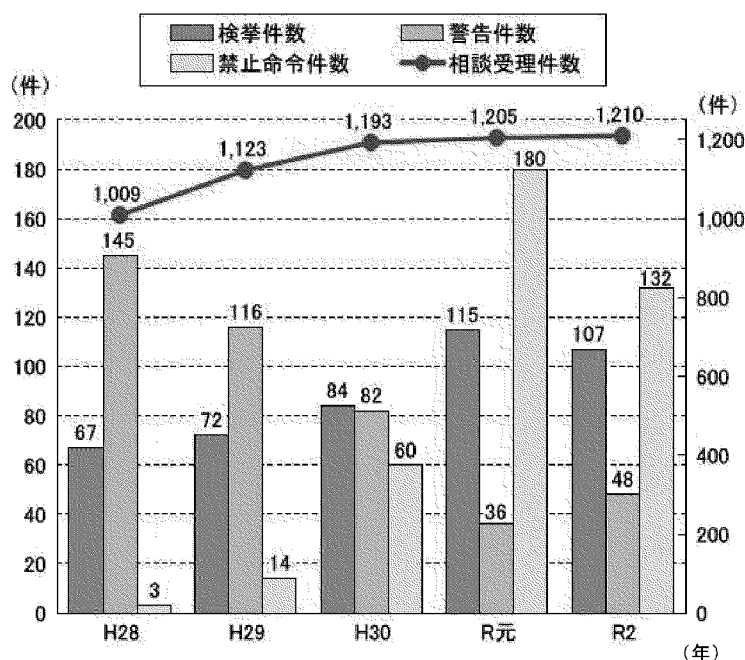
資料：県男女共同参画課調べ



※ 声かけ事案：子供に対し、犯罪には至らないが「声をかける」「後をつける」等の行為

資料：埼玉県警察「令和3年版警察のあゆみ」

ストーカー事案取扱いの推移（県）



資料：埼玉県警察「令和3年版警察のあゆみ」

施策の基本的な方向

（１）女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

女性に対する暴力は犯罪であり、決して許されないものであるとの認識を広く社会に徹底するために、暴力の当事者とならないための教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を強力に進めます。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、配偶者暴力相談支援センター*、警察、一時保護施設、福祉事務所、男女共同参画推進施設など関係機関が連携し、女性に対する暴力に対処するための体制整備を進めます。

さらに、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを進めていきます。

あわせて、子供に対する性犯罪や人権侵害が多発する状況から、子供の権利に配慮します。

推進項目

① 女性に対する暴力根絶のための意識啓発

（総務部、県民生活部、教育局、警察本部、関係部局）

ア 学校教育における暴力行為の予防啓発の推進

イ フォーラム、防犯講習、地域や企業などにおける研修会の開催

ウ リーフレットや各種広報媒体、メディアを活用した意識啓発

- ② 相談しやすい体制の整備（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 関係相談窓口への女性の配置など相談体制、カウンセリングの充実
 - イ 相談員向け研修の実施
- ③ 関係機関の連携（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア DV対策関係機関連携会議*の開催
- ④ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局）
 - ア 被害者に対する相談や支援に関する情報提供の実施
 - イ 子供の家庭内暴力などからの立ち直り支援を通じた被害者と子供の支援
 - ウ 民間被害者援助団体と連携した被害者ケア
 - エ 適切な自衛・対応策の教示
 - オ 医療、司法など専門機関との連携・協力
 - カ 男女共同参画苦情処理制度*の活用
- ⑤ 暴力の発生を防ぐ環境づくり（総務部、県民生活部、教育局、警察本部）
 - ア パトロール、防犯ビデオ・防犯機器の貸出し、講習会の開催、防犯指導などの防犯対策の強化
 - イ 犯罪情報や防犯情報の発信
 - ウ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導
 - エ 人権の尊重と暴力の防止に向けた学校教育の推進
- ⑥ 子供の権利を救済するための機関の活動の推進（福祉部）

施策の基本的な方向

（２）配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・支援の推進

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律*（以下「配偶者暴力防止法」という。）に規定する「配偶者からの暴力」に加え、若年者を中心としたデートDVを含めた、配偶者等からの暴力（DV）が重大な社会的・構造的問題であるとの認識について意識啓発を行います。

配偶者暴力防止法の周知を図るとともに、本県の配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画（以下「DV防止基本計画」という。）に基づき、相談から、保護、自立支援に至るまでの切れ目のない支援を実施していきます。

なお、DVは子供にも悪影響を及ぼすことから、十分配慮していくとともに、DVへの対応機関と児童虐待への対応機関との連携協力を強化していきます。

推進項目

- ① DV防止に係る広報・意識啓発（県民生活部、教育局、警察本部、関係部局）
 - ア DV防止フォーラムやセミナー・防犯講習などの開催
 - イ 広報紙やホームページなどを活用した広報・啓発活動の実施
 - ウ 交際相手からの暴力（デートDV）防止啓発の推進

- ② 配偶者暴力相談支援センター・警察・一時保護施設・福祉事務所・男女共同参画推進施設などの取組の推進及び関係機関の連携
 (県民生活部、福祉部、教育局、警察本部、関係部局)
 ア 市町村における配偶者暴力相談支援センター設置の促進
 イ DV対策関係機関連携会議の開催
- ③ 相談体制の充実(県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 ア 配偶者暴力相談支援センター、福祉事務所、けいさつ総合相談センター*、犯罪被害者支援室などにおける相談による対応
 イ 相談担当職員の資質向上及び二次的被害*の防止のための研修の実施
 ウ 市町村の相談事業の充実支援及び相互連携
 エ 性別にかかわらず多様な相談者への対応
- ④ 一時保護の充実(県民生活部、福祉部、警察本部、関係部局)
 ア 適切かつ効果的な一時保護の実施
 イ 県域を越えた保護施設の広域利用の促進、一時保護委託の拡充
 ウ 民間シェルター*への支援・育成
- ⑤ 被害者とその子供の自立支援
 (県民生活部、福祉部、都市整備部、教育局、関係部局)
 ア 一時的な居住先としての県営住宅の提供
 イ 就職セミナーなどの開催、職業相談、求人情報の提供
 ウ 児童養護施設等における子供と親の心のケア対策
 エ 生活保護の適用による自立支援
 オ 子供の円滑な就学のための情報提供及び市町村教育委員会への支援
 カ 民間団体と連携した支援
- ⑥ DV対応と児童虐待対応との連携強化(県民生活部、福祉部)
- ⑦ 外国人、障害者、高齢者への支援(県民生活部、福祉部)
- ⑧ 加害者の検挙・指導及び警告その他の適切な措置(警察本部)
- ⑨ 加害者に向けた取組の推進(県民生活部)
- ⑩ 災害時や感染症拡大等によるDVの深刻化への対応
 (県民生活部、危機管理防災部)
 ア 相談窓口の周知等広報・啓発活動の強化
 イ 避難所における相談窓口の設置促進

施策の基本的な方向

(3) 性犯罪・性暴力への対策の推進

性犯罪・性暴力の被害者は、暴力により身体的・精神的に大きな被害を受けるとともに、第三者の心ない言動によっても精神的に更に大きな傷を負います。

そのため、加害者の責任を厳正に追及していくとともに、被害者の心身の負担軽減に配慮しながら、被害者が躊躇せずに被害を訴え又は相談し、包括的な支援を受けられる環境整備を進めます。

推進項目

- ① 性犯罪への厳正な対処（警察本部）
 - ア 性犯罪等の前兆となる不審者からの声かけ事案等に対する行為者の特定、検挙、指導・警告措置など先制・予防的活動の強化
- ② 性犯罪・性暴力の防止に向けた意識啓発（県民生活部、福祉部、警察本部）
 - ア 官学民による女性の安全・安心を守るためのネットワークの形成
 - イ 企業や大学等と連携した防犯講話等の実施
 - ウ 性犯罪等の発生情報等の発信
 - エ セミナー等による意識啓発
- ③ 安心して被害を届け出られる環境づくり（警察本部）
 - ア 被害者の心情に配慮した性犯罪捜査の推進
 - イ 被害者の負担軽減及び二次的被害の防止
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）
 - ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター*（性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン等）における相談による対応
- ⑤ 被害者などへの支援や情報提供（県民生活部、警察本部）
 - ア 産婦人科医療機関と連携した被害者ケア
 - イ 捜査状況及び加害者の処分状況などの連絡
 - ウ 公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター*による被害者支援

施策の基本的な方向

（４）子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進

家族をはじめとする身近な者からの性的な暴力は、特に潜在化・深刻化しやすく、被害に遭うと一生拭い難い影響が生じます。子供や若年層が性暴力を認識し、加害者にならず、被害者となった場合は、被害を認知し、訴えることができるよう低年齢からの教育を強化していきます。子供、若年層が相談につながりやすく、精神面のケアに配慮しながら保護・支援を受けられる体制整備を推進します。

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題、児童買春や児童ポルノ等、子供、若年層に対する性暴力被害の予防啓発を推進し、取締りを強化していきます。

推進項目

- ① 性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達の段階に応じた学校等での教育の充実（総務部、教育局）
- ② 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（以下「児童買春・児童ポルノ禁止法」という。）に基づく取締りの強化（警察本部）
- ③ 児童虐待防止対策の総合的な推進（福祉部）
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、警察本部）（再掲）
ア 彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター（性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン等）における相談による対応
- ⑤ 出会い系サイトなどの児童の利用禁止に関する児童や保護者に対する啓発（県民生活部、警察本部）
- ⑥ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（県民生活部、警察本部）
- ⑦ 民間団体と連携した若年被害女性に対する支援の実施（県民生活部）

施策の基本的な方向

（５）セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメントは、個人としての尊厳を不当に傷つけ、能力発揮を妨げ、社会的に許されない重大な人権侵害行為です。

雇用の場をはじめ、あらゆる場におけるセクシュアル・ハラスメント防止に向けた意識改革や取組を進めます。

推進項目

- ① 企業などの雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進（総務部、産業労働部、教育局、警察本部）
ア 男女雇用機会均等法の周知と労働相談の実施
イ セクシュアル・ハラスメント防止推進員などの配置による県庁内の相談体制の整備
- ② 教育・研究・社会福祉施設やスポーツ分野等におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の推進（総務部、県民生活部、福祉部、教育局）
ア 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実
イ 相談体制の充実
ウ 社会福祉施設などにおける相談体制整備の促進
エ スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止

- ③ L G B T Q*に関するハラスメント防止対策の推進（県民生活部、産業労働部）
- ④ 男女共同参画苦情処理制度の活用（県民生活部）（再掲）

施策の基本的な方向

（６）ストーカー行為などへの対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律*（以下「ストーカー規制法」という。）などを適切に運用することによって、被害者が早期に相談できるよう必要な措置を講じます。関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努めるとともに、ストーカー規制法などに係る普及啓発を行います。

推進項目

- ① ストーカー行為などへの厳正な対処（警察本部）
- ② 相談体制の充実（警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援、情報提供及び再被害対策（県民生活部、警察本部）
- ④ ストーカー規制法及び埼玉県迷惑行為防止条例*の普及啓発（警察本部）

施策の基本的な方向

（７）人身取引対策の推進

人身取引*は、重大な人権侵害です。被害者の大半は女性や子供で、人権擁護の観点からも迅速かつ的確な対応が求められています。

人身取引の防止と被害者の保護のため、関係法令を厳正に運用するとともに、女性の人権を尊重する意識啓発、加害者の取締り、被害者保護などの対策を推進します。

推進項目

- ① 関係法令の適切な運用（警察本部）
- ② 適切な相談対応（県民生活部、警察本部）
- ③ 被害者の保護・支援（県民生活部、警察本部）
- ④ 外国人被害者への支援（県民生活部、警察本部）
 - ア 多言語リーフレットの配付
 - イ 在日外国公館への通報、出入国在留管理局との連絡調整

施策の基本的な方向

(8) 売買春への対策の推進

性を商品化し、人間の尊厳を傷つける売買春の根絶に向けて関係法令の厳正な運用と取締りを強化し、売買春の防止に向けた広報啓発活動を推進します。

さらに、売春防止法に基づく要保護女子の早期発見と保護・社会復帰支援を行います。特に児童買春やその被害児童について対策を講じます。

推進項目

- ① 売買春及び児童買春の根絶に向けた取締りの強化（警察本部）
- ② 女性と子供の人権の尊重についての意識啓発
（県民生活部、福祉部、教育局、警察本部）
- ③ 売買春からの女性の保護・支援（県民生活部、福祉部）
- ④ 相談体制の充実（県民生活部、福祉部）

基本目標 Ⅲ－２

生活上の様々な困難への支援と多様性の尊重

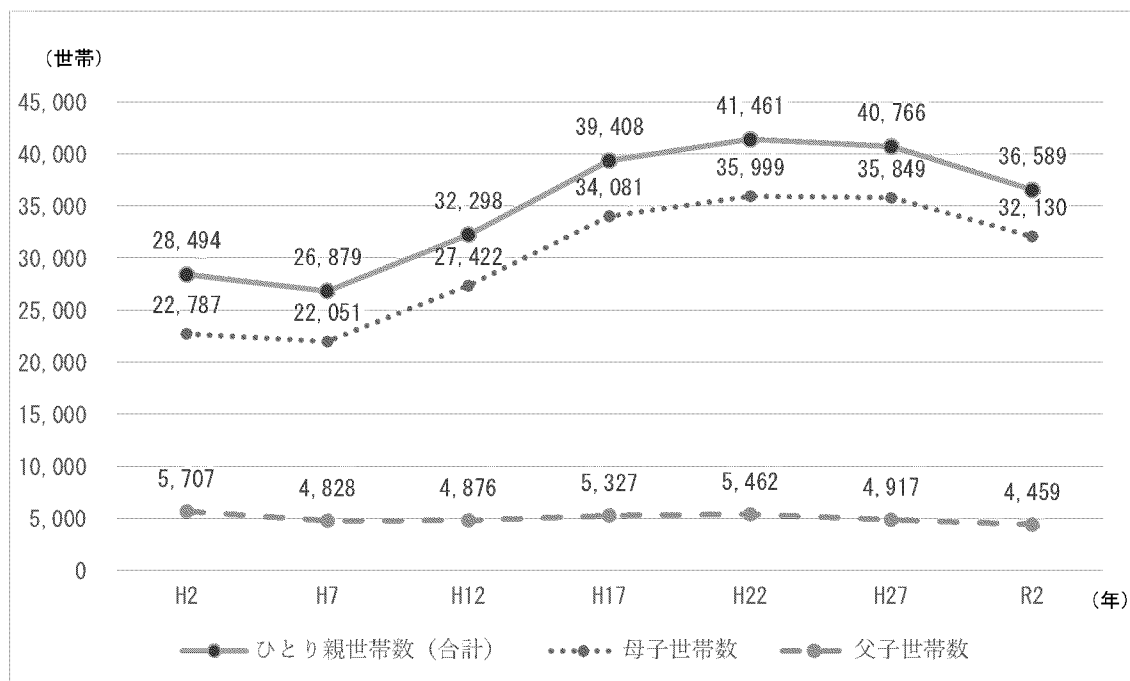
（現状と課題）

未婚・離婚の増加などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用者の増加などによる雇用不安など、社会環境の変化により若年者から高齢者に至るまで経済的に困難を抱えやすい人が増加しています。特に女性は、出産・育児による就業の中断や非正規雇用の割合が高く、男性と比べ寿命が長く高齢期の単身生活が長いなど、貧困など生活上の困難に陥りやすい傾向があります。とりわけ、新型コロナウイルス感染症の拡大は女性の雇用・所得へ大きな影響を与え、女性の貧困が深刻化しています。あわせて子供への貧困の連鎖も課題となっています。

また、災害や感染症拡大時といった非常時は、社会的に弱い立場にある人々の生活に、より深刻な影響をもたらしており、平時から、非常時・緊急時にも機能するセーフティネットの整備を図っていく必要があります。

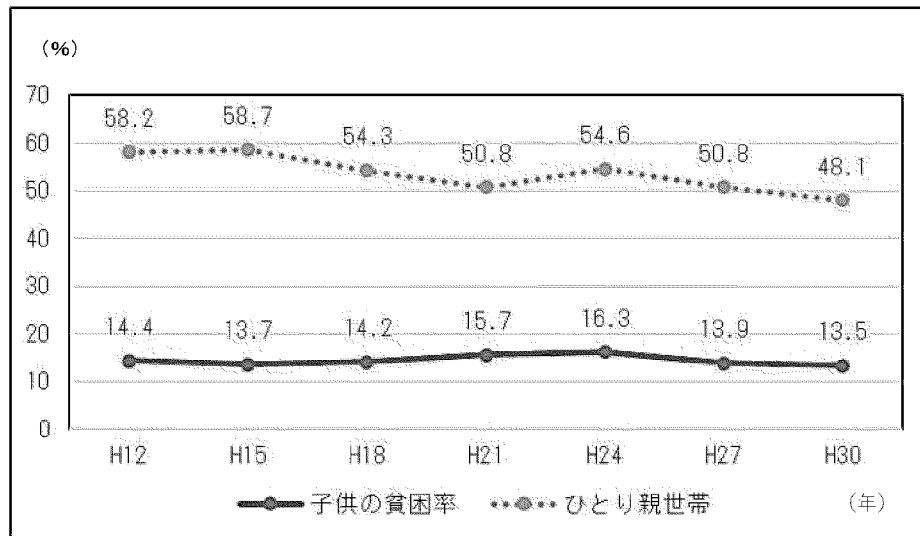
障害があること、外国人であることに加え、女性であることでさらに複合的に困難に置かれている人々、性的マイノリティ*（LGBTQなど）の人々が、自分らしく生きていけるよう、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが求められています。

ひとり親世帯数の推移（県）



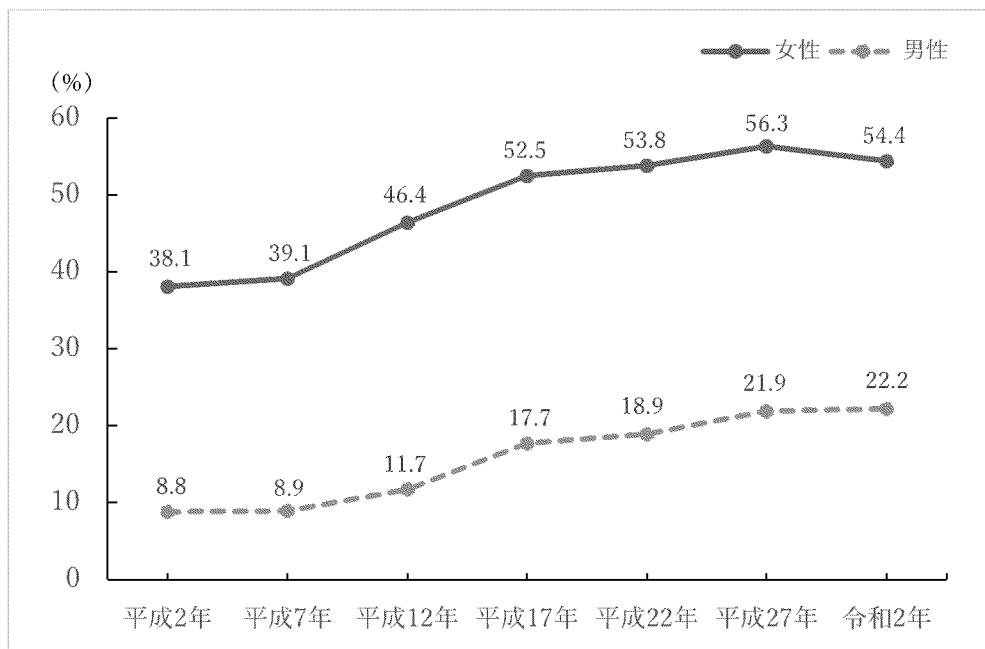
資料：総務省「国勢調査」より作成

子供・ひとり親世帯の貧困率の推移（全国）



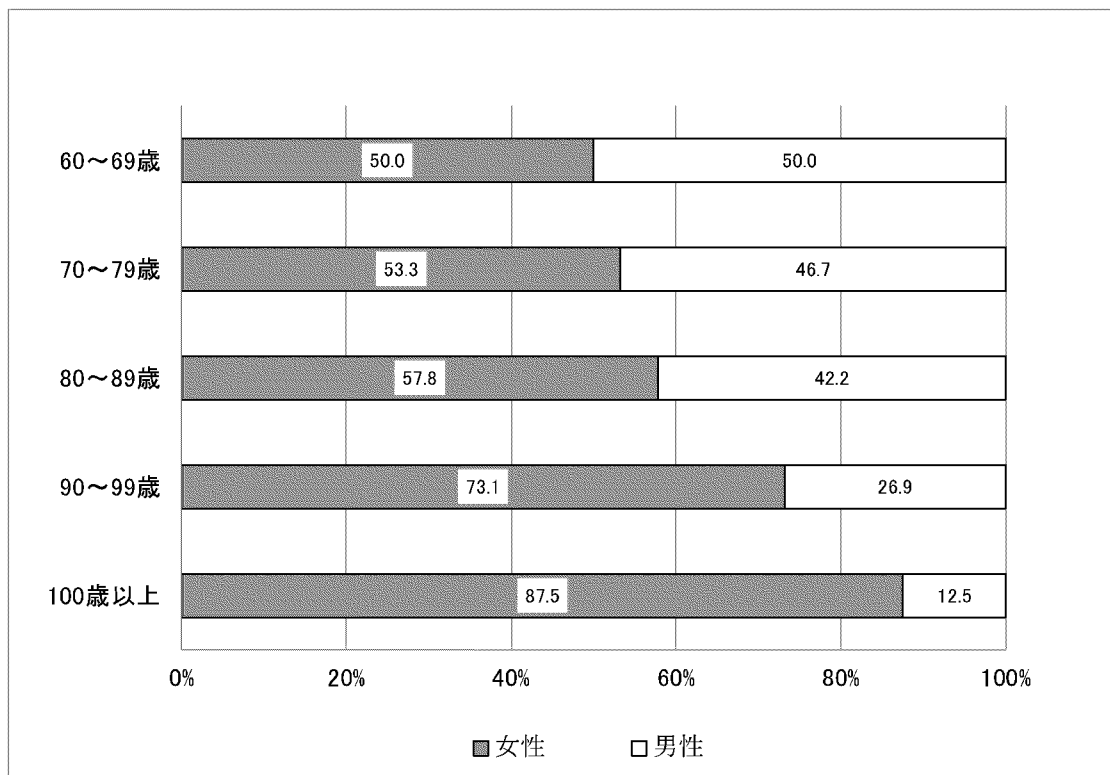
資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」より作成

非正規雇用労働者の割合の推移（全国）



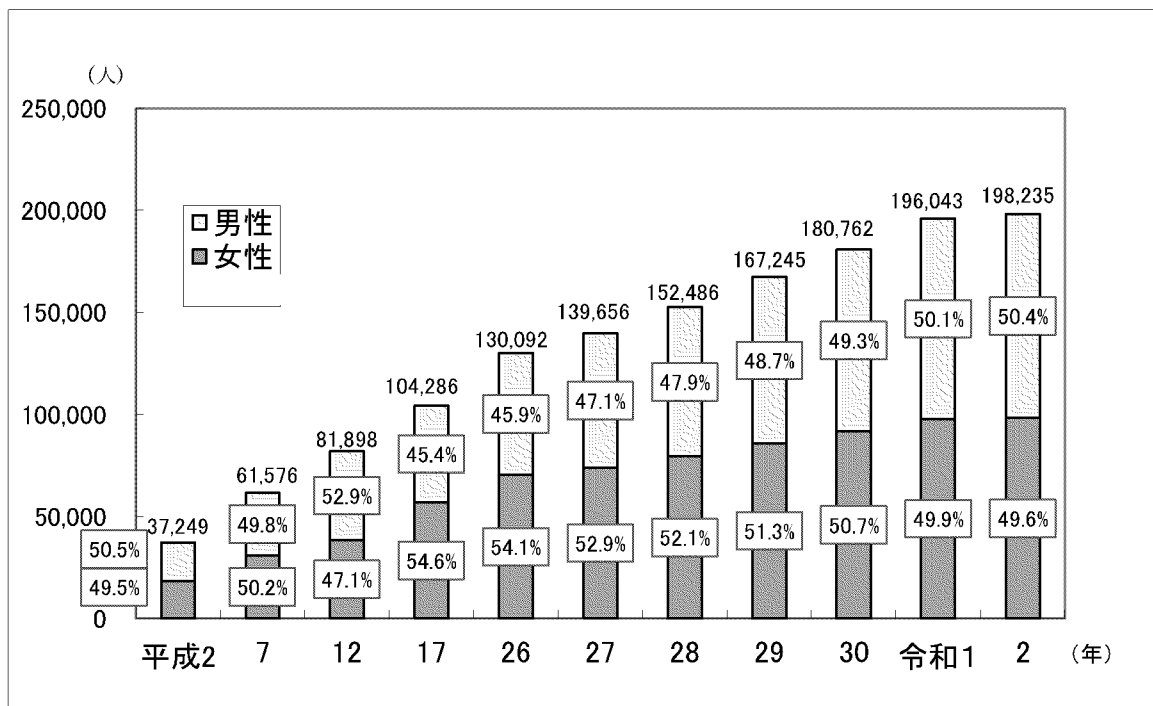
資料：平成13年までは総務庁「労働力調査特別調査」（各年2月）より、
平成14年以降は総務省「労働力調査（詳細集計）」（年平均）より作成

60歳以上の年齢（10歳階級）別の男女別割合（県）



資料：県統計課「埼玉県町（丁）字別人口調査 令和3年1月1日現在結果報告」より作成

外国人登録者数の男女別推移（県）



資料：出入国在留管理庁「在留外国人統計」（各年12月末日現在）

施策の基本的な方向

(1) 生活上の様々な困難を抱えた女性などの自立支援

経済的に困難な女性などに対する相談体制の充実や自立に必要な技能の習得、個人のニーズに合わせたきめ細かな就業情報の提供など自立や就労に対する支援を推進します。あわせて、貧困の連鎖を断ち切るために、生活困窮世帯及び生活保護世帯の子供への学習の支援を行います。

女性が自らの意識と能力を高め、力をつけ、行動していくことができるよう、女性のチャレンジを支援します。

推進項目

- ① 多様な職業能力の開発機会の提供（産業労働部）（再掲）
 - ア 女性の再就職に役立つ多様な資格・技能の取得、習得を支援する職業訓練の実施
 - イ 子育て世代に配慮した託児サービス付き職業訓練の実施
 - ウ 職業訓練の見学や女性向けセミナーにおける職業訓練の紹介による受講促進
- ② 女性の就業支援（県民生活部、産業労働部）
 - ア 女性キャリアセンターなどにおける面談相談・電話相談・セミナーの開催（再掲）
 - イ 埼玉しごとセンター女性コーナーにおける就職相談・セミナーの開催（再掲）
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）におけるセミナー等の開催による就業支援窓口の情報提供と誘導
- ③ 若年無業女性等への自立支援を後押しするためのセミナー等の開催による、自立支援窓口の情報提供と誘導（県民生活部）
- ④ 新卒者やフリーター、若年無業者などの若者の就業支援（産業労働部）
- ⑤ パートタイム労働者など非正規雇用における雇用環境等の整備（産業労働部）（再掲）
 - ア 不本意非正規雇用者の正規雇用化の支援
 - イ 短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）の周知など非正規雇用者の処遇改善の促進
- ⑥ ひとり親家庭や経済的に厳しい状況にある家庭への支援（県民生活部、福祉部、保健医療部、産業労働部、都市整備部）（再掲）
 - ア 子育て・生活支援、就業支援、養育費の確保支援及び経済的支援の総合的な推進

イ ひとり親家庭に対する職業訓練の実施

ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における情報の提供、セミナーの開催

- ⑦ 生活困窮世帯・生活保護世帯の自立に向けた就労支援（福祉部、関係部局）
- ⑧ 生活困窮世帯・生活保護世帯の子供に対する学習支援（福祉部）
- ⑨ 家族の介護等を担っているケアラー*への支援（福祉部、教育局、関係部局）
- ⑩ 住宅セーフティネット制度に基づく子供を養育している者、DV被害者などの住宅確保要配慮者に対する支援（都市整備部）

施策の基本的な方向

（２）高齢者がいきいきと活躍し、安心して生活できる支援

豊富な知識や経験を持つ高齢者が、自分自身の意欲や心身の状態に応じ、社会の担い手として就業やボランティア活動など様々な分野において長く健康で活躍できることを目指します。

高齢者が働ける場を増やすとともに、高齢者がこれまで蓄積した多様な知識、経験等を生かした丁寧なマッチングにより、就業や起業を支援します。

また、高齢者が地域活動やボランティア活動に参加する機会を拡大するため、活動参加へのきっかけづくりや情報発信などを進めます。

併せて、高齢者が家庭や地域で安心して暮らせる支援体制の整備を行います。

推進項目

- ① 公民館などで実施される高齢者に対する生涯学習活動の促進や、多様な学習・活動ニーズへの対応（教育局）
- ② 高齢者が働きやすい職場づくりの推進（産業労働部）
- ③ 高齢者の就業・起業支援（産業労働部）
- ④ 高齢者の地域活動のきっかけづくりや情報提供（県民生活部、福祉部）
- ⑤ 高齢者の持つ知識や経験の有効活用（県民生活部）
- ⑥ 高齢者の健康づくりへの支援及び相談体制の充実（福祉部、保健医療部）
- ⑦ 介護予防の促進（福祉部）

- ⑧ 民間企業など多様な主体による生活支援サービス体制整備の促進（福祉部）
- ⑨ 高齢者の福祉用具利用や住宅改修についての情報提供や相談体制の充実
（福祉部、都市整備部）
- ⑩ 高齢者虐待防止への対応（福祉部）
- ⑪ 消費者の自立支援のための情報提供（県民生活部）

施策の基本的な方向

（３）障害者、外国人、ＬＧＢＴＱなどの特別な配慮を必要とする人への支援

障害者、外国人、ＬＧＢＴＱといった性的マイノリティなど、日常生活における自立や社会参画を行う上で様々な困難な状況に置かれがちな方々が、その能力や意欲を発揮しながら活躍できるよう支援を行っていきます。

社会全体が多様性を尊重する環境づくりに資するよう、人権教育や意識啓発を進めます。

推進項目

- ① 障害のある人などを地域全体で支える仕組みづくり
（福祉部、産業労働部、教育局、関係部局）
- ② 障害を理由とする差別の解消と合理的配慮の提供に向けた啓発（福祉部）
- ③ 障害者の権利擁護・虐待防止対策の推進（福祉部）
- ④ 外国人からの相談への対応（県民生活部、関係部局）
- ⑤ 多言語による生活情報の提供（県民生活部、関係部局）
- ⑥ 外国人の日本語学習支援（県民生活部、関係部局）
- ⑦ 外国人留学生への支援（県民生活部、産業労働部）
- ⑧ ＬＧＢＴＱの権利尊重に向けた理解増進の取組及び相談体制の充実
（県民生活部、関係部局）
- ⑨ ＬＧＢＴＱが安心して生活でき、働きやすい環境づくり（県民生活部）
- ⑩ 地域や学校、企業などにおけるＬＧＢＴＱといった性的マイノリティに対する偏見・差別などの人権問題に関する啓発活動の実施
（県民生活部、教育局、関係部局）

- ⑪ 誰もが住みよいまちづくり
(企画財政部、福祉部、県土整備部、都市整備部、関係部局)
- ⑫ ユニバーサルデザイン*の推進 (県民生活部、全庁)

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画に関する国際理解、国際交流、国際協力の推進

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。民間団体や県民における国際交流・国際協力を促進するため、団体への情報提供や団体間のネットワーク化を充実するとともに、民間団体などと協力・連携しながら国際協力を推進します。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する国際的情報の収集・啓発 (県民生活部)
- ② 男女共同参画に関する国際的動向についての学習機会の提供
(県民生活部、関係部局)
 - ア 男女共同参画推進センター (With You さいたま) における研修・講座などの実施
 - イ 国立女性教育会館*との連携
- ③ 県民主体の国際交流の推進 (県民生活部)
- ④ 国際交流団体・国際協力団体などによる男女共同参画に関する取組の促進
(県民生活部)
 - ア 男女共同参画推進センター (With You さいたま) での男女共同参画の視点により実施する自主活動・交流支援事業への支援
 - イ NGO・NPOの国際交流、途上国の女性支援に配慮した国際協力への活動支援
- ⑤ 地球環境の保全に対する国際協力・国際交流の推進 (環境部)

基本目標Ⅲ－３

生涯を通じた男女の健康支援

（現状と課題）

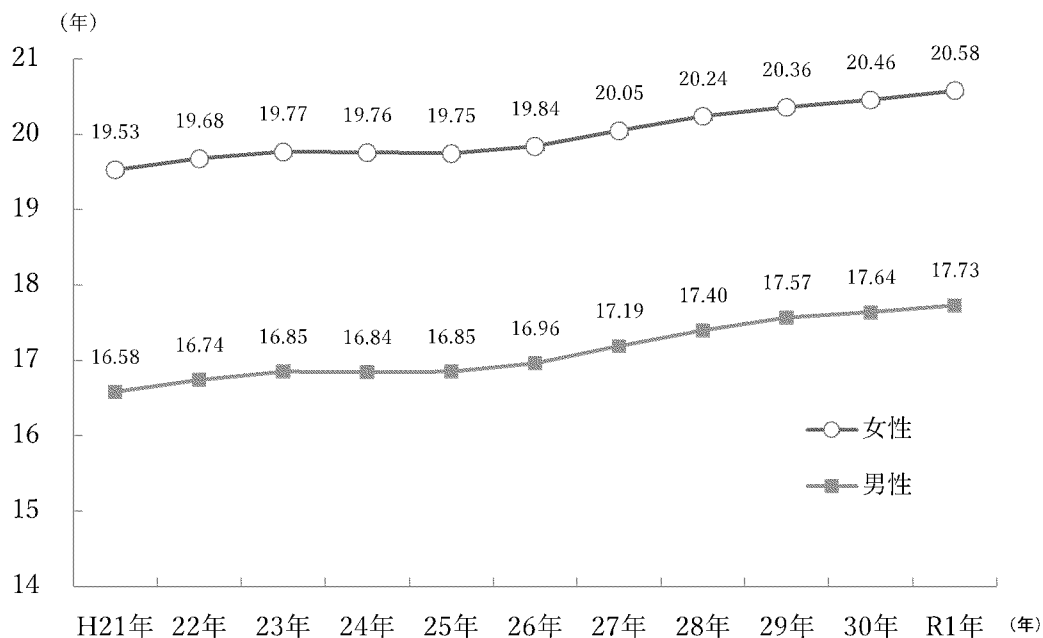
女性も男性も、いつ、何人の子供を産むか、産まないかなどについての自由を有し、そのために必要な健康についてのサービスや情報を受けることを生涯にわたり権利として尊重されることは、男女共同参画の大きな前提です。

特に女性の心身の状態は、ライフサイクルに応じて大きく変化をするという特性があります。社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）による男女の支配・従属関係など、現在男女が置かれている状況が背景となって、男性主導の避妊や性行動を生み出し、結果として予期せぬ妊娠や性感染症*などによって女性の健康と権利が脅かされています。こうした中で、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方の定着が強く求められます。

男性においては、固定的性別役割分担意識などから孤立のリスクを抱えるおそれもあることに加え、健康を害する生活習慣や、自殺、ひきこもりの割合が女性に比べて多いことが指摘されています。

本県の健康寿命は、男女ともに延びており、生涯を通じた男女の健康を支援するための総合的な対策を推進することが必要となっています。

健康寿命の推移（県）

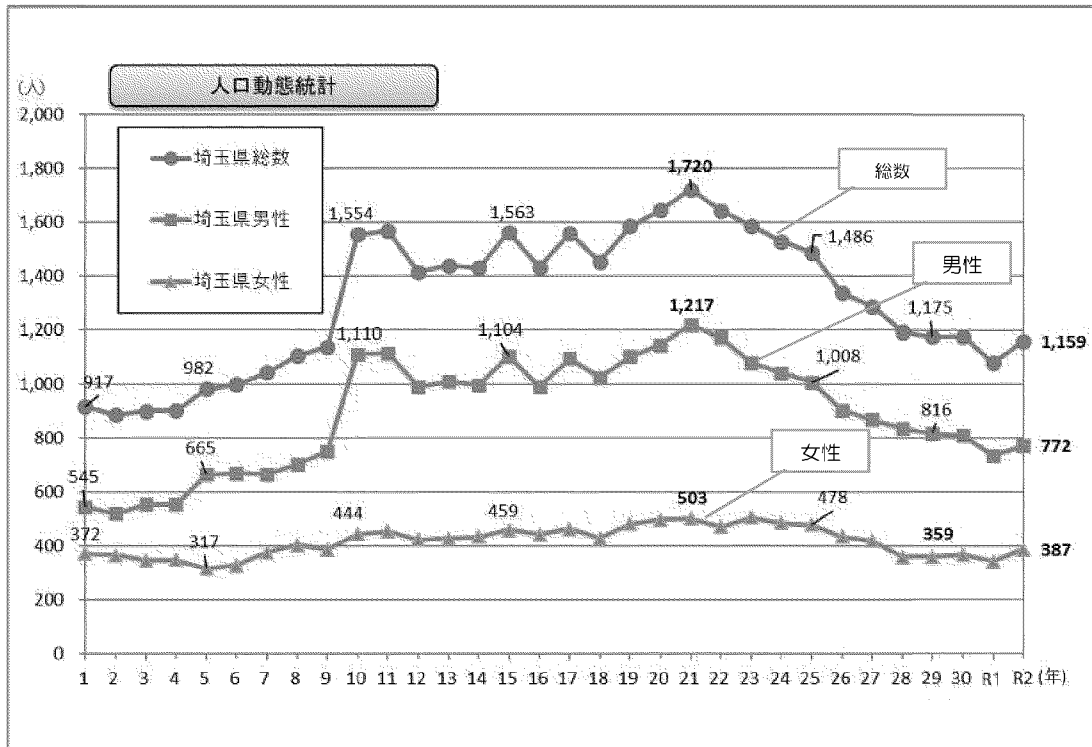


※ 健康寿命

65歳に到達した人が健康で自立した生活を送ることができる期間（要介護2以上になるまでの期間）

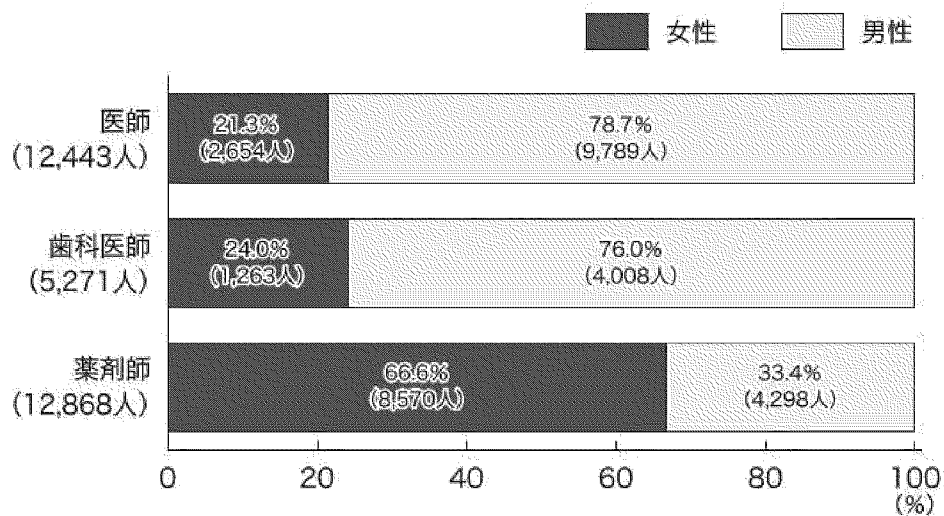
資料：県健康長寿課調べ

男女別自殺者数の長期的推移（県）



資料：厚生労働省「人口動態統計」を基に作成（確定値）

医師、歯科医師、薬剤師の女性の占める割合（県）



※ 医師と歯科医師は、医療施設の従事者である。また、薬剤師は薬局・医療施設の従事者である。

資料：厚生労働省「平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計」より作成

施策の基本的な方向

(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利に基づく取組の促進

生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての考え方を広く社会に浸透・定着させ、取組を促進します。

推進項目

- ① 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利についての啓発・相談体制の実施
(県民生活部、保健医療部)
- ② 新たな生殖技術に対応し、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重の視点に立った妊娠・不妊等に係る情報提供(保健医療部)
ア 妊娠・不妊等に悩む夫婦などに対する相談の実施
- ③ 教育・学習機会の充実(保健医療部、教育局)
ア 地域における健康教育の実施
イ 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進
ウ 効果的な性に関する指導について、指導者研修会を実施

施策の基本的な方向

(2) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期など各ライフステージに応じた総合的な健康保持対策を推進します。

成育基本法*に基づき、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を推進します。

働く女性の母性保護と健康管理について留意します。

推進項目

- ① 生涯を通じた健康保持・増進のための事業などの充実
(県民生活部、保健医療部)
ア ライフステージに対応した健康診査、女性特有の心身の健康に関する相談、健康づくりの実施
イ 市町村の指導者養成講座の開催など、地域における主体的な健康づくりへの支援
ウ 予期せぬ妊娠等の悩みに対する相談の実施
- ② 思春期における保健対策の推進(県民生活部、保健医療部、教育局)
ア 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進(再掲)

- イ 妊娠・出産に関する正しい知識（避妊や不妊、性感染症など）の普及啓発（中学生・高校生等に向けた教育を含む。）
- ウ 喫煙防止、飲酒防止、薬物乱用防止の啓発活動・教育の推進
- エ 食に関する指導を通じた心身ともに健康な児童生徒の育成

③ 妊娠・出産期に関わる健康支援（保健医療部）

- ア 月経障害、不妊治療に係る相談・支援
- イ 高齢出産や妊娠中に働く女性への支援
- ウ 妊婦や乳幼児の健康についての情報提供の実施
- エ 母子の生命や身体への影響の大きい周産期の医療体制の整備
- オ 産後うつへの相談支援

④ 成人期、高齢期における健康づくりの推進（保健医療部）

- ア 健康長寿埼玉プロジェクト*など健康づくりの取組支援
- イ 生活習慣病、骨粗しょう症などへの対策
- ウ 更年期障害への相談支援
- エ 口腔機能低下、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）等の予防
- オ フレイル*の予防対策

⑤ 生涯を通じた男女の健康に関する調査・研究（保健医療部）

施策の基本的な方向

（３）健康をおびやかす問題についての対策の推進

性感染症は、男女の健康に甚大な影響をもたらすものであることから、正しい知識の普及啓発をはじめ総合的な対策を行います。

また、喫煙、飲酒による胎児や生殖機能への影響について情報提供を行います。

薬物乱用は、本人の身体及び精神の健康をむしばむだけでなく、家庭崩壊や犯罪の原因になるなど安全な社会の基盤を揺るがしかねない行為であるため、薬物対策を行います。

学校教育においては、性に関する問題行動や薬物乱用の防止など、学校保健に関する現代的課題に対応する教育を推進します。

推進項目

- ① 性感染症対策の推進（保健医療部）
- ② 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進（教育局）（再掲）
- ③ 薬物乱用対策の推進（県民生活部、福祉部、保健医療部、教育局、警察本部）
- ④ 喫煙・飲酒による胎児や生殖機能への影響に関する情報提供（保健医療部）

施策の基本的な方向

(4) 男女共同参画の視点に立った自殺対策の推進

自殺をした人の割合を男女別に見ると、男性が約7割で女性が約3割となっています。

男性においては「男性が主に稼ぐべき」といった固定的性別役割分担意識による重圧や、孤立のリスクを抱えるおそれもあります。

一方、新型コロナウイルス感染症の拡大は、とりわけ女性に大きな影響を与えており、生活不安やストレスの増大により、心の健康問題を抱えるなど、女性も自殺のリスクが高まっています。

「自殺は防ぐことができる」という基本認識を持てるよう、県民一人一人に普及啓発していくとともに、メンタルヘルス対策を中心とした相談支援体制の充実を図ります。

また、家族等の自殺により遺された方々のケアやこれらの方々からの相談への対応を行うとともに、自助グループの活動を支援します。

推進項目

- ① 自殺防止に向けた普及啓発の推進（保健医療部、産業労働部）
 - ア 家族や周囲の人たちが自殺のサインに気付くことができるような教育・広報などの実施
 - イ ストレスチェックの実施など、働く場におけるメンタルヘルスケアの重要性の普及啓発
- ② 自殺防止に向けた相談支援の充実（県民生活部、保健医療部、産業労働部）
 - ア 働く人のメンタルヘルス相談*の実施
 - イ 事業者、労働者への相談窓口の情報提供
 - ウ 失業・多重債務・法律問題などに関する相談体制の充実
 - エ 女性の心の問題に対する地域の保健事業・相談事業の実施
- ③ 自殺対策に取り組んでいる民間団体との連携やボランティア活動への支援
(保健医療部)
- ④ 遺族・周囲の人たち、自殺未遂者などへの支援（保健医療部）
 - ア 遺された人たちや周囲の人たちへの相談体制の整備
 - イ 遺族のための自助グループへの活動支援

施策の基本的な方向

(5) 医療分野における女性の参画拡大

医療従事者については、既に女性の割合が高い業種も含め、医師、看護師、助産師、薬剤師、医療技術者等のワーク・ライフ・バランスの確保、女性の就業継続・復職支

援を進めるとともに、生涯にわたる女性の健康づくりを支援するためにも、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を働きかけます。

女性医師の活躍促進や、看護師の職場環境の改善に取り組む医療機関などを支援し、離職の防止や職場への定着を進めるとともに、復職を支援します。

推進項目

- ① 女性医師に対する就業支援策の推進（保健医療部）
- ② 医師等に対するキャリア形成の支援（保健医療部）
- ③ 看護師の質的・量的な確保・養成（保健医療部）
- ④ 看護師の定着・就業の支援（保健医療部）
- ⑤ 離職した看護師の復職支援（保健医療部）
- ⑥ 助産師の活躍の推進（保健医療部）
- ⑦ 医療機関や医療関係団体等における意思決定過程の場への女性の登用促進
（県民生活部、保健医療部）

施策の基本的な方向

（６）スポーツ分野における男女共同参画の促進

生涯にわたる健康を確保するためには、運動・スポーツ習慣の有無が密接にかかわりますが、男性に比べ、女性の運動・スポーツ習慣の割合が低い状況にあります。そのため、女性のスポーツ参加を促進するための環境整備を行います。

また、女性特有の課題に対応した競技環境の整備や競技力向上の支援を推進するとともに、女性指導者の育成を進めます。

推進項目

- ① 一人一人のライフステージに応じたスポーツ活動の推進（県民生活部）
- ② 多様なスポーツの推進（県民生活部）
- ③ 手軽にスポーツが始められる環境づくり（県民生活部）
- ④ ジュニア期からの選手育成を基盤とする競技力向上の体制づくり（県民生活部）
- ⑤ スポーツ科学による女性アスリート支援（県民生活部）

- ⑥ スポーツ分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止（県民生活部）
（再掲）
- ⑦ 女性スポーツ指導者の育成（県民生活部）
- ⑧ 運動部活動における女子生徒への適切な支援（教育局）

基本目標 Ⅲ－４

男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

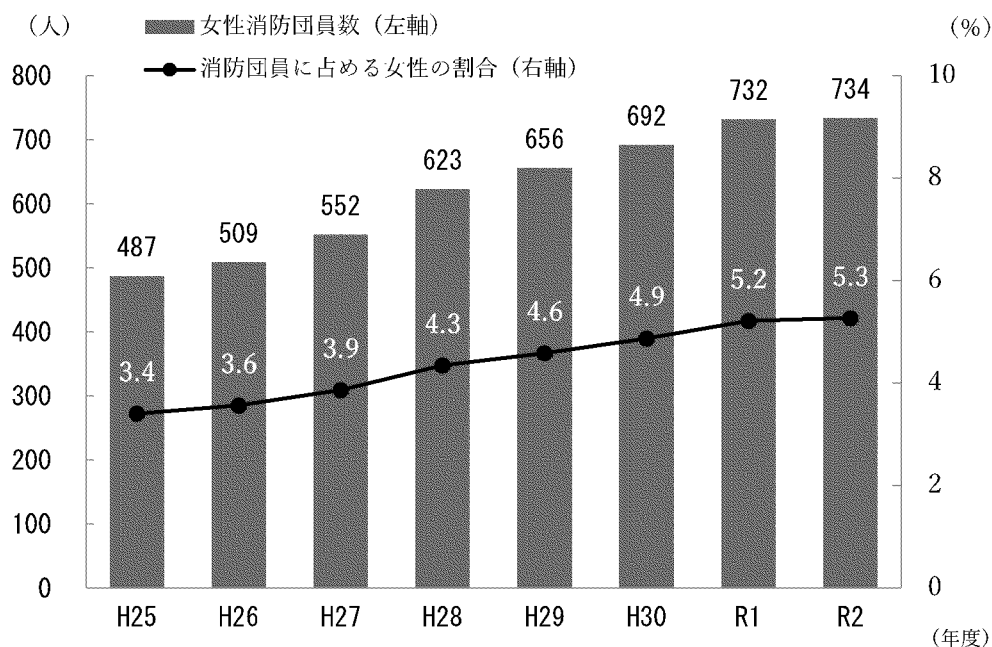
（現状と課題）

災害被害は、地震や風水害などの自然現象（自然要因）とそれを受け止める側の社会のあり方（社会要因）により、大きく影響を受けることから、被害を小さくするためには、社会要因による災害時の困難を最小限にする取組が重要となっています。

災害時には、平常時における固定的性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力（DV）や性被害・性暴力のリスクが高まることから、男女共同参画の視点を踏まえた配慮が強く求められています。

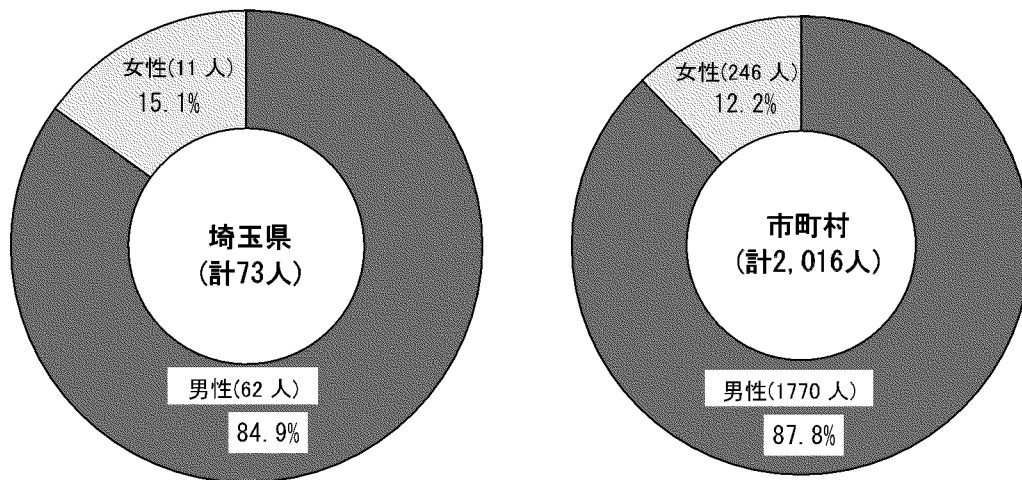
こうした観点から、防災・災害復興時における意思決定過程や現場における女性の参画拡大が、ますます求められることから、県や市町村防災会議における委員や消防団員、自主防災組織などへの女性の参画促進を図っていく必要があります。

消防団員の女性の割合の推移（県）



資料：県消防課調べ

県・市町村防災会議における女性委員の割合



資料：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」
(令和3年度)より作成

自主防災組織の組織率の推移 (県)

年度	平成28	平成29	平成30	令和1
組織率 (%)	89.8	90.4	90.9	91.4

資料：県危機管理課調べ

施策の基本的な方向

(1) 防災・災害復興時における意思決定過程への女性の参画拡大

防災や災害復興時における多様なニーズやリスクを反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災・災害復興時に関する政策・方針決定過程への女性の参画を拡大します。

推進項目

- ① 埼玉県防災会議における女性の登用推進 (危機管理防災部)
- ② 市町村防災会議における女性の登用への働きかけ
(県民生活部、危機管理防災部)
- ③ 災害復旧事業計画の策定過程への女性の参画 (全庁)
- ④ 市町村における消防吏員の女性の採用・登用促進 (危機管理防災部)
- ⑤ 消防団への女性の入団・活躍促進 (危機管理防災部)

施策の基本的な方向

(2) 防災訓練や自主防災組織などにおける男女共同参画の推進

地域の防災訓練や自主防災組織の活動など、現場における女性の参画拡大を図るとともに、防災対策における男女のニーズの違いや女性への配慮など男女共同参画の視点を踏まえた意識啓発を図ります。

推進項目

- ① 自主防災組織への女性の参画促進（危機管理防災部）
- ② 防災セミナー、防災出前講座などでの意識啓発
（県民生活部、危機管理防災部）
- ③ 各種防災訓練への女性の参画促進と女性の視点を取り入れた訓練の実施
（危機管理防災部）
- ④ 災害復旧活動における女性の参画（全庁）

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の充実

女性に配慮した地域防災計画の策定や、男女のニーズに広く対応した避難所の設置・運営などのマニュアルの整備・充実を図ります。

大規模災害時には、女性に対する暴力の防止や妊婦などに配慮した女性相談窓口の設置を行います。

避難所における、女性の視点を十分に踏まえた設置・運営の支援を行うとともに、県外からの避難者についても女性に配慮した受入れ態勢を構築します。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点を踏まえた地域防災計画の策定
（県民生活部、危機管理防災部）
 - ② 女性に配慮した帰宅困難者対策の構築（県民生活部、危機管理防災部）
 - ③ 女性や子育てに配慮した避難所の開設・運営体制の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
 - ④ 大規模災害時における女性を対象とした相談窓口の設置（県民生活部）
 - ⑤ 女性の視点を踏まえた避難所の開設・運営の支援
（県民生活部、危機管理防災部、関係部局）
- ア 男女のニーズの違いに配慮した物資の備蓄

- ⑥ 女性に配慮した県外からの避難者の受入れ態勢の支援
(県民生活部、危機管理防災部、関係部局)
- ⑦ 男女共同参画の視点を踏まえた市町村の地域防災計画の策定支援
(県民生活部、危機管理防災部)

目指す姿Ⅳ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤が整う

（目指す姿）

- 男女共同参画社会の実現に向け、固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）の解消の重要性が、県民の間で浸透しています。
- 家庭や地域、職場、学校、メディアなどのあらゆる場を通じて、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、男女共同参画について理解を深める機会が充実しています。
- 学校現場においては、性別にかかわらず、一人一人の個性に応じ、進路や就職において、多様な選択を可能とする指導が行われています。
- 生涯を通じて男女共同参画に関する学習機会が提供され、「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、ライフステージに応じた様々な働き方、学び方、生き方の選択ができるようになっていきます。

基本目標 Ⅳ－１

固定的性別役割分担意識や偏見の解消

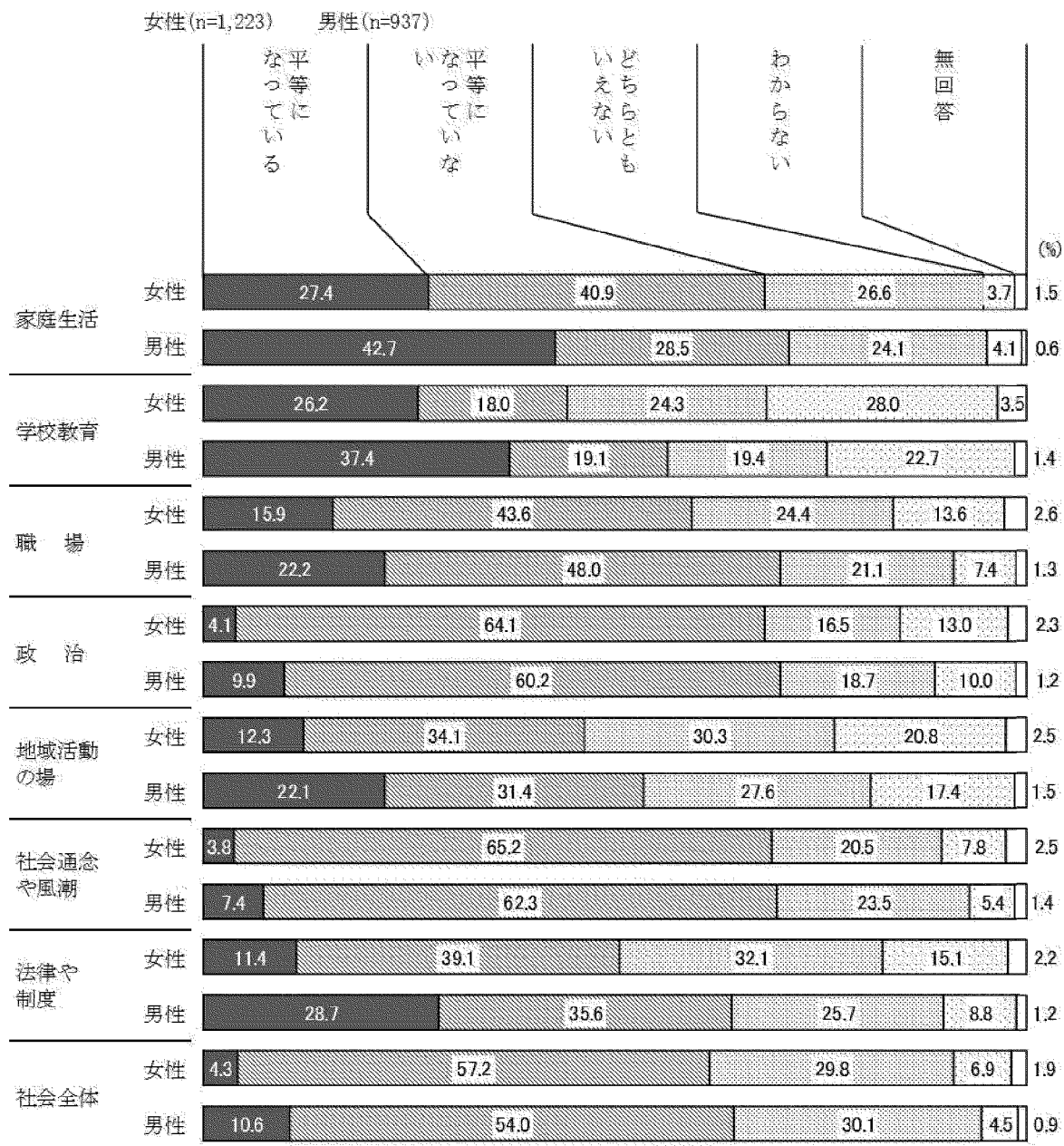
（現状と課題）

県の男女共同参画に関する意識・実態調査（令和２年度）では、男女の地位の平等感について、「社会通念や風潮」や「社会全体」などで男女とも不平等感が強くなっています。この背景には、長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、アンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）があることが挙げられ、その解消を図っていくことが強く求められています。

新聞・テレビ・ラジオ・インターネットなどのメディアが公衆に表示する情報が、県民の意識形成に与える影響は大きいことから、連携しながら積極的に情報発信をしていく必要があります。また、公衆に情報を表示する場合、固定的性別役割分担や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現に十分留意するよう、県が率先して取組を進めるとともに、メディアにおける自主的な取組を促進する必要があります。

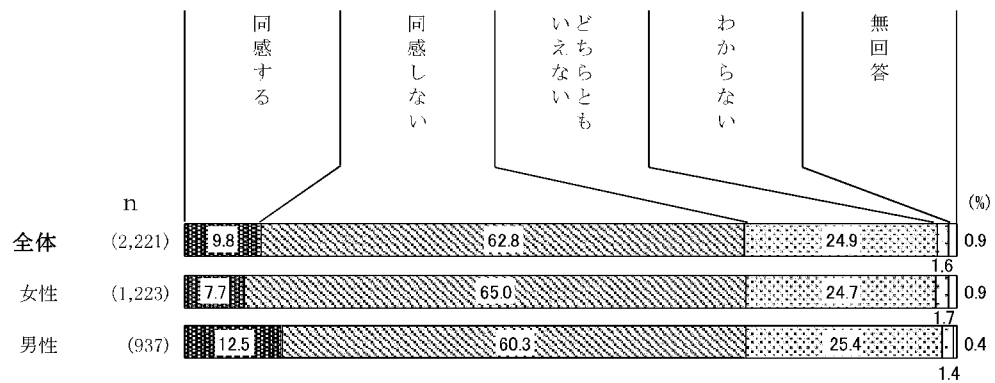
また、公衆に表示される情報について、男女共同参画の視点から県民自身が主体的に読み解き、自己発信できる能力を養うことが求められています。

男女の地位の平等感



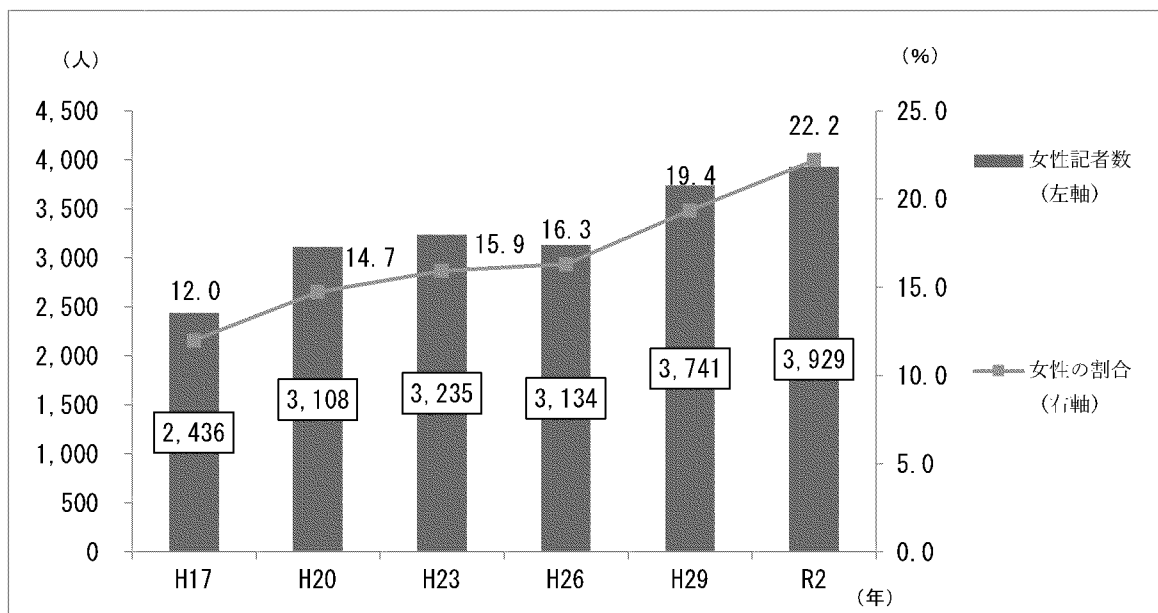
資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

性別役割分担意識（県）



資料：県男女共同参画課「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

新聞・通信社における記者の女性割合の推移（全国）



資料：内閣府男女共同参画局「女性の政策・方針決定参画状況調べ」より作成

施策の基本的な方向

(1) 固定的性別役割分担意識の解消に向けた広報・啓発活動の推進

固定的性別役割分担意識の解消に向けて、県が「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を基に率先して、事業者や県民に対して広報・啓発活動を積極的に展開するとともに、事業者や県民による自主的な取組の促進を図ります。

その際、各種メディアの幅広い活用を図ります。

推進項目

- ① 調査による実態把握を通じた、働く場・家庭・地域における慣行（社会通念・習慣・しきたり）や法制度などの見直しの促進（県民生活部）
- ② 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進（県民生活部）
 - ア 事業者、行政職員に対する意識啓発
 - イ 男性を対象とする事業の充実
 - ウ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による講師派遣や講座の実施
 - エ 男女共同参画推進の功績に対する表彰制度の実施
- ③ 男女共同参画の視点に立った県の広報活動における「男女共同参画の視点から考える表現ガイド*」の活用と周知（県民生活部、全庁）
- ④ 各種メディアの幅広い活用による広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
- ⑤ 事業者・民間団体・県民と連携した広報・啓発活動（県民生活部、全庁）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする広報・啓発活動

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談・情報提供による支援

男女共同参画に関する法制度や救済制度の積極的な活用を促進するため、誰にでも理解できるよう広報を行い、法的識字能力（リーガル・リテラシー）*の向上に向けて学習機会の充実を図ります。その際、高齢者、障害者、外国人など、情報を得にくい人に配慮します。

さらに、相談内容に応じた法制度や救済制度についての助言、情報提供、関係機関との連携などによる総合的な支援を行います。

推進項目

- ① 男女共同参画に関する条約・法律・条例などの周知及び救済制度の活用促進のための学習機会の提供（県民生活部）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を活用した学習機会の提供

② 相談・救済体制の充実（県民生活部、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における電話・面接相談、
弁護士・カウンセラーによる専門相談、インターネット相談の実施

イ 社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の視点を養う相談担当者の研
修の実施

ウ 男女共同参画苦情処理制度の活用（再掲）

施策の基本的な方向

（３）男女共同参画の視点を取り込んだ企画立案及び実施の推進

あらゆる施策に男女共同参画の視点を盛り込んでいくため、男女共同参画の現況を客観的に把握できるよう、統計の設計や結果の表し方などの見直しや、統計情報などの収集・整備・提供の充実を図るなど、その促進を図ります。

また、県施策の企画・立案、実施後の状況について、男女共同参画の視点から取組に対する配慮の度合いの評価を通じ、男女共同参画の視点からの企画・立案・実施の推進を図ります。

推進項目

① 男女共同参画に関する統計情報や出版物の収集・整備・提供（県民生活部）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）を拠点とする情報収集・提
供

イ 男女共同参画関連施策の推進状況に関する年次報告の作成・公表

② 男女共同参画に関する意識や実態の把握（県民生活部）

ア 男女共同参画に関する意識・実態調査の実施

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）で行う調査・研究

③ 男女共同参画による企画・立案・実施の推進（県民生活部、全庁）

ア 男女共同参画配慮度評価*の実施

イ 男女共同参画推進員等による県庁内各課所における取組の推進

施策の基本的な方向

（４）メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する自主的な取組への働きかけ

固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長したり連想させたりするような表現については、十分留意することが求められています。また、男女の人権、とりわけ女性の人権を尊重する視点に立った自主研修の実施や、企画・制作・編集方針決定の場へ女性を参画させるなどするよう、メディアに対し協力を働きかけます。

推進項目

- ① メディアにおける男女の人権、とりわけ女性の人権の尊重に向けた自主的な取組への働きかけ（県民生活部、関係部局）
- ② 情報を制作・発信する側の企画、制作、編集など方針決定の場への女性の参画の促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（５）男女の人権、とりわけ女性の人権を侵害する情報に対する県民意識の醸成

固定的性別役割分担意識や女性に対する暴力を助長又は連想させるような表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、広報・啓発や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 情報活用能力（メディア・リテラシー*）に関する講座等の開催による普及啓発（県民生活部、関係部局）
- ② 県民、事業者、メディアにおける「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」の活用促進（県民生活部、関係部局）

施策の基本的な方向

（６）人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護

人権を侵害するようなメディアでの性・暴力表現への対応として、法令等に基づき、対策を講じます。

その際、インターネットなどのメディアへの対応や、児童の権利保護、青少年の健全育成の観点に配慮します。

推進項目

- ① 人権を侵害するような性・暴力表現を扱ったメディアからの青少年などの保護の推進（県民生活部、警察本部）
 - ア 埼玉県青少年健全育成条例に基づく有害な環境に対する規制・業界への指導（再掲）
 - イ 児童買春・児童ポルノ禁止法に基づく対策の推進
 - ウ インターネットなどを利用したわいせつ事案などの犯罪の取締り
 - エ いわゆるアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題等、若年層を対象とした性暴力被害に対する予防啓発の推進（再掲）

基本目標 IV-2

男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実

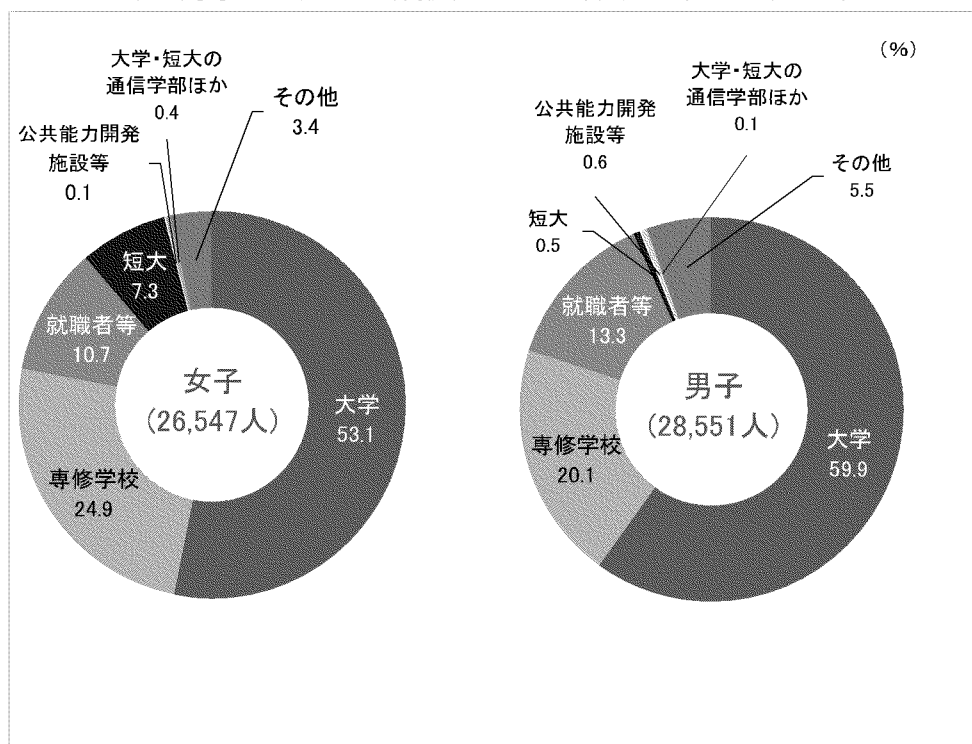
（現状と課題）

男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因として、働き方・暮らしの根底に長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアス（性差に関する無意識の思い込みや偏見）があることが挙げられます。

幼少の頃をはじめ様々な世代で、こうした固定的性別役割分担意識や偏見を植え付けず、押し付けず、男女双方の意識を変えていく取組が極めて重要となっています。

子供の頃から、男女が共に一人の自立した人間として互いの人格や個性を尊重しあうとともに、性別にかかわらず、一人一人の個性や能力を発揮して自らの意思によって行動できることが強く求められています。家庭や地域においても男女共同参画に関する学習機会の充実を図り、子供への接し方も含め、男女共同参画の視点に立った行動を促進していく必要があります。

県内高等学校卒業生（現役）の進路（令和3年3月卒業生）



資料：文部科学省「令和3年度学校基本調査」より作成

大学・短期大学入学者の専攻分野別構成（全国）

（大学）

（単位：％）

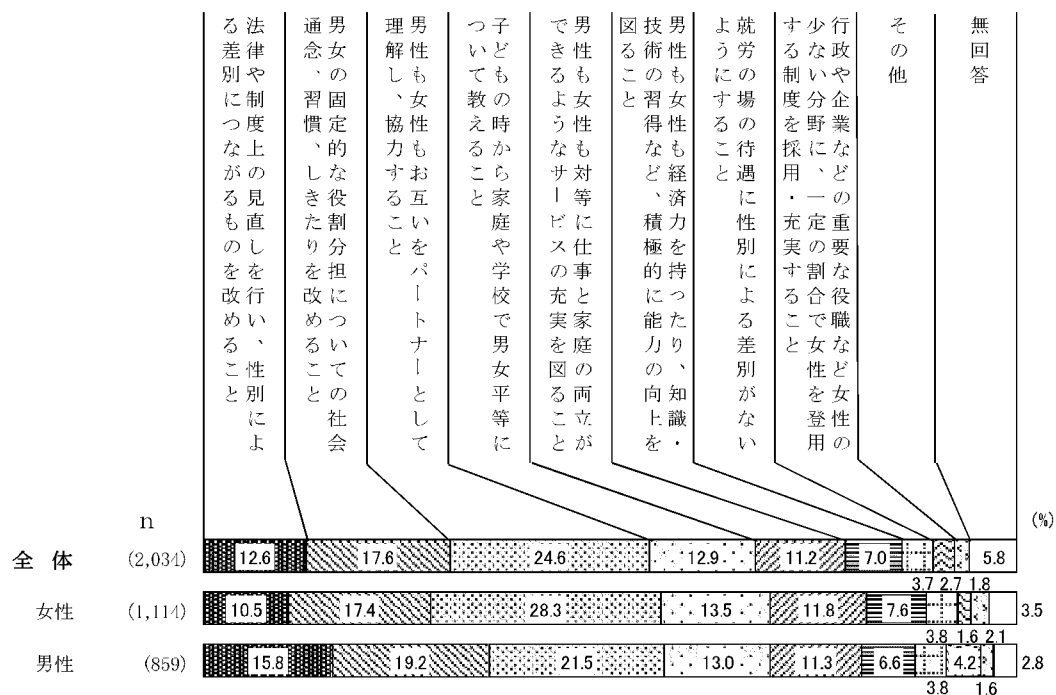
専攻分野 性別	人文科学	社会科学	理学	工学	農学	保健	家政	教育	芸術	その他
女性 (287,913人)	19.0	25.5	1.8	4.9	2.9	17.3	5.4	9.3	4.5	9.3
男性 (339,127人)	8.7	37.7	3.9	22.2	2.9	7.5	0.5	5.5	1.8	9.3

（短大）

専攻分野 性別	人文科学	社会科学	教養	工業	農学	保健	家政	教育	芸術	その他
女性 (40,055人)	8.9	9.3	1.3	0.4	0.4	7.0	19.6	40.2	4.4	8.6
男性 (5,530人)	11.2	23.1	0.4	18.8	4.2	6.3	8.9	13.5	5.4	8.2

資料：文部科学省「令和３年度学校基本調査」より作成

男女共同参画社会の実現のために必要なこと



資料：県男女共同参画課「令和２年度男女共同参画に関する意識・実態調査」

施策の基本的な方向

(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進

学校教育は、男女共同参画の意識を育てる重要な場であることから、人権尊重を基盤とした男女平等観の形成を促進するため、男女共同参画の視点に立った教育を推進します。

推進項目

- ① 学校教育における男女平等教育の推進（総務部、教育局）
 - ア 児童生徒の発達の段階に応じた適切な性に関する指導の推進
 - イ 人権感覚育成プログラム*の実践による人権感覚の育成
 - ウ 男女平等の重要性、人権の尊重、男女の相互理解と協力、家庭生活や働く場における男女共同参画の大切さなどの教育活動全体を通じた指導の充実
 - エ 男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、より良い家庭を築けるような家庭科教育の充実
 - オ 学校の教育活動の様々な場面での性別に基づく固定的な役割分担意識の見直し
- ② 女性学・ジェンダー学を含む男女共同参画に関する調査・研究などの充実
(県民生活部、関係部局)
- ③ 教職員などに対する意識啓発及び研修の充実（総務部、教育局）
 - ア 男女共同参画の理念、社会的・文化的に形成された性別（ジェンダー）の定義や視点について教職員研修などを通じた正確な理解の浸透
 - イ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

施策の基本的な方向

(2) 男女共同参画の視点に立った家庭教育の促進

幼少の頃から男女共同参画の意識を育むためには、家庭教育が大きな役割を果たしています。固定的性別役割分担意識にとらわれない家庭教育が促進されるよう、男女共同参画の視点に立った広報・情報提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

- ① 男女共同参画の視点に立った家庭・地域教育の推進（県民生活部、教育局）
 - ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）における講座・研修事業の実施
 - イ 「親の学習*」などの家庭教育支援の充実
 - ウ 学校応援団*の推進

② 家庭教育に関する情報提供や学習機会の充実（教育局）

ア 家庭教育アドバイザーの活用

施策の基本的な方向

(3) 男女共同参画を推進し多様な選択を可能とする学習の推進

男女共同参画の意識を広く浸透させるために、男女共同参画に関する学習機会を充実します。

さらに、女性があらゆる分野に参画する力をつけるために、生涯にわたる様々な学習機会の充実を図ります。

国際社会における男女共同参画の推進に関する取組や様々な課題についての情報の収集・提供や学習機会の充実を図ります。

推進項目

① 男女共同参画に関する学習機会の充実（県民生活部、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおけるライフステージに応じた研修や講座の開催

イ 県民の視点に立ったウェブサービスの運営、インターネットを活用した情報提供の拡充

② 人材の育成（県民生活部、関係部局）

ア 地域リーダーの育成と活用（再掲）

イ 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などの講座・研修事業による人材育成を通じた地域での男女共同参画の活動促進

③ 女性のキャリア形成支援（県民生活部、教育局、関係部局）

ア 男女共同参画推進センター（With You さいたま）などにおける女性のキャリア形成支援

イ 生涯学習ステーション*による人材登録制度の紹介や学習情報の提供

④ キャリア教育*の推進（県民生活部、教育局）

ア 理工系分野など多様な進路への理解・関心の向上

イ キャリア形成のために必要な能力や態度を育成

ウ 職業体験活動の機会の提供

第4章 計画の推進体制

社会情勢の変化や県の特性を踏まえながら、社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進していくために、県、市町村、県民、事業者及び民間団体が、それぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら、取組を展開していくことが必要です。

1 総合的な推進体制

(1) 庁内推進体制による全庁的な推進

幅広い分野にわたる男女共同参画の推進に向けて、関係各課が有機的に連携しながら、総合的かつ計画的に施策を推進することができるよう、企画・調整や進捗管理を行う男女共同参画推進会議とその実務を担当する幹事会などの機能的な運営に努めます。また、本庁各課（所・室）・地域機関・教育機関等に男女共同参画推進員を設置し、職員への研修などを積極的に行います。

(2) 男女共同参画審議会の意見の反映

知事の諮問に応じ、男女共同参画審議会が男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策や重要事項について調査・審議した結果や、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況についての同審議会の意見を、積極的に施策へ反映させていきます。

(3) 男女共同参画苦情処理制度の定着と充実

苦情を適切かつ迅速に処理するため、関係機関とより一層の連携を図るとともに、広く県民が利用できるよう制度の周知徹底を図ります。

2 男女共同参画推進センター（With You さいたま）による男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として、情報収集・提供、相談、講座・研修、自主活動・交流支援、調査・研究の各事業を行うことにより県の施策を実施し、県民及び市町村による男女共同参画の取組を支援します。

3 市町村の推進体制の整備への支援と市町村との連携

県民に身近な市町村において、男女共同参画を推進するための専門担当課（係）の設置、条例や基本計画の策定をはじめ、職員研修や住民への意識啓発などの取組が効果的に行われるよう市町村の推進体制の整備を支援します。

また、市町村との連携を強化しながら共に取組を進めます。

4 国・県民・事業者・民間団体との連携

県が主催する啓発事業への参加を働きかけるとともに、県民や事業者などにおける自主的な取組を促進するため、啓発、研修資料の作成・提供、自主的な研修などへの講師派遣、情報提供などの支援を行っていきます。

さらに、民間団体への活動支援やネットワークの充実、国との連携を図ります。

5 計画推進の基盤となる調査研究の実施と計画の進行管理

県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、現状や意識に関する調査や計画の進行管理を行います。

(1) 調査研究・情報収集と提供

男女共同参画の推進に関する国際社会の動向や国内外の取組について情報収集し、基本的な課題について調査研究を行います。

また、県の特性を踏まえながら施策を展開していくために、本県における男女共同参画をめぐる現状や意識に関する調査を行います。

さらに、こうした調査研究の成果や収集した情報について提供・発信していきます。

(2) 計画の進行管理

毎年度、推進指標の達成状況の把握や施策の男女共同参画配慮度評価などを行うほか、男女共同参画の推進状況、施策の実施状況を公表します。

用語の解説 (計画中*で記した用語を解説しています。)

行	用語	説明
あ	I o T	Internet of Things (モノのインターネット) の略。あらゆるモノがインターネットにつながっている状況、あるいはその技術。例えば、I o Tにより、家庭ではテレビやエアコンなどの家電製品がインターネットにつながることで外出先から操作が可能となる。また、生産現場では産業機械の部品を作る装置がインターネットにつながることで全体の管理が可能となり、生産ラインの停止時間の縮減など生産の効率化が期待されている。
	アンコンシャス・バイアス (性差に関する無意識の思い込みや偏見)	自分自身では気づいていない「無意識の偏ったモノの見方」のこと。「性差に関する無意識の思い込み」とは、例えば「男性は仕事、女性は家庭」という固定的役割分担意識に同感していなくとも、「親が単身赴任中」と聞いて、父親を想像したり、「仕事と家庭の両立」と聞いて、女性が担うものと考えてしまうなど、その人の過去の経験や知識などにより、性差に関し無意識に何気ない発言や行動として現れること。
	A I	Artificial Intelligenceの略。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び当該機能の活用に関する技術。
	M字カーブ	女性の就業率や労働力率の推移をグラフ化した際に、結婚や出産の時期に当たる年代に一度低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することがM字を描いているように見えることから、女性の就業率等における課題を示す言葉。
	L G B T Q	レズビアン (女性同性愛者)、ゲイ (男性同性愛者)、バイセクシュアル (両性愛者)、トランスジェンダー (出生時に割り当てられた性別と自認する性別が異なる人)、クエスチョニング (性のあり方を決めていない、決められない等の人) など、性的マイノリティを表す総称の一つ。
	親の学習	家庭の教育力の向上を目指して行われる学習。中学生・高校生対象の「親になるための学習」と親対象の「親が親として育ち、力をつけるための学習」がある。
か	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。
	学校応援団	学校における学習活動、安全確保、環境整備等について、ボランティアとして協力・支援を行う保護者・地域住民による活動組織。
	家内労働法	家内労働者の労働条件の向上を図り、生活の安定に資するため、家内労働手帳、工賃支払いの確保、最低工賃、安全衛生の措置など家内労働者に関する最も基本的な事項について定めた法律。
	間接差別	性別には関係のない取り扱いであっても、結果的にいずれかの性に不利益を与えるもの。合理的な理由がなく、労働者の募集に当たって身長、体重、体力を要件とするものや昇進に当たって転勤の経験を要件とするものなど。
	キャリア教育	一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方の実現を促す教育。
	競争入札参加資格審査	建設工事請負等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格等について審査すること。
	ケアラー	高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を行っている者。ケアラーの中でも、18歳未満の者はヤングケアラーという。
	けいさつ総合相談センター	警察活動への意見・要望又は苦情や激励、各種相談の総合相談窓口。
	健康長寿埼玉プロジェクト	誰もが健康で生き生きと暮らせる健康長寿社会の実現を目指して、埼玉県が推進するプロジェクト。健康づくり事業におけるノウハウの提供や表彰等を実施する「健康長寿市町村支援事業」、自らの健康づくりを積極的に行うとともに、家族や友人など周囲の人に健康によい情報を広める「健康長寿サポーター」の養成、ウォーキングや特定健診の受診などに応じてポイントを貯め、抽選により賞品が当たる「埼玉県コバトン健康マイレージ制度」、従業員等の健康管理を経営的視点から考え、戦略的に実践する企業・事業所を認定する「埼玉県健康経営認定制度」を実施している。

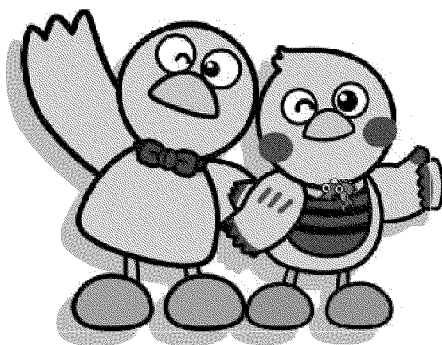
行	用語	説明
か	公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センター	犯罪被害者支援に関する早期援助団体。犯罪被害者等からの電話等による相談受理、弁護士相談・臨床心理士によるカウンセリングを行っている。彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターとして、県防犯・交通安全課、県警察本部犯罪被害者支援室と連携し、犯罪被害者等の支援に当たっている。
	国立女性教育会館	嵐山町にある男女共同参画社会の形成を目指した女性教育に関するナショナルセンター。国内外の女性関連施設等と連携し、さまざまな事業や研修を実施しており、「研修」「交流」「調査研究」「情報」の4つの機能をもって、男女共同参画社会の形成に向けた活動をしている。
	子育て世代包括支援センター	妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じる拠点であり、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う。
	固定的性別役割分担意識	個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男性は仕事・女性は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。
	子供たちとその保護者のための不登校支援サイト	不登校に悩む子供たちとその保護者に向けた不登校の子供への支援に関する情報を発信するサイト
さ	在宅ワークの適正な実施のためのガイドライン	契約条件の文書明示や適正化など在宅ワークの仕事を注文する者が在宅ワーカーと契約を締結する際に守るべきルールを示したガイドライン。
	埼玉県教育委員会女性活躍・子育て応援事業主プラン	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画として策定した計画。 県教育委員会では、このプランに基づく取組を実施していくことにより、男性も女性も、職場において能力を最大限に発揮し、仕事と家庭の両立を図れる職場環境をつくり、女性が活躍する社会に向けて取り組んでいく姿を児童・生徒に示していく。
	埼玉県警察女性職員の活躍推進及び職員のための子育てサポート推進プログラム	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画として策定した計画。 県警では、この行動計画に基づく取組を迅速かつ重点的に推進し、性別又は勤務時間の制約にかかわらず、全ての職員が、その力を最大限発揮できる魅力ある職場づくりの実現を目指している。
	埼玉県5か年計画	本県の目指す将来像と5年間に本県が取り組む施策の体系を明らかにした、県政運営の基本となる計画。
	埼玉県女性活躍・子育て応援事業主プラン	次世代育成支援対策推進法第19条及び女性活躍推進法第19条に基づく特定事業主行動計画として策定した計画。 県では、このプランに基づいて、男性も女性も、職場において能力を最大限に発揮し、仕事と生活の両立を図れる職場環境をつくることを目指している。
	埼玉県迷惑行為防止条例	公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等を防止し、もって県民生活の平穏を保持することを目的とした条例。 ※昭和38年11月15日施行（公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為の防止に関する条例） ※平成17年4月1日施行（埼玉県迷惑行為防止条例に名称変更）
	埼玉しごとセンター	武蔵浦和合同庁舎（ラムザタワー）に開設している総合就業支援施設。県が行う就職相談等のサービスとハローワークの職業紹介を一体化し、相談から就職までスムーズかつスピーディーにワンストップの支援に努めている。令和3年4月に、「ハローワーク浦和・就業支援サテライト」から名称変更を行った。
	さいたま農村女性アドバイザー	女性農業者の社会的役割の向上及び農業・農村における男女共同参画の推進を目的に、農業経営や地域社会に参画している女性農業者を「さいたま農村女性アドバイザー」として、知事が認定した者。
	彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センター	個々の案件に即した支援を実現するため、県、県警察、（公社）埼玉犯罪被害者援助センターの相談窓口を武蔵浦和合同庁舎（ラムザタワー）3階に集約し、犯罪被害者支援のワンストップ化を図っている。
	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

行	用語	説明
さ	事業主が講ずべき短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する措置等についての指針	適正な労働条件の確保や教育訓練の実施など、短時間・有期雇用労働者を雇用する事業主が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるように定めた指針。
	次世代育成支援対策推進法	急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進することをもって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とした法律。 ※平成15年7月16日施行。平成26年に一部改正され、法律の有効期限が令和7年3月31日まで延長となった。
	生涯学習ステーション	埼玉県ホームページを通じて、分野別の指導者や月別のイベント・講座などの生涯学習に関する情報を提供するサイト。インターネットを通じて、指導者やイベント・講座などの生涯学習に関する情報を分野・地域・曜日などの条件により検索するシステム。
	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	昭和54（1979）年に国連総会で日本を含む130か国の賛成によって採択され、昭和56（1981）年に発効。日本は、昭和60（1985）年に批准。女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定した条約。
	女性キャリアセンター	働きたい女性や働く女性を支援する就業支援施設。女性の仕事に関する相談やセミナー、職場体験、ハローワーク求人情報の検索・職業紹介を行っている。
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるため、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的とした法律。基本原則を定め、国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等を定めている。10年間の時限立法。 ※平成27年9月4日公布・同日施行（一部平成28年4月1日施行）
	女性の「働く」を応援するワンストップサイト	働きたい女性、働く女性に「寄り添い」、「応援する」ワンストップサイト。女性の持つ様々な疑問、悩みや関心にワンストップで応える。
	人権感覚育成プログラム	人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が具体的な態度や行動につながる人権感覚の育成を図るための学習プログラムとして刊行されたもの。自尊感情や生命尊重、共感と連帯感、コミュニケーション能力、参加・参画などの「人権感覚育成のための視点」に基づき、参加体験型学習や体験活動を組み入れ、実感を通して学ぶことができるものとなっている。（学校教育編、社会教育編）
	人身取引	人身取引は、「トラフィッキング」ともいわれ、他人を売春させて搾取することや強制的な労働をさせることなどを目的として暴力、脅迫、誘拐、詐欺、弱い立場の悪用などの手段を用いて人を獲得・輸送・引き渡すなどの行為をいう。このような人身取引は大変深刻な人権侵害である。国では平成26年に「人身取引対策行動計画」を策定し、人身取引の防止・撲滅と被害者の保護に向けた取組を実施。
	ストーカー行為等の規制等に関する法律	ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めることにより、個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止し、あわせて国民の生活の安全と平穏に資することを目的とした法律。※平成12年11月24日施行
	成育基本法	成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、大人になるまでの一連の成長過程）にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し、必要な成育医療等を切れ目なく提供する施策の総合的な推進を図ることを目的とした法律。 ※平成30年4月1日公布、令和元年12月1日施行。
	性感染症	主に性的接触によってうつる感染症。梅毒や性器クラミジア感染症などのほか、ＨＩＶ感染症も含まれる。近年、性感染症に感染する人の増加や感染者の低年齢化が問題となっている。
	性的マイノリティ	同性愛者・両性愛者・出生時に割り当てられた性別と自認する性別が一致しない人などのこと。性的少数者、セクシュアルマイノリティともいう。

行	用語	説明
さ	性と生殖に関する健康と権利	性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）とは、平成6（1994）年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7（1995）年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とある。 また、性と生殖に関する権利（リプロダクティブ・ライツ）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。
	セクシュアル・ハラスメント	相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的うわさの流布、衆目へふれる場所へのわいせつな写真などの掲示など、様々な態様のものが含まれる。
	積極的格差是正措置	様々な分野において活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するもの。
	創業・ベンチャー支援センター埼玉	創業を目指す方や創業間もない方へそれぞれのステージに合わせたアドバイスや各種サービスを行う、公的な創業支援の総合相談機関。 女性起業支援ルーム「COCOオフィス」の運営も行っている。
	総合評価落札方式	平成17年4月1日に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき実施される入札方式。 これまでの価格のみの競争だった入札方式とは異なり、新しい技術や企業のノウハウと言った価格以外の要素を含め、総合的に評価する落札方式。
	Society 5.0	①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会で、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会課題の解決の両立する人間中心社会。
た	多様な働き方実践企業	テレワークや短時間勤務など多様な働き方を実践し、仕事と家庭の両立支援やワーク・ライフ・バランスの実現など、男女共に働きやすい職場環境づくりに取り組む企業のこと。埼玉県が認定を行っている。
	短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針（同一労働同一賃金ガイドライン）	正社員（無期雇用フルタイム労働者）と非正規社員（パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者）との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差は不合理なものでないのか、原則となる考え方と具体例を示した指針。
	短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律	同一企業内における通常の労働者と短時間・有期雇用労働者との公正な待遇の実現を目的とした法律。通称「パートタイム・有期雇用労働法」。
	男女共同参画苦情処理制度	男女共同参画の推進に関する県の施策等への苦情や女性への暴力、セクシュアル・ハラスメントなどにより人権を侵害され相手方に対し改善等を求めるものについて、苦情処理委員が調査を行い、必要に応じて県の機関や関係者に対し助言、意見表明、勧告等を行う制度。
	男女共同参画推進センター（With You さいたま）	男女共同参画社会づくりのための総合拠点。男女共同参画社会の実現に向けた県の施策を実現するとともに、県民や市町村の男女共同参画の取組を支援することを目的として、情報収集・提供事業、相談事業、講座・研修事業、自主活動・交流支援事業、調査・研究事業を行っている。 さいたま市に平成14年4月に開設、愛称は「With You（ウィズユー）さいたま」。平成24年8月に配偶者暴力相談支援センターとしての機能付加。
	男女共同参画の視点から考える表現ガイド	県が行う広報において男女共同参画の視点から、使用を控えるべき表現などの「表現留意基準」を平成3年度に定めた。この基準を見直し、具体的な表現の手がかりを提供することを目的として、平成15年3月に「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」を作成。（平成25年度、平成30年度に改訂版を発行）
	男女共同参画配慮度評価	県施策について、男女共同参画を推進する視点からの配慮の度合いを評価する。年1回実施し、結果を「男女共同参画に関する年次報告」に掲載している。通称「チェックポイント5」。
	DV対策関係機関連携会議	DV被害者の保護及び自立支援を円滑に実施するために、被害者支援に関わる機関・団体等の連携を図るために平成13年に設置。

行	用語	説明
た	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
	デジタルトランスフォーメーション（DX）	デジタル（Digital）と変革を意味するトランスフォーメーション（Transformation）により作られた造語。様々なモノやサービスがデジタル化により便利になったり効率化され、その結果デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれる社会やサービスの変革を意味する。
	テレワーク	Tele（離れて）とWork（仕事）を組み合わせた造語。情報通信技術を活用した時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。
	テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン	使用者が適切に労務管理を行い、労働者が安心して働くことができる良質なテレワークを推進するため、テレワークの導入及び実施に当たり、労務管理を中心に、労使双方にとって留意すべき点、望ましい取組等を明らかにしたガイドライン。
	特定非営利活動促進基金	NPO活動を促進するため、平成16年度に県が1億円を拠出して創設した基金。「民が民を支える」観点から県民や企業からの寄附を募り、各種助成事業などによりNPOの社会貢献活動を支援している。
な	二次的被害	被害に関する捜査や事情聴取、裁判などの過程における担当者や、被害を相談したり診療を受けたりする際に接する担当者等から、被害の状況を繰り返し尋ねられたり、性的な経験を聞かれたり、心無い言葉をかけられたりすることなどにより、被害の苦しみを再度受けること。
	認定農業者	農業経営基盤強化促進法に基づき、経営改善を図るための農業経営改善計画を作成・申請し、市町村等から認定を受けた者。農業経営改善計画とは、農業者が経営規模の拡大や生産方式の合理化等について、5年後の改善目標とその達成に向けた方策をまとめた計画。
は	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした法律。 ※平成13年10月13日施行
	配偶者暴力相談支援センター	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律により、都道府県に設置が義務（市町村は努力義務）づけられているDV被害者救済のための拠点施設。センターでは次の業務を行う。 ①相談②医学的・心理学的な指導③一時保護④自立支援のための情報提供・援助⑤保護命令制度に関する情報提供・援助⑥被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報の提供・援助
	派遣元事業主や派遣先が講ずべき措置に関する指針	派遣契約に定める就業条件の確保や雇用の安定及び福祉の増進など、派遣労働者の派遣元・派遣先の事業主が講ずべき措置が適切かつ有効に実施されるように定めた指針。
	働く人のメンタルヘルス相談	職場の人間関係や仕事上のストレスなど、働く人の心の悩みの専門家である産業カウンセラーが、悩みの解決に向けてアドバイスを行う。悩みを持つ本人、家族や会社の同僚からの相談も受けている。従業員のメンタルヘルス対策に取り組もうと考えている事業主や衛生管理者からの相談にも対応している。
	パワー・ハラスメント	同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。
	ビッグデータ	ICTの進展により、生成・収集・蓄積等が可能かつ容易となった多性多量のデータの概念。近年、様々なものがインターネットにつながるIoTやセンサー技術等の発達により大量に生み出されているデータ（ビッグデータ）を収集・分析することができるようになってきた。単独では一見価値を生み出さないようなデータであっても大量に集めて分析することによって、新たな知見を得られることがあり、ビッグデータ活用の取組が盛んになってきている。
	不本意非正規雇用	正規の職員・従業員の仕事がないために、やむを得ず非正規雇用の職に就くこと。
	フレイル	加齢に伴う予備能力低下のため、ストレスに対する回復力が低下した状態を表す“frailty”の日本語訳。要介護状態に至る前段階として位置付けられ、身体的、精神的、社会的な問題を抱えやすく、「ストレスに対する脆弱性が亢進した状態」を示し、生活機能障害、要介護状態、死亡に陥りやすい状態。

行	用語	説明
は	放課後子供教室	全ての子供を対象として、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用し、地域住民の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行うもの。
	放課後児童クラブ	保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に提供される適切な遊び及び生活の場。
	法的識字能力（リーガル・リテラシー）	自分にどんな権利があり、その権利を行使するために、どのように手続をすればよいかを理解する能力。そのための法律や関連の制度の存在を知り、その知識を使いこなすことができる能力をいう。
ま	民間シェルター	民間団体によって運営されている暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。現在民間シェルターでは、被害者の一時保護だけにとどまらず、相談への対応、被害者の自立へ向けたサポートなど、被害者に対する様々な支援を行っている。
	メディア・リテラシー	メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力のこと。
や	ユニバーサルデザイン	年齢、性別、能力の違いなどにかかわらず、すべての人が暮らしやすいまちや、利用しやすい施設、製品、サービスなどをつくっていかうとする考え方。
ら	利用者支援事業	子育て家庭や妊産婦がニーズに合わせて、幼稚園・保育所や地域の子育て支援事業などから必要な支援を選択して利用できるように、市町村が、情報の提供や相談・援助などを行う事業。
	労働力率	人口（日本では15歳以上）に対する労働力人口の比率。労働力人口は就業者に完全失業者を加えた人数で、15歳以上で働いている人と働く意欲を持つ人がどれぐらいいるかを示すもの。
わ	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活の調和のこと。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。



埼玉県マスコット
「コバトン」・「さいたまっち」

埼玉県男女共同参画基本計画（令和4年度～8年度）

令和4年4月

発行 埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-2921
FAX 048-830-4755
E-mail a2250@pref.saitama.lg.jp
<http://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/a0309>